

おおいた子ども・子育て応援プラン (第3期計画)

～子育て満足度日本一を目指して～



大 分 県



はじめに

「子育て満足度日本一」を目指して

子育てが難しくなっているとされます。若い人に子育てのイメージを聞くと、「負担」、「責任」、「大変」といった答えが多く返ってきます。県が開設している「いつでも子育てほっとライン」にも、年間3千件を超える電話がかかってくる。

確かに子育ては大変です。言葉の通じない相手に、つきっきりで世話をしなければなりません。こちらの都合などお構いなしです。子どもが大きくなればなったで、親の言うことを聞いてくれないといった悩みも出てきます。特に近年、核家族化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育て環境はより厳しくなっているとと言えます。

一方で、子育ての喜びや楽しみを喜々として語る若い人にも多くお会いします。子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。子育てには苦楽の両面があると思いますが、家庭での子育てが難しくなっているからこそ、地域や社会が子育てを応援し、子育ての喜びが感じられるような環境を作っていかなければなりません。

こうした考えのもと、本県では、平成21年度から「子育て満足度日本一」の実現を目指して取り組んできました。折しも、全国的かつ本格的な人口減少の中で、時代は、地方創生へと、その流れを加速していますが、「子育て満足度日本一」の実現に向けた取組を通じて、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県づくりに取り組むことは、地方創生が目指す、将来にわたり豊かで活力ある大分県づくりとまさに軌を一にするものです。

こうした取組を実効あるものとするためには、行政はもとより、家庭、地域、学校及び企業等の理解と協力を得ながら、目標を共有して一体となって計画を進めることが大切です。そこで、今回策定した第3期計画では、「めざす姿」に5つの具体像を設定し、県民の皆様により具体的に、より分かりやすく示すことにしました。また、その成果についても、全国順位を取り入れることで進ちよく状況が明確に分かるようにしています。このプランに基づき、より多くの子ども・子育て支援者の協力を得ながら、県民総参加による「子育て満足度日本一」の大分県を目指していきます。

結びに、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員の皆様をはじめ、プラン策定に当たり貴重なご意見をお寄せいただきました県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

大分県知事 広瀬 勝貞

目 次

計画の策定にあたって	1
I 総論編	
第1章 子ども・子育ての現状	6
第2章 後期計画（第2期計画）の評価	17
第3章 計画の基本的な考え方	22
第4章 計画の推進にあたって	24
II 各論編	
第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり	29
第1節 社会全体の意識づくり	
第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり	
第3節 男女共同参画に関する意識づくり	
第2章 地域における子育ての支援	37
第1節 地域子育て支援サービスの充実	
第2節 幼児期の教育・保育の環境整備	
第3節 子育て支援者の育成	
第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実	
第5節 子育て支援のネットワークづくり	
第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり	49
第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進	
第2節 男性の育児参画の推進	
第3節 女性の就労支援	
第4節 若者の就労支援	
第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	59
第1節 児童虐待に対する取組の強化	
第2節 社会的養護の充実	
第3節 ひとり親家庭への支援	
第4節 子どもの貧困対策の推進	
第5節 障がい児への支援	
第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応	
第7節 在住外国人の親と子どもへの支援	

第5章	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	77
第1節	結婚・妊娠・出産への支援	
第2節	子どもや母親の健康づくり	
第3節	思春期からの健康づくり	
第4節	子どもの病気への支援	
第5節	食育の推進	
第6章	子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	89
第1節	子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり	
第1項	確かな学力の育成	
第2項	豊かな心の育成	
第3項	健康・体力づくりの推進	
第4項	幼児教育の充実	
第5項	信頼される学校づくり	
第2節	家庭や地域の教育力の向上	
第7章	子どもにとって安全・安心なまちづくり	101
第1節	子育てしやすい生活環境づくり	
第2節	安心して外出できる環境づくり	
第3節	子どもを交通事故から守る環境づくり	
第4節	子どもを犯罪から守る環境づくり	
附表		111
Ⅲ	第3期計画の評価	127
Ⅳ	資料編	133

(参考) 本計画で使用する用語について

○児童	おおむね 18 歳未満の者
○児童生徒	小学生、中学生及び高校生
○生徒	中学生及び高校生
○青少年	小学生からおおむね 18 歳未満の者
○少年	おおむね 20 歳未満の者

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(次世代育成支援対策推進法)

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されており、少子化の問題は私たちが取り組まなければならない最も重要な課題です。

このため、核家族化や都市化の進行に伴う家庭や地域の子育て力の低下も踏まえ、国においては、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めることが必要との認識のもと、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律では、国や地方公共団体、事業主等が、次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間において、集中的かつ計画的に推進することとされていました。

これを踏まえて、県では、次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画として、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「おおいた子ども・子育て応援プラン」（以下「前期計画」という。）を、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「新 おおいた子ども・子育て応援プラン」（以下「後期計画」という。）を策定し、安心して子どもを生み育てられ、子どもが心身ともに健やかに育つ社会の実現を基本目標に、幅広い施策に取り組んできました。

同法は、平成 26 年 4 月に「一部を改正する法律」が成立し、有効期限が平成 36 年度末まで 10 年間延長されています。

(子ども・子育て支援新制度)

また、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月からスタートします。この新制度の主なポイントは以下の 3 点です。

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育への給付（「地域型保育給付」）の創設
- (2) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- (3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

都道府県は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画を策定するものとされています。

(まち・ひと・しごと創生法)

さらに、平成 26 年 11 月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。同法は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することを目的としています。

また、都道府県には、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤

いのある生活を送ることができる地域社会を形成するため、地域の実情に応じた施策を策定して実施することが求められています。

(第3期計画の策定)

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の地域社会の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあります。

このため、結婚から妊娠・出産、そして子育てまで切れ目なく支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会の実現を目指す、「おおいた子ども・子育て応援プラン 第3期計画」を策定し、家庭や地域、学校、企業等と連携・協働しながら、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県づくりに取り組みます。

2 計画の性格

この計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (3) 平成26年6月17日付け雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく母子保健計画
- (4) 大分県長期総合計画の部門計画

3 計画の期間

この計画は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

4 県民意見等の反映

この計画の策定に当たっては、以下のとおり、子育てや子育て支援を担う県民のみなさんの意見を広く聴く機会を設けるとともに、いただいた意見について計画への反映に努め、県庁ホームページ等で情報公開するなど、策定過程の公表に努めました。

- (1) 「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」の実施

県や市町村が実施する保育サービス等へのニーズや満足度を把握するため、小学生以下の子どもを持つ家庭を対象に「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」を市町村との連携により、平成25年度下半期に実施しています。

結果については、保育サービス等の目標を設定する上での基礎データとして活用しています。

(2) 「県民意見募集（パブリックコメント）」の実施

計画の素案に対する意見を広く聴くため、平成 26 年 10 月 15 日から 11 月 14 日にかけて、「県民意見募集（パブリックコメント）」を実施しています。

(3) 「おおいた子ども・子育て応援県民会議」委員からの意見

計画の策定にあたっては、公募委員をはじめ、学識経験者や関係機関・団体の代表等からなる「おおいた子ども・子育て応援県民会議」に、骨子案検討の段階から意見を聴くとともに、一部委員については、計画案の作成作業を行う「計画策定ワーキンググループ」に参画いただいています。

I 総論編

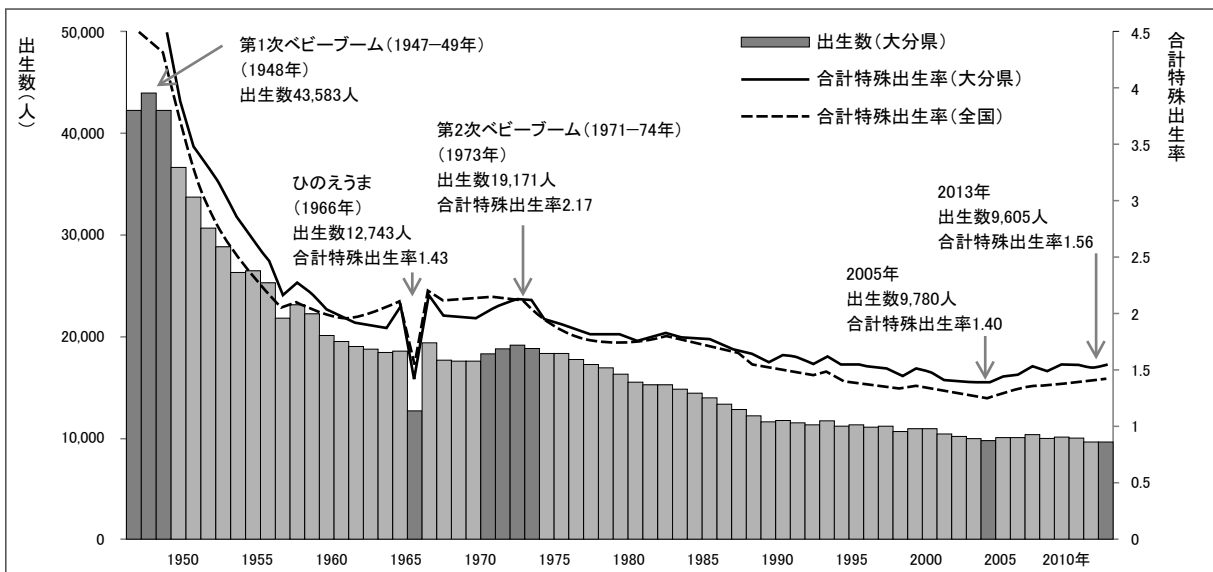
第1章 子ども・子育ての現状

第1節 少子化の現状と見通し

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

本県の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期は約4万3千人、第2次ベビーブーム期は約1万9千人でしたが、その後減少傾向が続き、2005年（平成17年）に初めて1万人を割り込みました。また、合計特殊出生率についても2004年（平成16年）、2005年（平成17年）に過去最低の1.40となりましたが、その後、徐々に上昇し、2013年（平成25年）には1.56まで回復しています。

(図1) 出生数と合計特殊出生率の推移（大分県・全国）

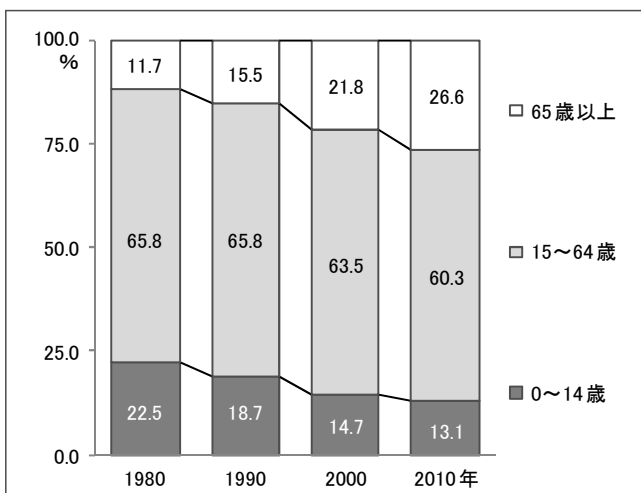


資料 厚生労働省「人口動態調査」

(2) 人口構造の変化

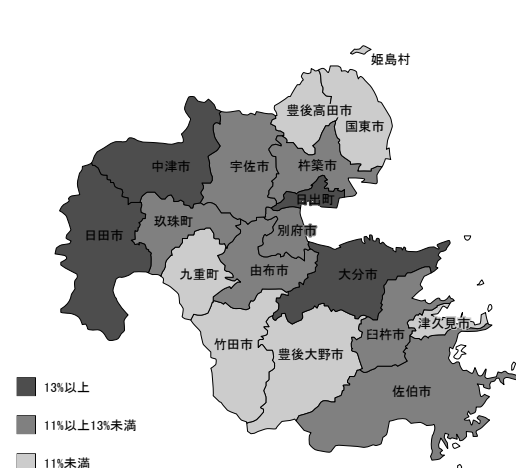
出生数の減少に伴い、県の総人口に占める子どもの割合は年々減少しており、2010年（平成22年）には県の人口に占める14歳以下の割合は13.1%となっています。

(図2) 人口構造（年齢構成）の推移（大分県）



資料 総務省「国勢調査」(2010年)

(図3) 市町村別14歳以下の人口割合



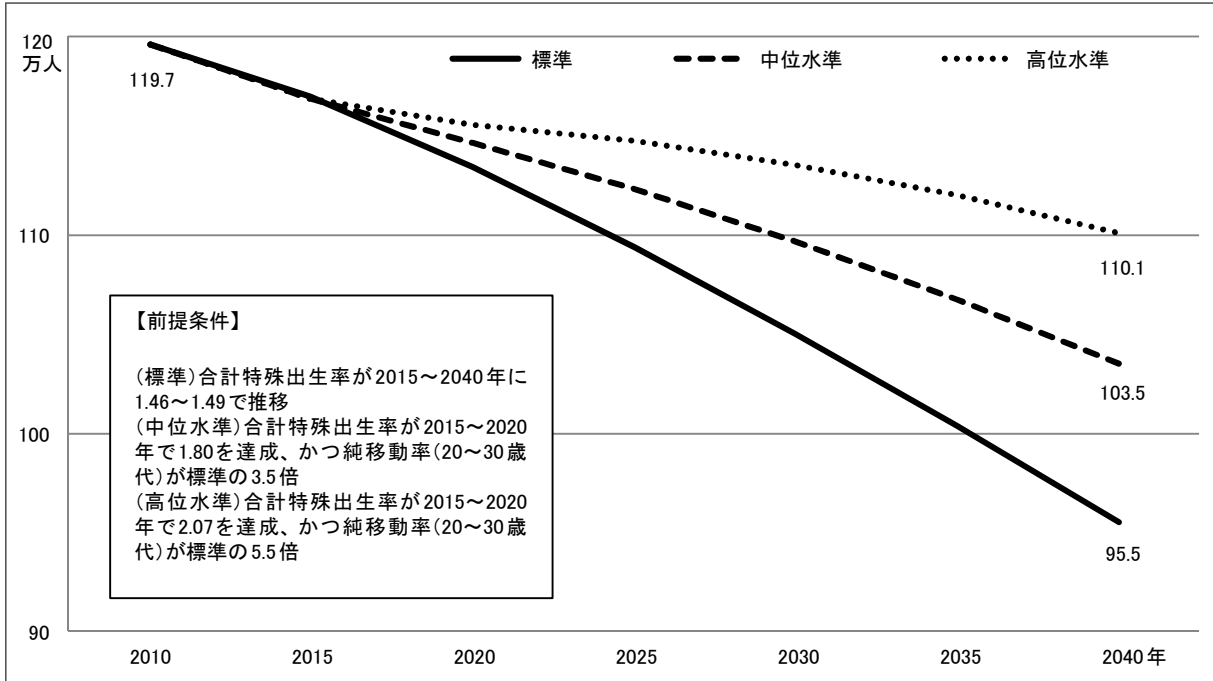
資料 大分県「毎月流動人口調査」(2014年10月分)

(3) 将来の人口の見通し

県が作成した将来の人口シミュレーションによると、合計特殊出生率や純移動率等が現状のまま推移した場合、2040年に県人口は95.5万人（2010年比▲20.2%）まで減少が見込まれますが、一方で、人口減少緩和策を講じた場合は、2040年に110.1万人（同比▲8.0%）まで減少を緩和できるとしています。

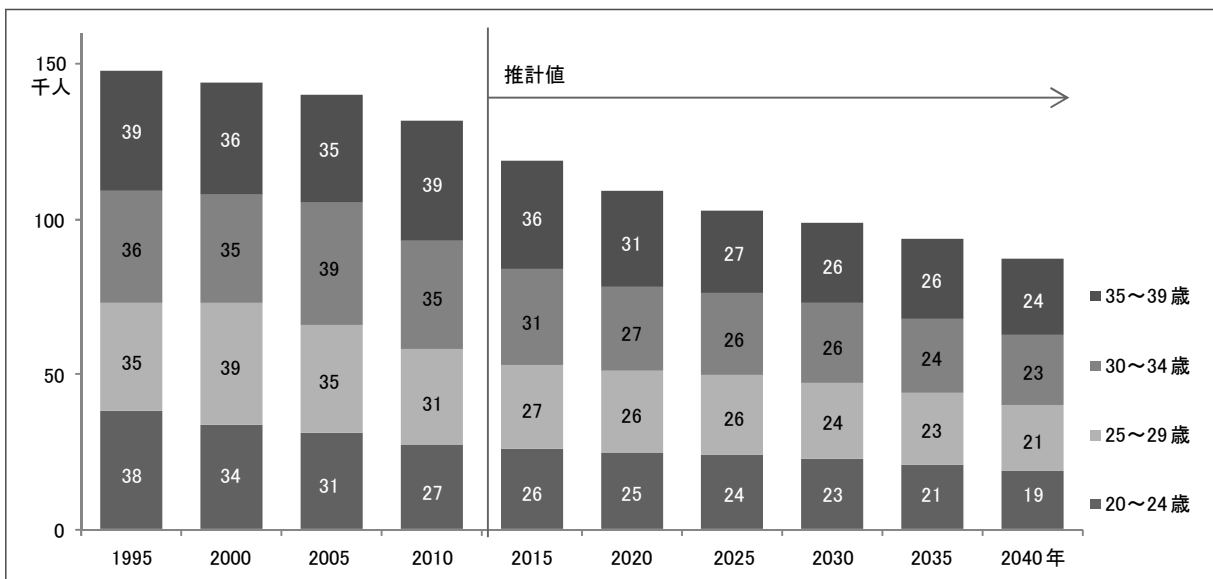
今後、20歳代、30歳代の女性人口が減少する中で、希望する人が家庭を築き、子どもを生き育てることができる社会の実現を図ることが大切です。

(図4) 将来人口推計（大分県）



資料 大分県「中長期県勢シミュレーション」(2014年)

(図5) 20~39歳の女性人口の推計（大分県）



資料 (2010年まで) 総務省「国勢調査」
 (2015年以降) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2013年)

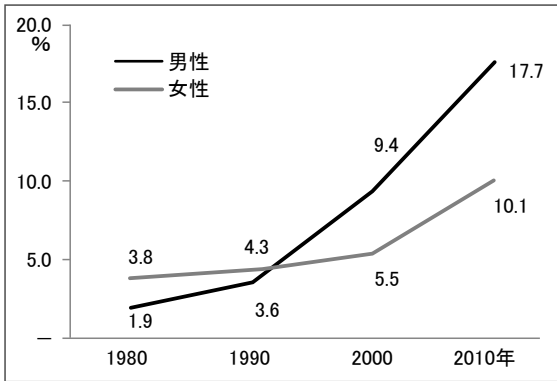
第2節 結婚、出産、子育てをめぐる状況

(1) 未婚化・晩婚化の進行

本県における生涯未婚率（50歳時の未婚率（45～49歳と50～54歳の未婚率の平均））は、男性が17.7%、女性が10.1%と、この30年間で男性は約9.3倍、女性は約2.7倍に増えています。独身にとどまっている理由（25～34歳）は、男女共に「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

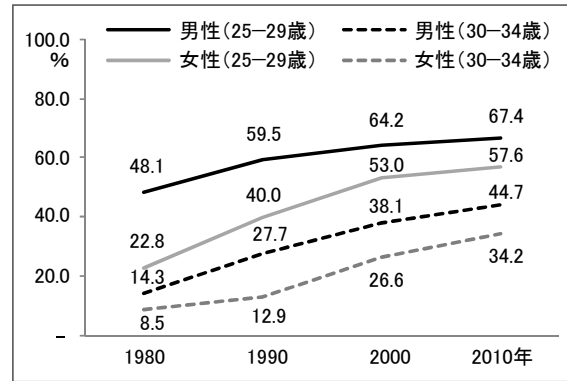
また、平均初婚年齢も男性が30.2歳、女性が28.9歳と年々晩婚化の傾向が高まっており、その結果、女性の第1子出産時の年齢も上昇しています。

(図6) 男女別生涯未婚率の推移（大分県）



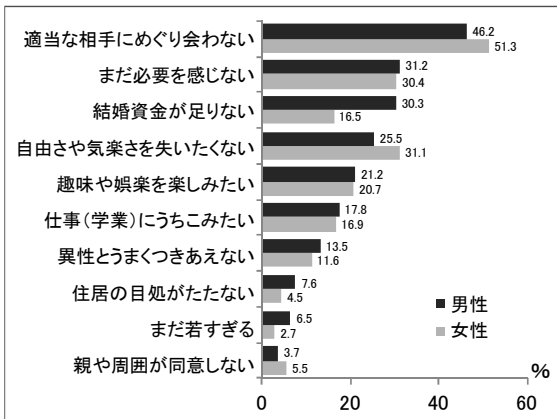
資料 総務省「国勢調査」

(図7) 男女別未婚率の推移（大分県）

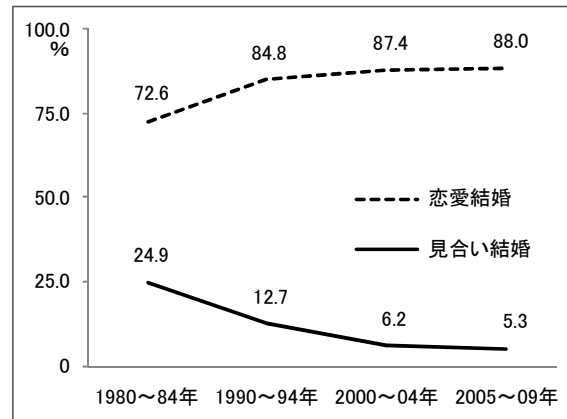


資料 総務省「国勢調査」

(図8) 独身にとどまっている理由（25歳～34歳）(全国) (図9) 結婚年次別恋愛結婚・見合い結婚割合の推移（全国）

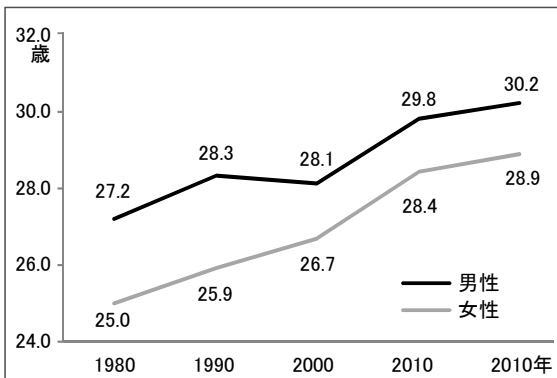


資料 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」(2010年)



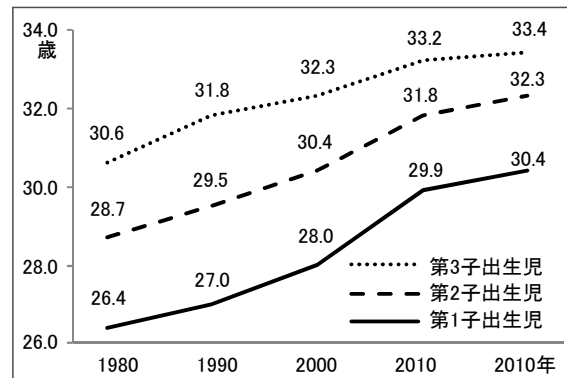
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」(2010年)

(図10) 平均初婚年齢の推移（大分県）



資料 厚生労働省「人口動態調査」

(図11) 出生順位別母の平均年齢の推移（全国）



資料 厚生労働省「人口動態調査」

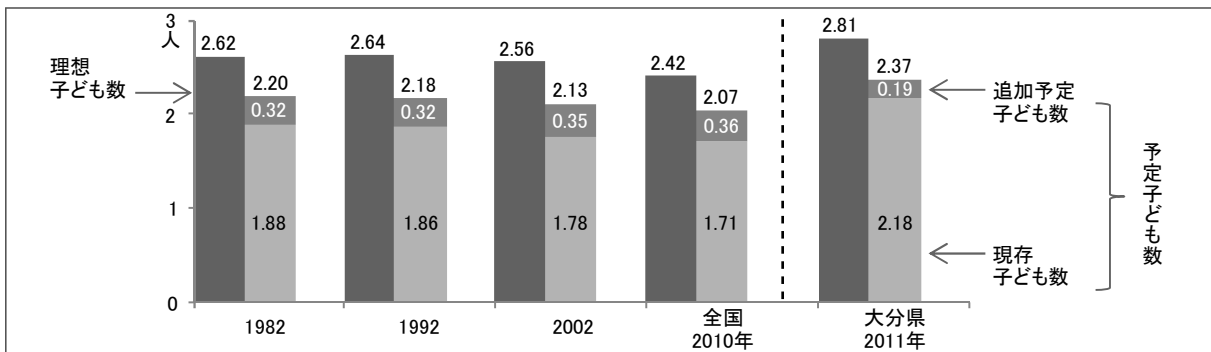
(2) 理想とする子ども数

国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第14回出生動向基本調査」によると、夫婦にとっての理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、2.42人であるのに対して、実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）は2.07人となり、年々低下しています。

一方で、県が実施した「子ども・子育て県民意識調査」によると、県内在住の夫婦の平均理想子ども数は、2.81人、平均予定子ども数は2.37人となり、全国を上回っています。

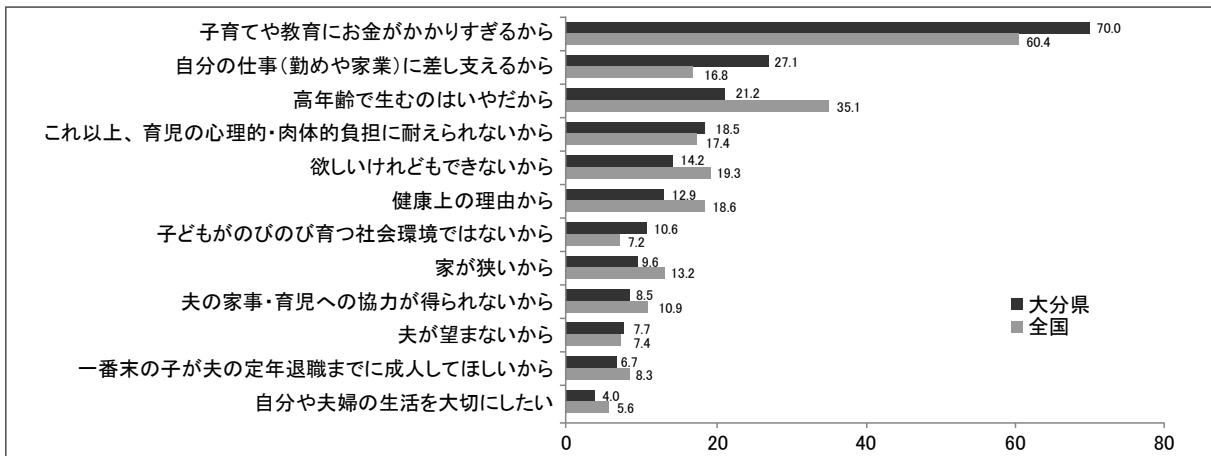
また、理想子ども数と予定子ども数が異なる理由として、経済的な問題や仕事を理由にあげた県内在住の夫婦が全国よりも多くなっています。

(図12) 夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（大分県・全国）



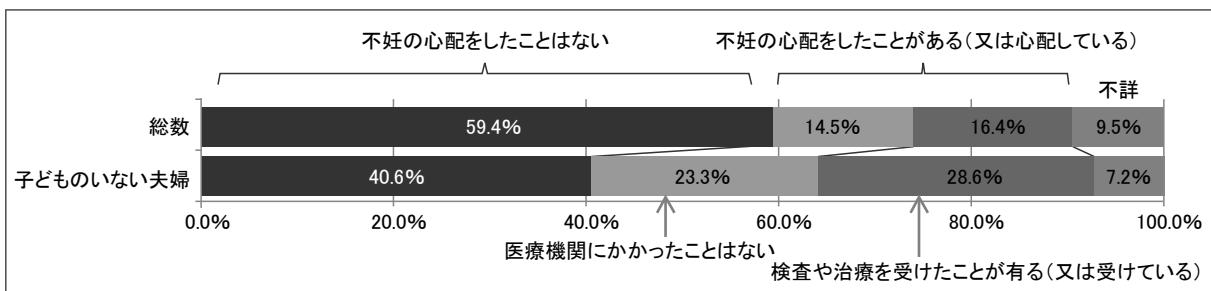
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」(2010年)、大分県「子ども・子育て県民意識調査」(2011年度)

(図13) 理想子ども数と予定子ども数が異なる理由（大分県・全国）



資料 (大分県)大分県「子ども・子育て県民意識調査」(2011年度)、(全国)国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」(2010年)

(図14) 不妊の心配と治療経験（全国）



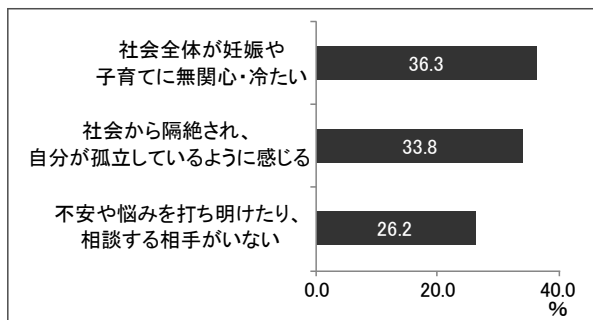
資料 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」(2010年)

(3) 子育てに対する不安

核家族化や近所付き合いの減少により、子育てについて気軽に相談できず不安を感じる親が増加しています。母親の育児不安の程度が高いと、相対的に第2子の出生の可能性が低くなるとされています。

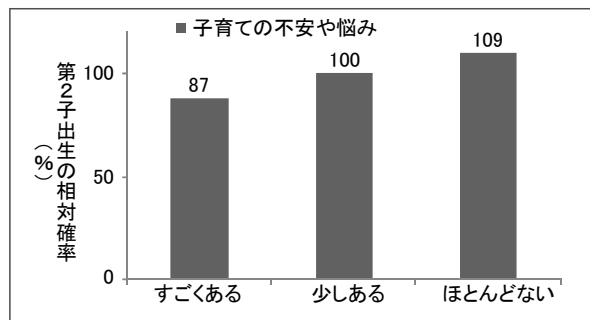
また、父親の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向が見られます。県内の父親が家事・育児にかかる時間は、全国で7番目に長く、男性の育児参画が進展しています。

(図 15) 子育て中の周囲や社会の印象 (全国・母親)



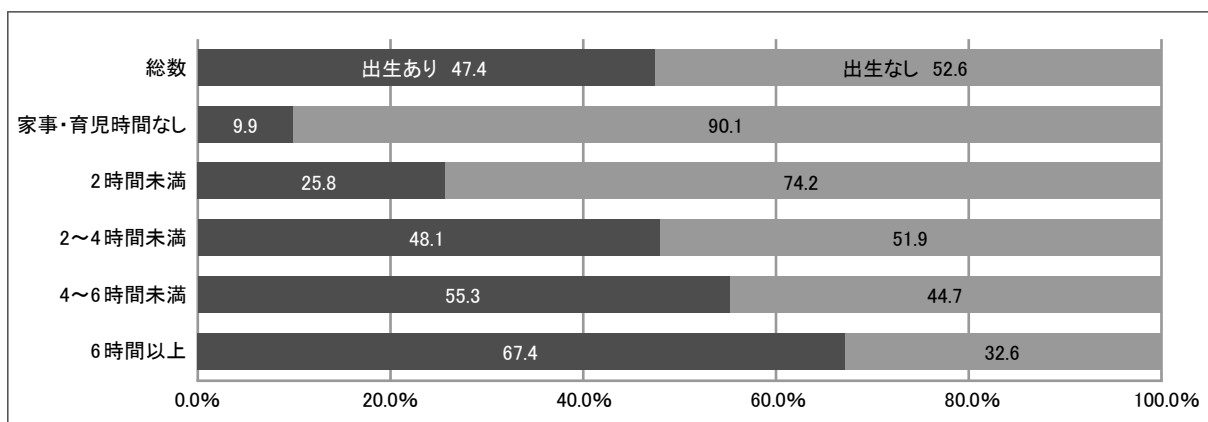
※グラフは「非常にそう思う」、「まあそう思う」の計。
資料 一般財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出時等に関するアンケート調査」(2011年)

(図 16) 妻の子育ての不安や悩みと第2子出生の関係 (全国)



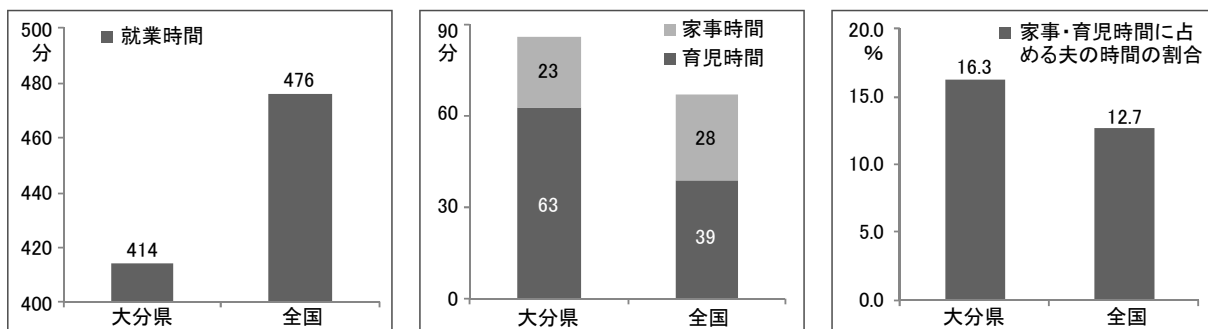
※相対確率は「少しある」を基準とする。
資料 厚生労働省「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告」(2012年)

(図 17) 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生への影響 (全国)



資料 厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」(2010年)

(図 18、19、20) 男性の長時間労働と家事・育児の参画 (大分県・全国)

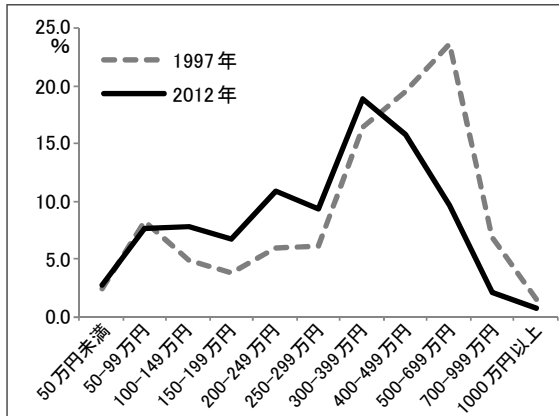


※6歳未満の子どもがいる夫・妻(夫婦と子どもの世帯)を調査対象として、週全体の行動種類別合計時間を1日あたりに平均した時間(分)。
なお、上記の家事時間には調査上の家事時間に買い物時間を合算している。資料 総務省「社会生活基本調査」(2011年)

また、子育て世代（30歳代）の所得は、1997年（平成9年）には年収が500万円～699万円の雇用の割合が最も多かったが、2012年（平成24年）には300万円台の雇用の割合が最も多くなっています。

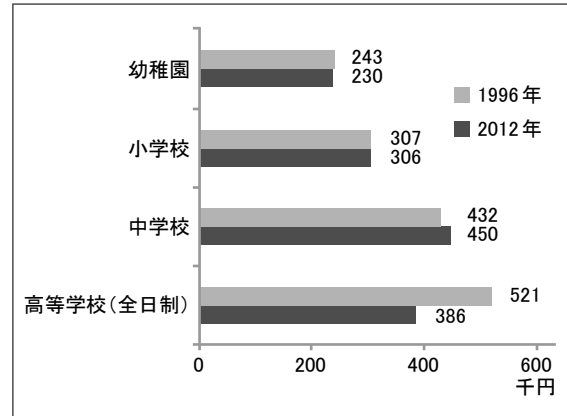
一方で、子どもの学習費については、この間、高等学校授業料無償化等により一部低下は見られるものの、それ以外では大きな変化はなく、所得が低下する中で負担に感じる親が増えています。

（図 21）30 歳代の収入階級別雇員構成の推移（全国）



資料 総務省「就業構造基本調査」

（図 22）子ども 1 人あたりの学習費（年額）の推移（全国）



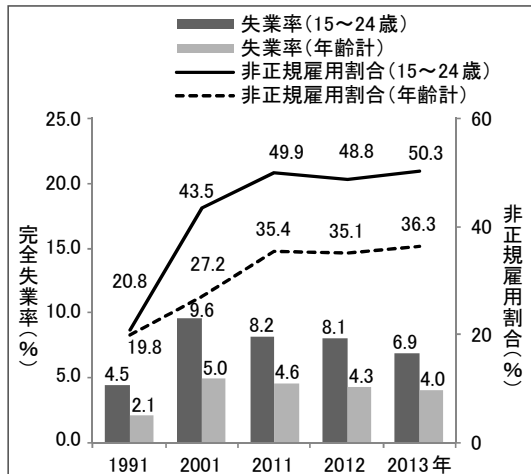
※全て公立の場合。学習費には学校教育費（授業料、通学費、制服費等）、学校給食費、学校外活動費（家庭内学習費、学習費、芸術文化活動費、スポーツ・レクリエーション活動費等）含む。資料 文部科学省「子どもの学習費調査」

（4）若者と女性の就労状況

経済のグローバル化と若者の就労に対する意識の変化により、雇用形態の多様化が進む中、若者の完全失業率は依然高い割合で推移しています。一般に、収入が低く雇用が不安定で、家庭生活の経済的基盤を構築できない男性の未婚率が高いとされ、学校卒業直後の就業形態が無職だった場合、正規雇用の場合と比べ、男女共に 20～29 歳の結婚の確率が低くなる傾向があります。

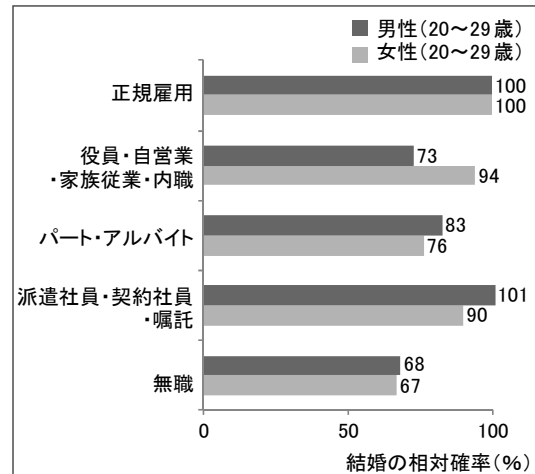
また、県内における女性の就業率は、20歳代は全国よりも低いものの、いわゆるM字カーブの底（30歳代）は全国よりも高くなっています。女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係があるとされ、特に、妻の勤務先に利用可能な育児休業制度があり、出産後に就業継続する見込みがある場合には相対的に出産の確率が高いとされています。

（図 23）若年者の完全失業率・非正規雇用の割合の推移（全国）



資料 総務省「労働力調査」

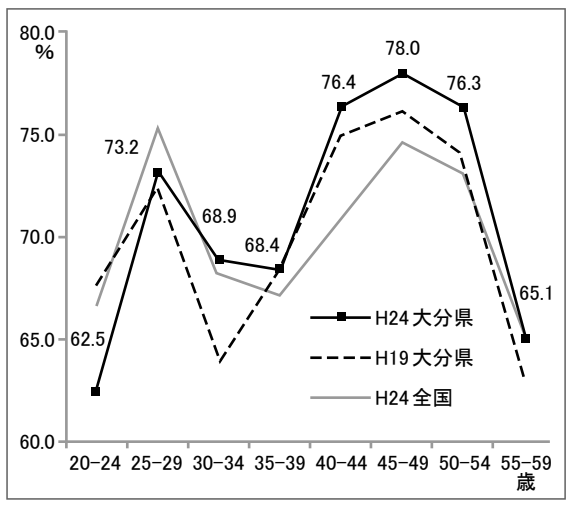
（図 24）学校卒業直後の就業形態と結婚の関係（全国）



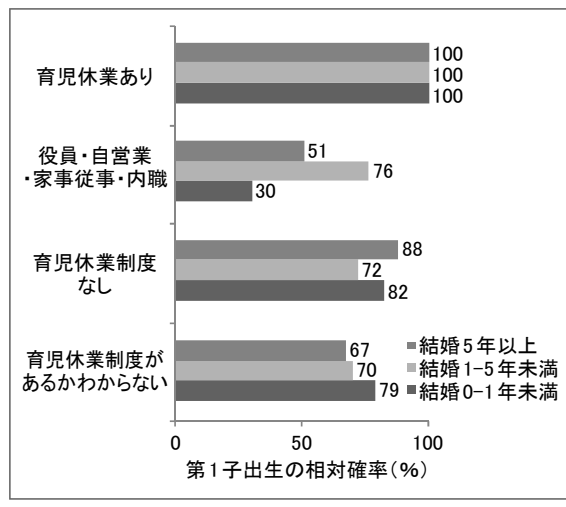
※相対確率は「正規雇用」を基準とする。

資料 厚生労働省「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告」（2012年）

(図 25) 女性の就業率の状況 (大分県・全国) (図 26) 妻の職場での育児休業制度の有無と第1子出生の関係 (全国)



資料 総務省「就業構造基本調査」



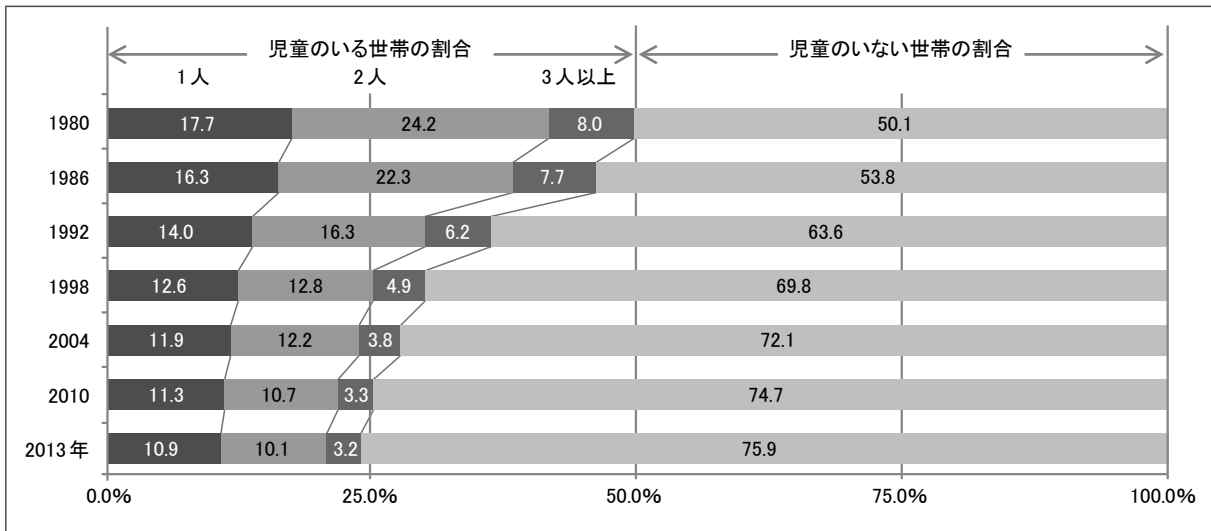
※相対確率は「育児休業あり」を基準とする。
資料 厚生労働省「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告」(2012年)

第3節 子どもを取り巻く状況

(1) 家族形態の変容

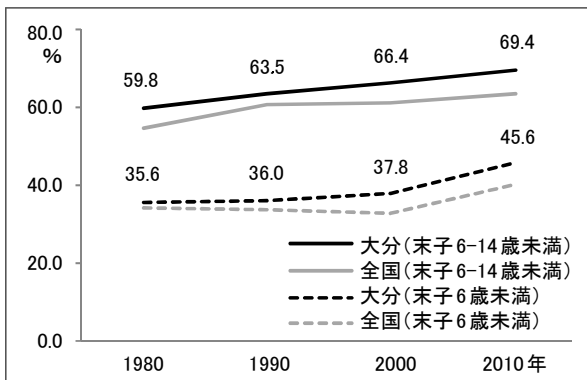
子どものいる世帯の割合は、1980年(昭和55年)には約半数を占めていましたが、2013年(平成25年)には25%を下回っています。一方で、共働き世帯やひとり親世帯は増加しており、家族形態の多様化が進んでいることから、1人ひとりの子どもに合ったきめ細かな育ちの支援が求められています。

(図27) 児童の有無別にみた世帯の構成割合の推移(全国)



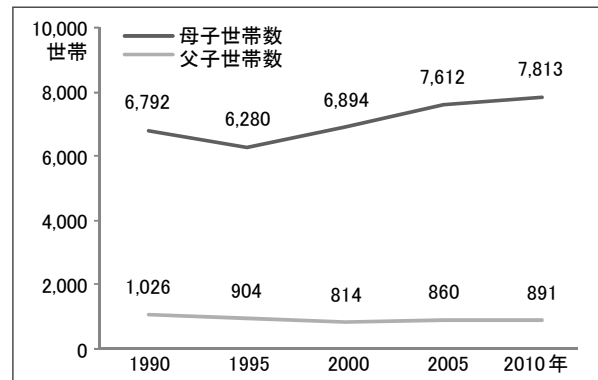
資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図28) 子どものいる共働き世帯の構成割合の推移(大分県・全国)



資料 総務省「国勢調査」

(図29) ひとり親世帯数の推移(大分県)



資料 総務省「国勢調査」

(2) 就学前、就学後の児童の状況

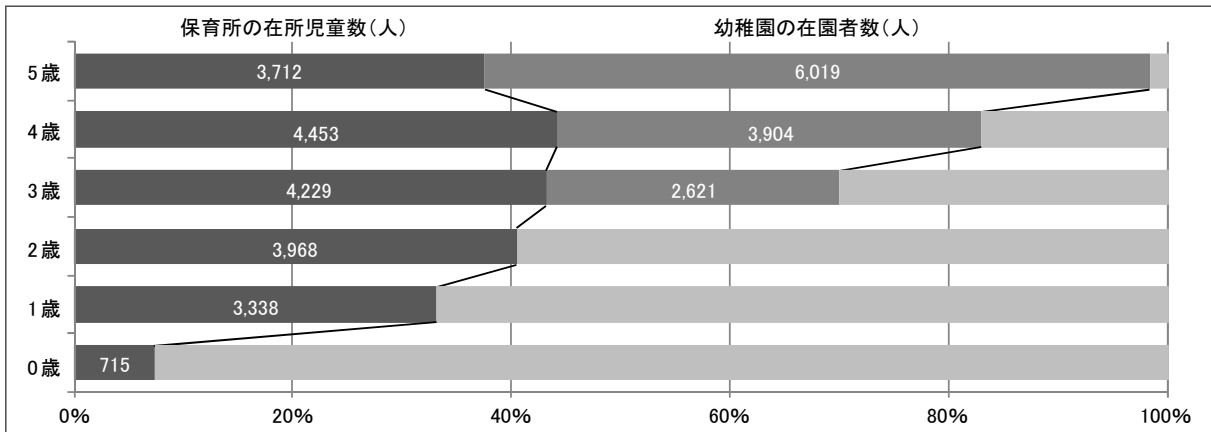
共働き世帯の増加等により、就学前に保育所や就学後に放課後児童クラブを利用する子どもの数は年々増えています。

また、「全国学力・学習状況調査」によると、小学校6年生の学力の状況は年々改善が見られ、2014年には平均正答率が調査開始以来、初めて全国平均を上回りましたが、中学校3年生では依然、全国平均を下回っています。一方で、「全国体力・運動能力等調査」では、小学校5年生、中学校2年生の体力は男女共に改善しており、特に小学校男子は全国9位と顕著に改善しています。

一方で、様々な理由で学校に不登校となる子ども数は依然多く、特に中学生の年間の不登

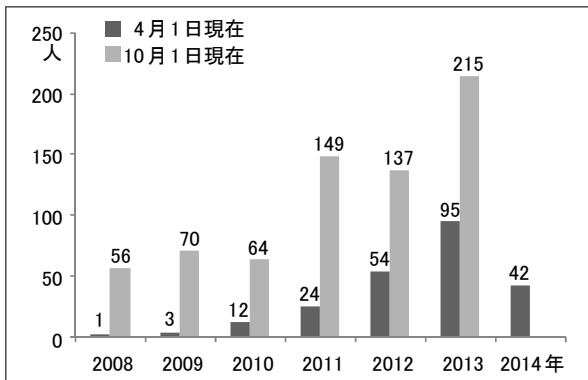
校生徒数は、1,000 人前後で推移しています。

(図 30) 就学前児童の現状 (大分県 2012 年)



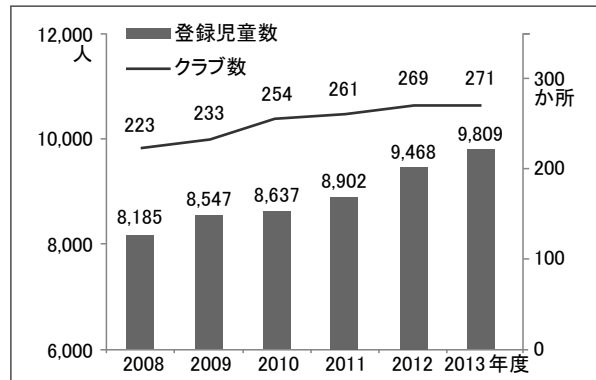
資料 (保育所の在所児童数) 厚生労働省「平成24年社会福祉施設等調査」
(幼稚園の在園者数) 文部科学省「平成24年度学校基本調査」

(図 31) 保育所入所待機児童数の推移 (大分県)



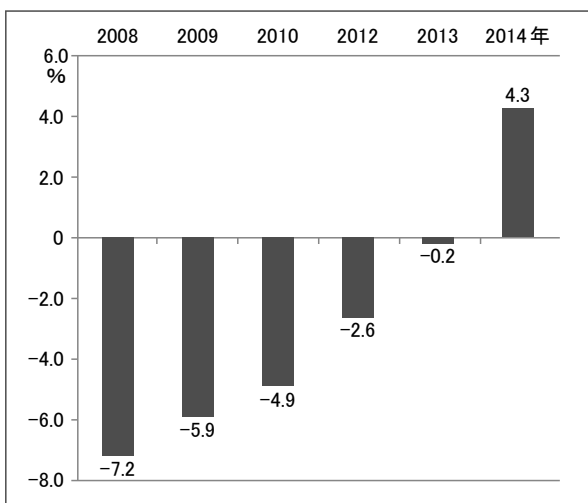
資料 厚生労働省発表資料

(図 32) 放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移 (大分県)

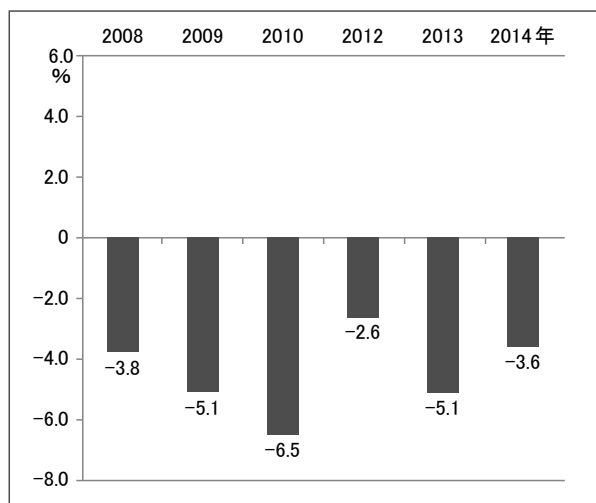


各年度5月現在 資料 大分県

(図 33、34) 全国学力・学習状況調査における平均正答率の推移 (大分県平均と全国平均との差)
小学校6年生 中学校3年生



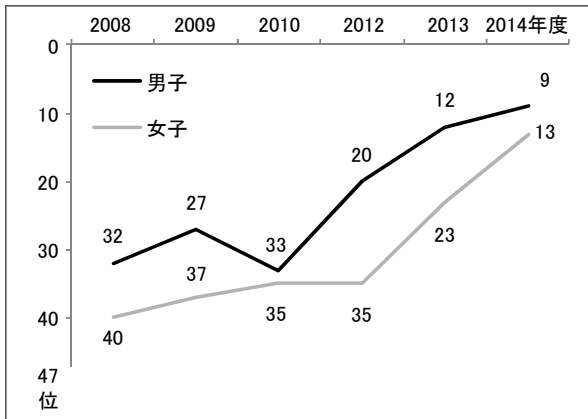
※国語A・B、算数A・Bの平均正答率。全国平均を0とする。
資料 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(2011年度は調査未実施)



※国語A・B、数学A・Bの平均正答率。全国平均を0とする。
資料 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(2011年度は調査未実施)

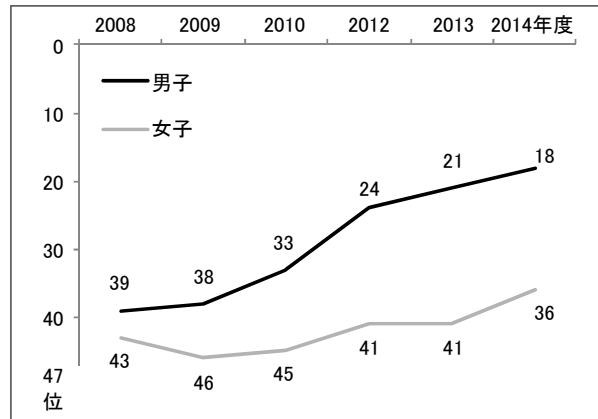
(図 35、36) 全国体力・運動能力等調査における体力合計点の全国順位の推移 (大分県)

小学校 5 年生



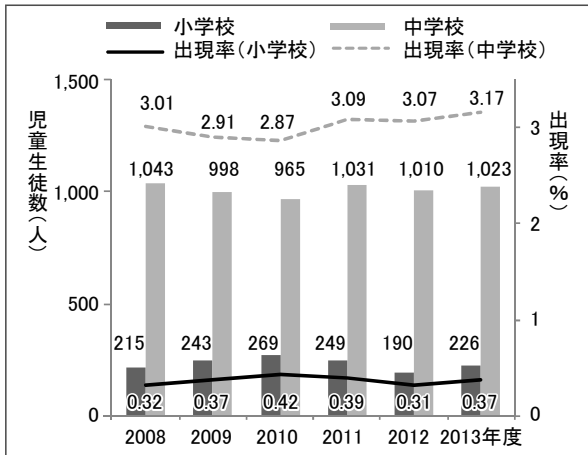
※資料 文部科学省「全国体力・運動能力等調査」(2011年度は調査未実施)

中学校 2 年生



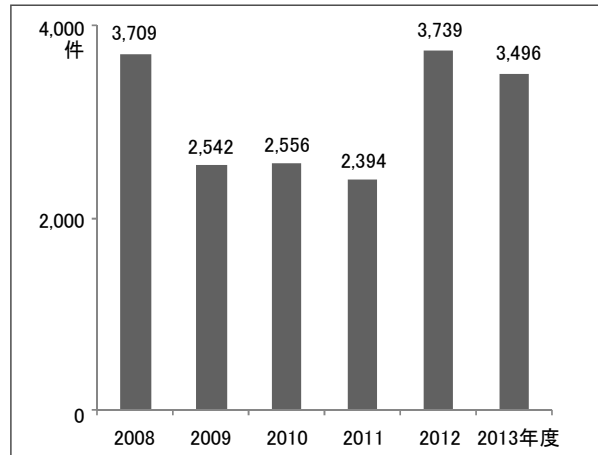
※資料 文部科学省「全国体力・運動能力等調査」(2011年度は調査未実施)

(図 37) 不登校児童生徒数と出現率の推移 (大分県)



資料 大分県「学校基本調査」

(図 38) いじめの認知件数の推移 (大分県)

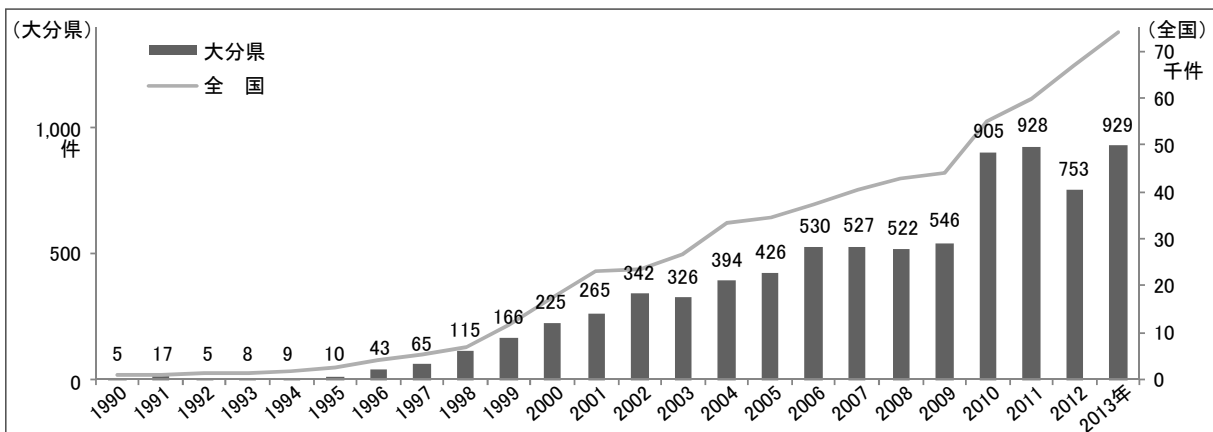


資料 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 児童虐待の現状

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が施行された2000年(平成12年)ごろから急増しています。

(図 39) 虐待相談対応件数の推移 (大分県・全国)



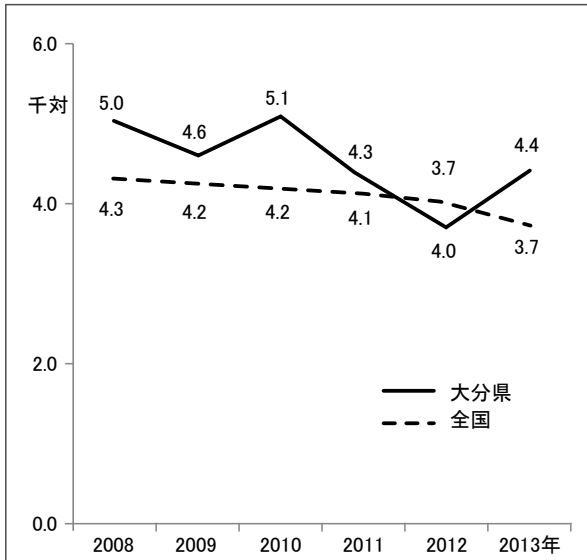
資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

第4節 母子の健康について

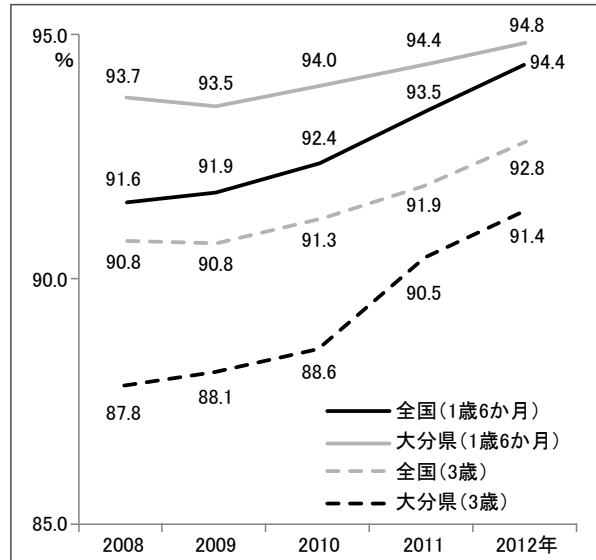
県の周産期死亡率は、減少傾向にはありますが、全国と比較してやや高い率で推移しています。

また、母子保健法に基づき実施している乳幼児の健康診査の受診率については、年々改善しているものの、依然全国水準を下回っており、むし歯のない子どもの割合についても同様に、改善傾向にあるものの、全国水準を下回っています。

(図 40) 周産期死亡率の推移 (大分県・全国)



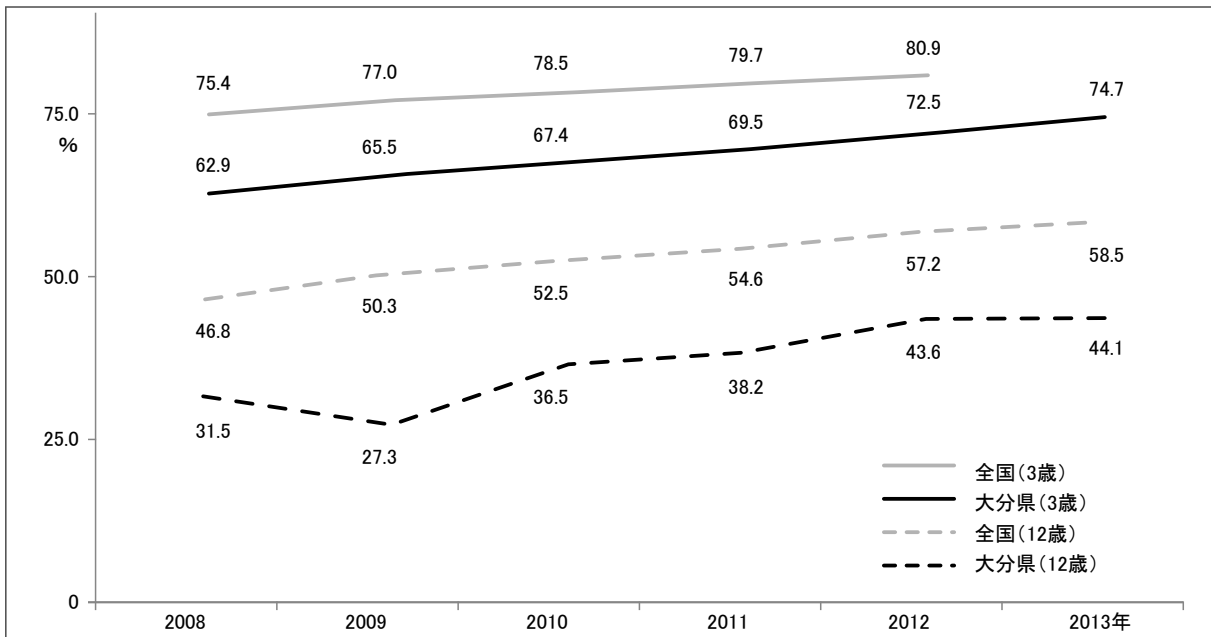
(図 41) 乳幼児健康診査 (1歳6か月、3歳) の受診率の推移 (大分県・全国)



※周産期死亡率 = (年間の妊娠満 22 週以後の死産数) + (年間の生後 1 週間未満の早期新生児死亡数) / (年間の出生数) + (年間の妊娠 22 週以後の死産数) × 1,000
資料 厚生労働省 「人口動態調査」

資料 厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」

(図 42) むし歯のない子ども (3歳・12歳) の割合の推移 (大分県・全国)



資料 (3歳)厚生労働省調べ、(12歳)文部科学省「学校保健統計調査」

第2章 後期計画（第2期計画）の評価

平成22年度から平成26年度まで実施した後期計画（第2期計画）の評価は以下のとおりです。

（個別事業ごとの評価）

後期計画（第2期計画）では、個別の事業ごとの進捗状況の評価するため、「子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり」、「地域における子育ての支援」など7つの基本施策ごとに、合計40項目の数値目標を設定していました。（別表 後期計画における個別事業ごとの評価）

平成26年3月末時点で、既に目標値を上回っている指標（「達成」）は19項目、目標値を90%以上達成している指標（「概ね達成」）は5項目、また、26年度末までに達成の見込みの指標等（「概ね達成の見込み」）は7項目となっており、合計31項目（77.5%）が達成の見込みです。残りの項目についての概況は以下のとおりです。

○「休日保育実施施設」か所数

「休日保育」とは日曜日、国民の祝日等において保育を行う保育所等で、26年度末までに8市に17か所設置されています。さらに、3か所の設置が検討されましたが、設置に至りませんでした。

○「夜間保育実施施設」か所数

「夜間保育実施施設」とは、開所時間が原則として概ね11時間で、おおよそ午後10時まで子どもを預かる保育所等を指します。計画のあった自治体で設置について検討を加えられましたが、設置に至りませんでした。

○「児童家庭支援センター」か所数

「児童家庭支援センター」とは、家庭等からの児童に関する専門的な知識や技術を必要とする相談に応じるとともに、里親やファミリーホームへの支援を行う施設で、県内に2か所設置されています。計画では新たに1か所設置予定でしたが、専門性を有する職員の確保が難しいなどの理由から設置に至っていません。

○特別支援学校教諭免許状の保有率（小・中学校における特別支援学級担当教諭）

小・中学校特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率を向上させるため、各市町村教育委員会へ免許状保有者を特別支援学級の担任にあてることなどを趣旨とした通知文を发出するなど取組を行ってきましたが、目標は達成できませんでした。今後も引き続き、免許状保有者の積極的な配置や認定講習受講促進等を各市町村教育委員会へ働きかけるとともに、教職員研修の充実等により特別支援学級担当教員の資質向上を図ります。

○「不登校児童生徒の割合」（小学校・中学校）

小・中学校の不登校児童生徒の出現数は1,200人台で高止まり傾向にあり、目標値には達しませんでした。「地域不登校防止推進教員」を全郡市に配置して適応感を高め、魅力ある学校づくりを促進するとともに、不登校早期対応システムを構築するなどの不登校の未然防止対策を強化していきます。

○「朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合（小学校5年生・中学校2年生）

朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、調査した小学校5年生、中学校2年生ともに平成22年度から24年度まで一貫して95%前後と目標を概ね達成していましたが、25年度から割合が減っており、引き続き、望ましい食習慣の形成について推進します。

(総合的な評価)

後期計画(第2期計画)では、子育て満足度日本一に向けた取組を分かりやすく評価するため、総合的な計画の効果(アウトカム)を測る指標として、14項目を設定していました。(別表 後期計画における総合的な評価)

14項目の指標のうち、指標⑤の「25～29歳女性の就業率」を始めとする7項目で、計画策定時の平成21年度3月末時点の数値を上回るか、同位となっています。中でも、指標⑥の「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」は、前回調査では36分と全国で最下位であったものが、1時間26分と50分伸び、全国順位も7位へと躍進しました。

一方、指標①の「希望した時期や時間に保育サービスを利用できると答えた人の割合」を始めとする7項目は、平成21年3月末時点の数値を下回っています。

全体の達成率は、平成21年3月末時点の71.6%から平成26年7月末時点では74.4%と2.8ポイント増加しています。

主要な事項ごとの達成状況は以下のとおりです。

○地域における子育て支援について

①「希望した時期や時間に保育サービスを利用できると答えた人の割合」、②「子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合」、③「子育て支援(保育)サービスを知っている人の割合」については、20年度末と比較して割合が低下しています。市町村ごとでは、全ての項目で割合が増加している市町村(1自治体)もある中で、一方、全ての項目で低下している市町村(2自治体)もあるなど、地域によってばらつきが見られることから、県では、引き続き、子育て支援(保育)サービスの広報や社会全体での意識づくりについて推進します。

○子育ても仕事もしやすい環境づくりについて

④「25～34歳男性の就業率」及び⑤「25～29歳女性の就業率」については、ほぼ変わらない就業率を確保することができました。事業者の経営を取り巻く環境が一段と厳しい中、県では各産業の集積を図るとともに、雇用数において8割以上を担う県内の中小企業の振興を図るため、「大分県中小企業活性化条例」を制定し、安定した雇用の確保や人材の育成に努めています。また、⑧「30～34歳女性の就業率」については4.9%増加しており、引き続き、女性が子育てしながら働きやすい環境づくりに努めます。

⑥「6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間」については、前述のとおりですが、⑦「夫も妻も同じように子育てを行うことが『理想と答えた人』に対して、『実現できていると答えた人』の割合」についても、割合が着実に増えており、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性の育児参画を促進していきます。

○子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりについて

⑨「妊娠から出産までの間に満足度・充実感があつたと答えた人の割合」については、やや割合は下がったものの、全ての市町村で80%以上の高い満足度・充実感を引き続き得ることができました。また、⑩「自分にも良いところがあると答えた子どもの割合」、⑪「難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していると答えた子どもの割合」については、この計画期間中に、毎年、着実に割合を増やすことができました。児童生徒の挑戦意欲を育むためには、学校生活のあらゆる場で児童生徒が自ら選択・決定する機会を与えるとともに、例えその選択・決定の結果が不本意なものとなっても真摯に受け止めるような指導が重要です。このような指導を通じて、児童生徒が、自らの考えと責任において、進んで学び、挑戦し、課題を解決しようとする力を育てる学校運営への支援を充実していきます。

○子育て家庭の経済的負担の軽減について

⑫「乳幼児等の医療費への助成」については、平成 22 年 10 月から小・中学生の通院費に助成を拡大するなど取り組んでまいりましたが、全国的な順位は 2 つ下がりました。

⑬「保育料への助成」については、幅広い対象児童に支援が引き続きできたことから全国 3 位を保持し、目標である全国トップレベル（5 位以内）を達成しています。

○合計特殊出生率について

一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す、合計特殊出生率は、平成 16 年、17 年に 1.40 まで下がりましたが、その後増加に転じ、平成 25 年は 1.56 まで回復することができました。一方で、全国順位は 6 つ下がっています。

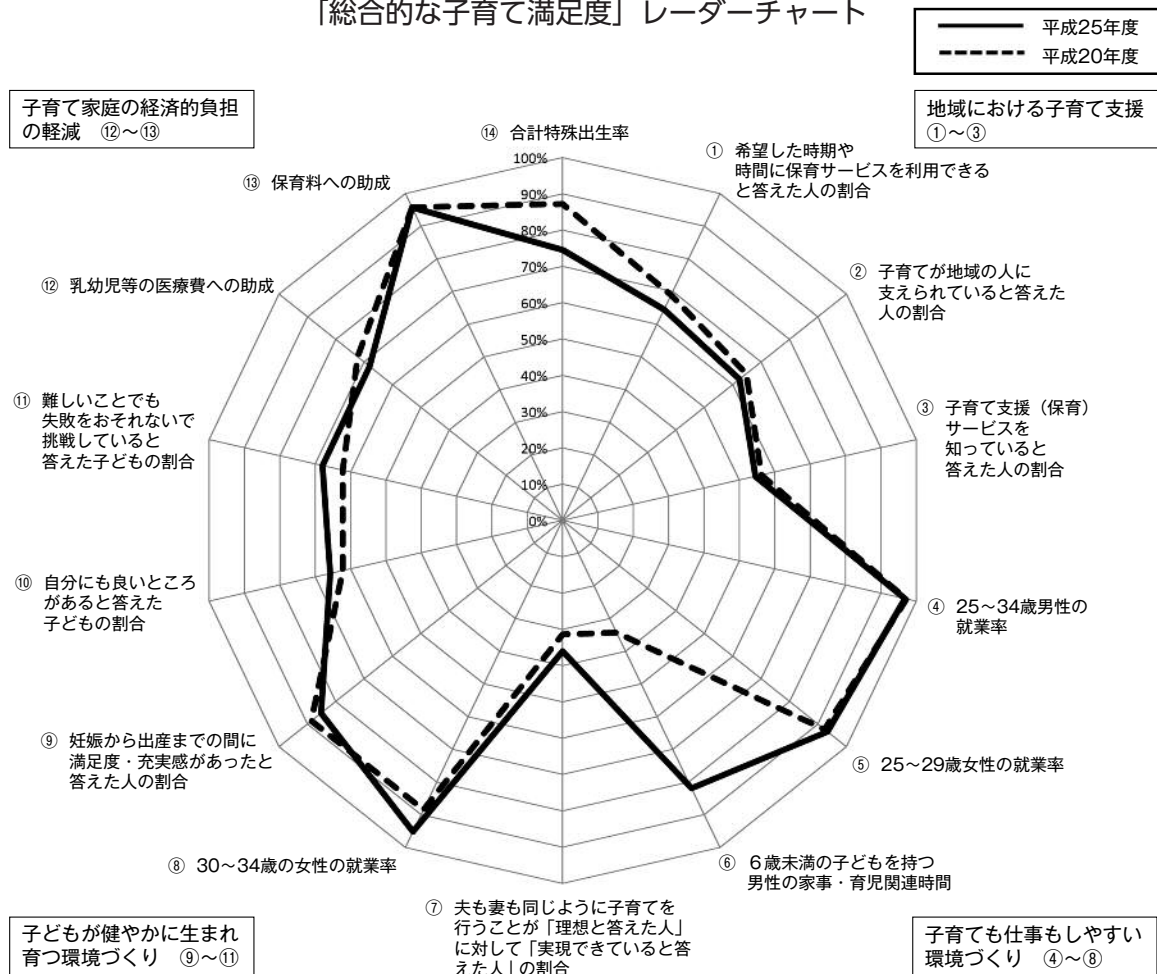
別表 後期計画（第2期計画）における個別事業ごとの評価

基本施策	No.	指 標	平成21年 3月末時点	平成26年度末 目標値	平成26年 3月末時点	達成状況	
1意識づくり	1	体験的参加型による人権学習を実施した学校の割合	83.0%	100.0%	99.0%	概ね達成	
	2	地域子育て支援拠点	54か所	71か所	66か所	概ね達成	
2地域における子育ての支援	3	「ファミリー・サポート・センター事業」実施市町村	6市町	12市町	10市町	概ね達成の見込み	
	4	一時預かり実施保育所	133か所	135か所	145か所	達成	
	5	預かり保育を実施している幼稚園の割合	56.0%	61.0%	75.8%	達成	
	6	「ショートステイ事業」実施市町村	4市町	8市町村	9市町	達成	
	7	「トワイライトステイ事業」実施市町村	3市町	5市町村	5市町	達成	
	8	放課後児童クラブ	223か所	264か所	273か所	達成	
	9	延長保育実施施設	169か所	189か所	203か所	達成	
	10	休日保育実施施設	17か所	20か所	17か所		
	11	特定保育実施施設	4か所	37か所	35か所	概ね達成	
	12	病児・病後児保育実施施設	10か所	22か所	15か所	概ね達成の見込み	
	13	夜間保育実施施設	0か所	1か所	0か所		
	14	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数（のべ）	17,874件	70,000件	60,496件	概ね達成の見込み	
	15	見守りなどの小地域ネットワーク組織が設置された自治会数	1,630団体	2,300団体	2,715団体	達成	
	3子育ても仕事しやすい環境づくり	16	育児休業制度の規定を設けている企業の割合	69.3%	80.0%	75.9%	概ね達成
		17	PTAに父親部がある小・中学校の割合	34.8%	40.8%	46.6%	達成
18		「ジョブカフェおおいた」における新規求職者就職率	42.5%	45.0%	63.2%	達成	
4きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	19	里親委託率	15.3%	19.0%	28.1%	達成	
	20	「ファミリーホーム」か所数	0か所	6か所	12か所	達成	
	21	児童養護施設における「基幹的職員」数	0人	14人	14人	達成	
	22	「地域小規模児童養護施設」か所数	1か所	4か所	6か所	達成	
	23	「児童家庭支援センター」か所数	2か所	3か所	2か所		
	24	「自立援助ホーム」か所数	1か所	2か所	1か所	概ね達成の見込み	
	25	「児童デイサービス事業所」か所数（23年度末制度廃止） （参考）放課後等デイサービス事業所箇所数	16か所 -	24か所 48か所	23か所 51か所	達成	
	26	特別支援学校教諭免許状の保有率（小・中学校における特別支援学級担当教諭）	26.7%	90.0%	37.4%		
	27	不登校児童生徒の割合（小学校）	0.32%	0.25%	0.37%		
	28	不登校児童生徒の割合（中学校）	3.01%	2.10%	3.17%		
5子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	29	「養育支援訪問事業」実施市町村	8市町	18市町村	16市町	概ね達成の見込み	
	30	10代の人工妊娠中絶件数	297件	低下	232件 (24年)	達成	
	31	妊娠しているとわかった時の女性の喫煙率	19.0% (17年度)	低下	14.1%	達成	
	32	3、4か月児のいる父親の喫煙率	48.4% (17年度)	低下	45.5%	達成	
	33	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合（小5）	93.0%	95.0%	91.4%		
	34	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合（中2）	91.1%	95.0%	89.5%		
6子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	35	授業がわかると感じている児童生徒の割合（小5/4教科）	82.1%	88.0%	83.4%	概ね達成	
	36	授業がわかると感じている児童生徒の割合（中2/5教科）	63.4%	68.0%	61.0%	概ね達成の見込み	
	37	福祉施設一日訪問体験に参加した高校生の数	691人 (20年度)	延4,200人	延べ3,626人 (25年度796人)	概ね達成の見込み	
	38	幼稚園と小学校の連携体制を整備した市町村の割合	55.6%	100.0%	100.0%	達成	
7子どもにとって安心安全なまちづくり	39	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	43.0% (15年度)	50.0% (27年度)	26年度末に公表予定(国土交通省)		
	40	法指定通学路における歩道等整備率（市町村道を除く）	64.0%	71.0%	71.9%	達成	

別表 後期計画（第2期計画）における総合的な評価

総合的な子育て満足度の主要な事項		指標	平成26年度 目標値	平成21年 3月末時点	平成27年 3月末時点	現況値の出典
地域における 子育て支援	(1) 子育て家庭が出産や子育てに楽しさや充実感を感じることができる	① 希望した時期や時間に保育サービスを利用できると答えた人の割合(就学前児童を持つ親)	100.0%	68.9%	64.5%	平成25年度子ども・子育て支援事業計画のための実態調査(市町村調べ)
		② 子育てが地域の人に支えられていると答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	64.8%	62.4%	
	(2) 子育て支援サービス情報の提供	③ 子育て支援(保育)サービスを知っていると答えた人の割合(就学前児童を持つ親)	100.0%	56.2%	54.5%	
子育ても仕事もしやすい環境づくり	(3) 子育て世代が安定した生活を送ることができる	④ 25～34歳男性の就業率	94.0%	91.4% 全国27位	91.0% 全国17位	平成24年就業構造基本調査
		⑤ 25～29歳女性の就業率	78.4%	72.4% 全国32位	73.2% 全国34位	
	(4) 夫婦がともに、家事や育児に関わることができる	⑥ 6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	1時間45分	36分 全国47位	1時間26分 全国7位	平成23年社会生活基本調査
		⑦ 夫も妻も同じように子育てを行うことが「理想と答えた人」に対して、「実現できていると答えた人」の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	31.4%	36.0%	平成25年度子ども・子育て支援事業計画のための実態調査(市町村調べ)
	(5) 女性が子育てしながら働き続けられる	⑧ 30～34歳女性の就業率	72.4%	64.0% 全国29位	68.9% 全国28位	平成24年就業構造基本調査
子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	(6) 子どもが心身ともに健やかに育つことができる	⑨ 妊娠から出産までの間に満足度・充実感があつたと答えた人の割合(就学前児童・小学生を持つ親)	100.0%	88.6%	85.2%	平成25年度子ども・子育て支援事業計画のための実態調査(市町村調べ)
		⑩ 自分にも良いところがあると答えた子どもの割合(中学3年生)	100.0%	62.2% 全国19位	65.7% 全国36位	平成26年度全国学力・学習状況調査
		⑪ 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していると答えた子どもの割合(中学3年生)	100.0%	62.2% 全国25位	67.9% 全国28位	平成26年度全国学力・学習状況調査
子育ての経済的負担の軽減	(7) 経済的負担が軽減される	⑫ 乳幼児等の医療費への助成	全国 トップレベル	全国14位	全国16位	平成26年度大分県健康対策課調べ
		⑬ 保育料への助成	全国 トップレベル	全国3位	全国3位	平成26年度大分県子ども子育て支援課調べ
(8) 少子化の進行が抑制される	⑭ 合計特殊出生率	全国 トップレベル	全国7位	全国13位	平成25年人口動態統計(確定数)	
達成率				71.6%	74.4%	

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 めざす姿

○一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子育て満足度日本一の実現を通じて、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会を目指します。

(具体像)

第3期計画では、「めざす姿」を、より具体的に、より分かりやすく表現するため、5つの具体像を設定しています。

- ①地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる
- ②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる
- ③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- ④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- ⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

第2節 基本目標

○子育て満足度日本一の実現

子ども・子育て支援の取り組みを通じて、より多くの子どもの笑顔をはぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓きます。

第3節 基本姿勢

○子どもの育ちの支援

人が生まれながらにして持っている、成長する力や周囲に働きかける力を支援することにより、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育つことができる環境を整備します。

○子育ての支援

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者が子育ての責任を果たしつつ親として成長するとともに、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境を整備します。

第4節 施策の体系

めざす姿

一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会

具 体 像

- ① 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる
- ② 必要なときに子育て支援サービスを利用することができる
- ③ 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる
- ④ 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる
- ⑤ かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる

基本目標

子育て満足度日本一の実現

基本姿勢

子どもの育ちの支援

子育ての支援

基本施策

- 1 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり
- 2 地域における子育ての支援
- 3 子育ても仕事もしやすい環境づくり
- 4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
- 5 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- 6 子どもの生きる力をはぐはぐ教育の推進
- 7 子どもにとって安全・安心なまちづくり

評価体系

個別事業ごとの評価指標
(アウトプット指標)

総合的な評価指標
(アウトカム指標)

第4章 計画の推進にあたって

この計画を着実に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取組を進めていくことが大切です。

そのためには、県民一人ひとりが、次世代育成支援の必要性等について深く理解し、自身の問題として主体的に取り組むことが何より大切です。この計画がそのための指針として活用され、県内に自主的な取組の輪が広がることを期待します。

第1節 家庭や地域、学校、企業等の役割

①家庭の役割

家庭は、子どもを養育する基本的な場です。愛情あふれる温かい雰囲気の中で、家族一人ひとりが子育てについて責任を持ち、お互いに助け合うことにより、子どもを一人の人間として尊重し守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせることが必要です。

②地域の役割

地域は、子どもの社会性や自主性を養う場です。子育て家庭に、より身近な場であることから、住民が相互に助け合うとともに、ボランティアやNPOなどの人材をはじめ、既存の設備や自然環境といった地域の資源を活用し、子どもの健やかな育ちや子育てを支援するための仕組みづくりを推進していくことが必要です。

③学校等の役割

認定こども園、幼稚園、保育所及び学校は、子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所です。様々な体験活動を通じて、社会の一員として必要な習慣や規範を身につけさせるとともに、家庭や地域と連携し、子どもが自らの存在を実感できるよう、その個性に応じた教育等を行うことが必要です。

④企業等（事業主）の役割

子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するためには、家庭や地域のみならず職場のあり方も極めて重要です。

事業主は、次世代育成支援対策の成否が将来の企業等の存立にも影響する自らの問題であることを認識し、就労環境の整備などの取組を積極的に推進していくことが必要です。

また、次世代育成支援対策推進法において、常時雇用する労働者が101人以上の事業主について、次世代育成支援のための行動計画（一般事業主行動計画）策定及び届出が義務づけられているとともに、100人以下の事業主についても、策定が努力義務とされています。

第2節 県の役割

①集中的・計画的な推進

次世代育成支援対策は、県政において早急に取り組むべき最重要課題であり、この計画に沿って、集中的かつ計画的に推進します。

また、庁内の関係部局が連携を密にし、各種施策を総合的に推進するとともに、毎年度、計画の進捗状況等についての点検・評価を実施します。

②市町村との連携

次世代育成支援対策のための行政施策の多くは、県民に最も身近な市町村によって実施されており、市町村における主体的な施策の実施が重要であり、県では、各施策が適正かつ円滑におこなわれるよう、市町村に対する必要な助言や適正な援助を行うことが求められてい

ます。

そのため、県は、市町村と密接な連携を図りつつ、各市町村において策定された行動計画の推進を積極的に支援するとともに、取組状況について情報公開するなど、県全域での取組の底上げを図ります。

③国との連携等

次世代育成支援対策を推進するためには、子育てと仕事の両立を図るための働き方の見直しや、子育てに係る経済的負担の軽減など、国において制度の改善や必要な財源措置等を行うことが重要です。

県は、国に対し、地域の実情等について適宜情報発信するとともに、全国知事会等あらゆる機会を通じて、必要な提言や要望等を行います。

④県民参加と情報公開

次世代育成支援対策が全県的な広がりの中で展開されるよう、子ども・子育て支援法に基づき平成 25 年 7 月「おおいた子ども・子育て応援県民会議条例」を制定しており、一般公募で選ばれた方のほか、子どもの保護者や、子ども・子育て支援に関する事業に従事している方、学識経験者等に委員を任命して、幅広い県民の意見を取り込みながら、計画の推進を図ります。

また、この計画の内容や毎年度の進捗状況や「おおいた子ども・子育て応援県民会議」における委員の意見等について、県庁ホームページ内「大分県次世代育成支援のページ」で公表するなど、情報公開に努めます。

II 各論編

第1章 子どもの成長と子育てを みんなで支える意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

第1節 社会全体の意識づくり

1 めざす姿

- ・子どもや子育て中のお母さん、お父さんに声をかけ、気遣う温かなふれあいが、どこにでもあります。
- ・若い世代が、子どもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。
- ・子どもも大人も、みんなが、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。

2 具体的な取組

- ①子どもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深めるとともに、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪が広がるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。
- ②子どもや若者が、出産や子育ての大変さばかりでなく、意義や素晴らしさ等を感じられるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。
- ③「大分県人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。

トピックス

「マタニティ・ハラスメント」、 「パタニティ・ハラスメント」について

「マタニティ・ハラスメント」(マタハラ)とは、妊娠・出産した女性が職場で精神的、肉体的な嫌がらせを受けたりすることです。「男女雇用機会均等法」第9条では、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いについて禁止しています。降格などの措置についても、最高裁判所は、女性労働者が自由な意思に基づいて同意するか、円滑な業務運営や人員の適正配置の確保などの観点から、やむを得ない場合を除き、同法違反と判断しています。

また、育児休業などを取得しようとする男性に対する嫌がらせ「パタニティ・ハラスメント」(パタハラ)をご存じですか？日本労働組合総連合会が子どもを持つ20歳～59歳の男性有職者を対象に実施した調査の結果(※)によると11.6%が職場でパタハラを受けた経験があり、その原因は、「上司や同僚の理解不足・協力不足」が57.3%と最も多くなっており、男性の子育て参画を阻害する原因のひとつとなっています。

(※「パタニティ・ハラスメントに関する調査」(2014年1月公表))

トピックス

ひとつぶの種 ～咲かせよう人権の花～

病院の窓から外を見ていたら、希望の光がみえました。
ふうせんが飛んできたので、びっくりしてベランダに出ました。
4人のおばあちゃんたちは楽しくなり、ふうせんに付いていたお手紙を読みました。
お花の種はちゃんとまくからね。勉強がんばってね。

—おばあちゃんたちより—

この手紙は、「人権の花運動」を行っている、ある小学校に届いたものです。

「人権の花運動」とは、子どもたちが協力して花を育て、その苗を地域の方に配ったり、種を風船に託して大空に放つ体験を通して、周囲を思いやることの大切さや命の大切さに気づいてもらおうという取組です。

自分たちが心をこめて育てた花の種を風船に託して飛ばす子どもたちの期待に満ちあふれた笑顔と、その風船を拾ったおばあちゃんたちの幸せそうな様子が目に浮かびます。

子どもたちは、この経験を通して、自分たちがこの大空のもと、たくさんの人々とつながっていることを実感できたのではないのでしょうか。

子どもが心ゆたかに育つ社会の実現を目指し、私たちも、このおばあちゃんたちのように、子どもたちの想いをしっかりと受けとめられる、そんな大人でありたいものです。

高く澄み切った秋の空。あちらこちらで、ひとつぶの種から人権の輪がひろがっていきます。



「人権の花運動」の様子

トピックス

「大分県人権尊重社会づくり推進条例」について

平成21年度から施行されている同条例では、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを基本理念（第2条）としています。

また、人権尊重の社会づくりに関して、県（第3条）、県民（第4条）、事業者（第5条）の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本方針を策定（第7条）することを定めています。

第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり

1 めざす姿

- ・子どもが、「自分の権利」について、学校や地域できちんと学ぶことができます。
- ・子どもが、自分も他者も大切にすることを大切にすることができます。
- ・大人が、子どもの意見や気持ちを尊重し、子どもとの対話を大切にします。

2 具体的な取組

(1) 子どもの権利についての普及・啓発

- ①子どもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨や、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努めなければならない」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。
- ②子どもが、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設けます。
- ③いじめや虐待等子どもの現状について、認識を深めるとともに子どもを社会全体で守る環境づくりに努めます。

(2) 子どもの人権に関する学習の推進

- ①子どもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル（技能）や態度の育成を図ります。
- ②子どもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。

(3) 子どもの自尊感情の醸成

- ①学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることをできるよう参加的、体験的な学習を進めます。
- ②学校や地域、家庭での様々な活動を通して、子どもが、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう参加的、体験的な学習を進めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	（年度）	目 標 値 (31年度)
体験的参加型による人権学習を実施した児童生徒数の割合	%	85.8	25年度	100.0
人権教育推進のファシリテーター養成数（累計）	人	191	25年度	240

トピックス

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) について

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年、国連総会において全会一致で採択されたものです。日本では、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准、同年5月22日から効力が発生しています。

この条約では、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約を批准して各国政府が負うべき義務を明らかにしています。この中で、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、「最善の利益」が実現されるため、子どもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、思想・良心の自由や表現の自由など多くの権利を子どもに保障しています。

(抜粋) 第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

条約国は、児童の権利実現義務の進捗状況を、国連「児童の権利に関する権利委員会」に対して5年ごと報告することが求められていることから、平成20年「第3回日本政府報告書」を提出しています。外務省のホームページでは、同報告書に対して審査会を経て、委員会が採択された最終見解を公表しています。

(抜粋) 児童の最善の利益

37.児童福祉法のもと、児童の最善の利益が考慮されているとの締約国による情報を認めつつ、委員会は、1974年に可決された同法が最善の利益の優先を十分に考慮していないことに懸念をもって留意する。特に、この権利が、難民や不法移民の児童を含む全ての児童の最善の利益を強制力をもって組み込む過程を通じて、全ての法律に正式かつ組織的に取り入れられていないことを懸念する。

38.委員会は、締約国に、全ての法的規定及び児童に影響を与える司法・行政における決定・プロジェクト・計画・サービスにおいて、児童の最善の利益の理念が実現され、監視されることが確保されるよう、努力を継続・強化することを勧告する。

39.委員会は、児童を監督・保護する責任にある多くの機関が、特に、職員数及びその適性並びに監督及びサービスの質において適切な基準を満たしていないことを懸念をもって留意する。

40.委員会は以下を締約国に勧告する；(a)これらの機関によって提供されるサービスの質と量について、公的及び民間セクターいずれにも適用可能なサービスの基準を作成・定義するための効果的な措置を講じること、(b)公的・民間セクターの双方において、継続的にこうした基準を遵守すること。

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

1 めざす姿

- ・「男は仕事、女は家庭」など、固定的な性別役割分担意識が是正され、個人の考え方や行動が尊重されます。
- ・男性も女性も、共に家事や育児に参画し、共に喜びと責任を分かち合っ心豊かに暮らすことができます。
- ・女性も男性も、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

2 具体的な取組

- ①男女が互いに対等な立場で、性別にかかわらず、個人が自分らしい仕事や生き方を選択できる、男女共に生きやすい社会となるよう、幅広い世代を対象に、NPO、企業、大学及び地域団体等多様な主体の参加により、男女共同参画に関する教育・学習機会の提供や啓発の充実に努めます。
- ②男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性の家事や育児のスキルアップを図る取組を推進します。
- ③職場や地域等での女性の活躍を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (31年度)
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	14.4	21 年度	30.0 (27 年度末目標値※)
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	5.8	21 年度	7.0 (27 年度末目標値※)

※31 年度目標値については、平成 27 年度「大分県男女共同参画審議会」等で審議の上、設定を行う。

トピックス

男女共同参画推進の取組について

県内の自治会における女性会長の割合は2.1%（26年度）にとどまるなど、女性の社会参画は十分には進んでいません。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、県民一人ひとりの取組が必要です。

そこで、毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、県民の意識を深めるための啓発事業として、街頭キャンペーンや男女共同参画週間行事を開催しています。

また、男女共同参画に関する認識を深める講座の開催や、家事に積極的な男性「家事男（カジダン）」の生活の様子等を詠んだ「家事男川柳展」の開催、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者の表彰なども行っています。



「アイネス男女共同参画フェスタ」トークライブ

トピックス

女性の活躍促進の取組について

多様性に富んだ活力ある地域社会を構築するためには、女性の活躍促進が必要です。

しかし、県内の「管理的職業従事者に占める女性の割合」（平成22年）は、5.8%と、全国平均の7.3%を下回っており、県内企業等で活躍する女性管理職の数はまだまだ少ない状況にあります。

そこで、県では管理職を目指す女性のためのスキルアップ、モチベーションアップの講座を開催しています。

また、県内の女性管理職でネットワークを組織し、意見交換会等を開催しています。このような異業種間での交流を図ることにより、情報交換ができ、活動の幅が広がり、更に活躍していただければ、と期待しています。そんな活躍する女性の姿は、後に続く女性にとってのロールモデルとなり、女性管理職の増加につながると考えています。



「おおいた輝く女性ネット☆交流会」

第2章 地域における子育ての支援

第1節 地域子育て支援サービスの充実

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

第3節 子育て支援者の育成

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

第5節 子育て支援のネットワークづくり

第1節 地域子育て支援サービスの充実

1 めざす姿

- ・子どもや子育てについて悩んだり、困ったりした時に、気軽に話を聞いてもらったり、相談できる場所が身近にあります。また、必要な子育て支援サービスを気軽に受けられます。
- ・子どもを預けて、ちょっと用事を済ませたり、外出したりすることができます。
- ・子どもが、同じ年頃の友達と一緒に学び、遊べる機会が増えます。
- ・子どもが、保育所等から小学校に進んだ後も、保護者は安心して働くことができます。

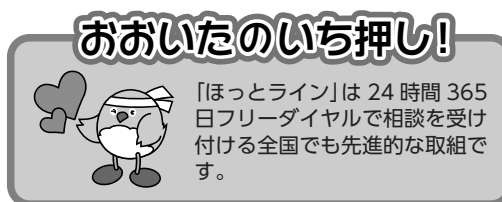
2 具体的な取組

- ①24時間365日体制で子どもと子育てに関するあらゆる電話相談を受ける

「いつでも子育てほっとライン」

(電話) ^{こども子育て}0120-^{よろず}462-^{ひやくとーばん}110

を充実するなどにより子育ての不安解消を図ります。



- ②子育て支援サービスが使えるクーポンを配布し、サービスの周知と利用促進を図ります。
- ③主に乳幼児とその親が気軽に集い、交流や育児相談等ができる「地域子育て支援拠点」の設置を促進するとともに、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための取組のほか、地域子育て支援拠点から家庭等に出向く訪問支援を行うなど、機能の充実に努めます。
- ④利用者にとって身近で、利用しやすい地域子育て支援拠点等で子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。
- ⑤保護者の病気や買い物等の用事の際に、地域の人たちが会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の実施を促進します。
- ⑥冠婚葬祭、保護者の育児疲れや病気等のため、一時的に家庭での子育てが困難となった場合に、子どもを保育所等で預かる「一時預かり」の充実を図ります。
- ⑦認定こども園や幼稚園、保育所等における、地域の子育て家庭に対する相談や、施設を活用した親子交流の場の開設による情報提供など、保育士等の専門性を活用した地域の子育て支援の取組を促進します。
- ⑧保護者が病気等の理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で短期間（7日以内）子どもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。
- ⑨保護者が仕事やその他の理由で平日の夜間又は休日等に不在となり、子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で預かる「トワイライトステイ事業」を促進します。
- ⑩昼間家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなど、サービスの向上を図ります。
- ⑪小学生に対し、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に、体験・交流・学習活動を提供するため、地域の人たちの協力を得て「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」の実施を促進します。また、「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」と「放課後児童クラブ」との連携を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (31年度)
地域子育て支援拠点の設置数	か所	66	25年度	74
ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数	市町村	10	25年度	16
一時預かり実施保育所数	か所	145	25年度	167
ショートステイ事業実施市町村数	市町村	9	25年度	17
トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	5	25年度	9
放課後児童クラブ数	か所	273	25年度	323
条例で定める児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	60.4	26年度	100.0

トピックス

「地域子育て支援拠点」について

「地域子育て支援拠点」は、県内に66か所（平成27年2月現在）設置され、市町村によっては、「こどもルーム」や「子育てひろば」「子育て支援センター」とも呼ばれています。また、設置場所も保育所や小児科医院、行政機関に併設されていたり、商店街の空き店舗を活用していたりとさまざまです。

ここでは、乳幼児の子どもの遊びを見守りながら、親同士が交流することで、日頃のストレスを解消したり、子育ての悩みを相談したりすることができます。同じ立場の親同士で話をすることで、「みんな悩んでいることは同じなんだなあ」と思えたり、おすすめのお出かけ場所、子どもの成長のことなど、子育ての先輩から教えてもらえたりします。

また、施設のスタッフから、子どもの発達のことや離乳食のこと、子どもを預かってもらってお出かけしたいときのことなど、地域の子育て支援サービスについて、アドバイスをもらうこともできます。



ひのくま子育て支援センター（日田市）

第2節 幼児期の教育・保育の環境整備

1 めざす姿

- ・身近な認定こども園や幼稚園、保育所で質の高い教育・保育が受けられます。
- ・3歳未満で2人目以降の子どもの保育料を軽減します。
- ・それぞれの地域に、子どもを預けることができる保育所等や様々な保育サービスがあります。
- ・幼稚園、保育所等は、子どもにとって安全で、安心できる、楽しい場所です。保護者も安心して預けることができます。

2 具体的な取組

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保（待機児童ゼロに向けた取組）

- ①地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- ②保護者の働いている状況に関わらず利用が可能で、人口減少地域にあっても、子どもの健やかな成長にとって適切な集団規模の確保が図られる「認定こども園」の普及に努めます。
- ③幼稚園、保育所等を利用する子どもの安全・安心を確保するため、施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。
- ④子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園、認可外保育施設に入所する3歳未満児の保育料を減免する市町村の取組を支援します。
- ⑤認可外保育施設の立入調査を実施し、調査結果を公表するとともに、全ての施設が指導監督基準を満たすよう改善指導を行います。
- ⑥認可外保育施設に入所する子どもの安全を確保するため、健康診断等の経費助成を行う市町村の取組を支援します。

おおいたのいち押し!



本県では、3歳未満の第2子の保育料は半額、第3子以降は免除となるよう支援しています。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

- ①多様な保育ニーズに対応するため、保育所の「延長保育」や幼稚園や認定こども園で実施する「在園児を対象とした預かり保育（一時預かり）」の実施を促進します。
- ②保育ニーズの増大している地域や人口減少地域など、地域の様々な状況に合わせて保育の場が確保されるよう、少人数の単位で3歳未満の子どもの預かる「家庭的保育（保育ママ）」、「小規模保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」を実施する市町村を支援します。
- ③病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを、病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。
- ④保育所や放課後児童クラブなどそれぞれの地域でサービスが利用できるよう、環境整備を促進します。

(3) 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

- ①幼児教育・保育に従事する幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図るため、子どもの人権、保育に必要な知識及び技術、衛生管理等に関する研修を充実します。
- ②保育所等の機能強化を図るため、障がいのある子どもやネグレクトなど特別な配慮が必要な家庭や子どもへの対応等専門性を高める研修を実施します。
- ③待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応のため、保育士等の人材確保を支援します。

- ④幼稚園教諭免許や保育士資格の取得の特例制度の周知を図るなど、保育教諭の確保を支援します。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	(年度)	目標値 (31年度)
教育・保育施設定員数（1号認定）	人	19,444	26年度	17,425
教育・保育施設定員数（2号認定）	人	21,914	26年度	16,299
教育・保育施設定員数（3号認定）	人			14,235
認定こども園数	か所	33	26年度	177
認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育（一時預かり）実施施設数	か所	97	26年度	148
病児・病後児保育実施施設数	か所	15	25年度	31
保育コーディネーター養成数	人	85	26年度	300

トピックス 「認定こども園」ってなあに？

亮太君は3歳の男の子。ついこの間まで保育園に通っていた。でも、今はおうちにいる。弟が生まれて、ママが2年間の育児休暇を取ることになったので、保育園は退園しなければならなかったのだ。

退園して3か月が経ったある日、園長先生からママに電話がかかってきた。「亮太君のお母さん！来年の4月から当園は認定こども園になります。認定こども園は、お母さんが働いていても、いなくても3歳以上なら利用できるんですよ。よかったら、亮太君を通わせてあげてくださいね。」

保育園の友達と会えなくて寂しがっていた亮太君は大喜び♪ママもひとりぼっちで遊んでいた亮太君のことがとても心配だった。「亮太、よかったね。4月からみんなと一緒に遊べるね。」



山香こども園（杵築市）

「認定こども園」とは、

- ◎幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。
- ◎さらに、認定こども園に通っていないお子さんや保護者に対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの地域の子育て支援を行っています。
- ◎幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプが認められています。

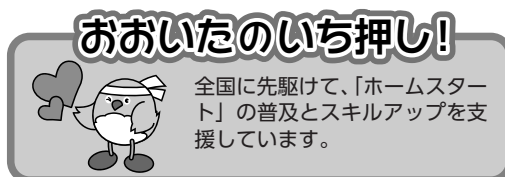
第3節 子育て支援者の育成

1 めざす姿

- ・思いどおりにいかない子育てにイライラ。そんな時、あなたの気持ちを受け止め、安心や自信を引き出してくれる人がいます。
- ・子どもに障がいや発達上の心配などがあるとき、専門家につないだり、市町村や関係機関と連携・協力して個別に支援をしてくれる人がいます。

2 具体的な取組

- ①保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に、知識や技能等を習得するための研修を充実します。
- ②地域子育て支援拠点が、子育て家庭へのきめ細かな支援や地域における多様な子育て支援者との連携といった役割が果たせるよう、スタッフの資質向上を図る研修を実施します。
- ③家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）に従事するスタッフのスキルアップのための研修会を実施するとともに、取組団体・市町村・県からなる会議を定期的を開催し、情報交換を行うとともに、活動の質を確保するよう努めます。
- ④放課後児童支援員や放課後チャレンジ教室等の関係者の資質の向上を図るため、保育や遊びの指導、子どもの人権、障がいのある子どもへの対応、保護者に対する支援等についての研修を充実します。
- ⑤地域における家庭教育支援者の組織を「協育」ネットワーク内に立ち上げ、地域の状況に応じた家庭教育支援の取組を行います。
- ⑥地域の子育て家庭への相談支援活動を行う主任児童委員の資質向上を図るため、研修会を実施します。
- ⑦公民館などで家庭教育講座や子育てサロンなどを行う「家庭教育支援員」の養成講座を県が開催し、支援員のスキルアップを行います。
- ⑧子どもの心身の健康や豊かな情操が育まれるよう、児童館において遊びの指導等を行う児童厚生員等に対する研修事業への支援を行います。



3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値 (31年度)
			(年度)	
放課後児童支援員研修の受講者数（累計）	人	243	26年度	1,300
地域子育て支援拠点職員研修の受講者数（のべ年間）	人	388	25年度	444
ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	人	124	26年度	192

トピックス

「放課後児童クラブ」について

放課後児童クラブは、共働き家庭が増える中、働く親にとっては安心して児童を預けられる場所として、また、児童にとっては、放課後の大切な居場所となっています。

クラブでは、放課後児童支援員に見守られながら、児童が友達と一緒に宿題をしたり、おやつを食べたりとのびのびと時間を過ごしています。子ども・子育て新制度で、対象児童が小学校6年生まで延長され、放課後児童クラブへの支援を更に充実します。



みやた児童クラブ（由布市）

県では、放課後児童支援員向けの階層別の研修等を開催し、児童に携わる支援員の資質向上を図り、安全・安心な居場所づくりに取り組んでいます。

トピックス

「ホームスタート」について

子育てに悩む家庭に寄り添い、地域とつながりをつくる取組、ホームスタートが県内で広がっています。ホームスタートとは、1973年にイギリスから始まった子育て支援活動です。小学校に入る前のお子さんのいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが、週に1回2時間の訪問を4回程度行います。具体的には、家庭の話をじっくり聴いて、不安や悩みをしっかりと受け止め、一緒に家事や育児を行うなどの活動をしています。



ホームスタート（豊後大野市）

県内では平成27年3月時点で9つの市と町で団体が活動しており、「子育てを一緒に支えたい」、「誰かの役に立ちたい」と思って活動する訪問ボランティアは100人を超えています。

県では、ホームスタートの取組団体や関係市町村職員を対象に、ホームスタートの普及、発達障がいのお子さんと親への支援、母子保健との連携・協働など研修を実施しています。

第4節 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

1 めざす姿

- ・子育て支援サービスに関する情報を必要とする家庭にわかりやすく提供します。
- ・保護者は、様々な子育て支援サービスの中から自分が受けたいサービスを選び、安心して子育てすることができます。
- ・身近な地域子育て支援拠点に行けば、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。

2 具体的な取組

- ①地域子育て支援拠点等において、子育て家庭の個別ニーズを把握し、相談・情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図るとともに、子育て家庭に出向いて支援を行うアウトリーチの取組の中で、必要な情報提供に努めます。
- ②必要な子育て支援サービスを選択、利用しやすいように、「大分県子育て支援情報ホームページ『子育てのタネ』」に様々な情報を集約し、わかりやすく提供します。
- ③病院の待合室やコンビニ等の場や、マスメディア、多様なICT（情報通信技術）を活用した情報提供等、子育て家庭への情報発信の方法等について創意工夫に努めます。
- ④子育て支援に関する行政情報や、先進的な取組事例等を県ホームページ「大分県次世代育成支援のページ」等を活用して提供します。
- ⑤「おおいたNPO情報バンク（おんぼ）」において、子育てに関わるNPO・ボランティア等についての情報をわかりやすく提供します。
- ⑥住民に身近な市町村における、きめ細かな子育て支援情報の提供を促進します。

3 数値目標

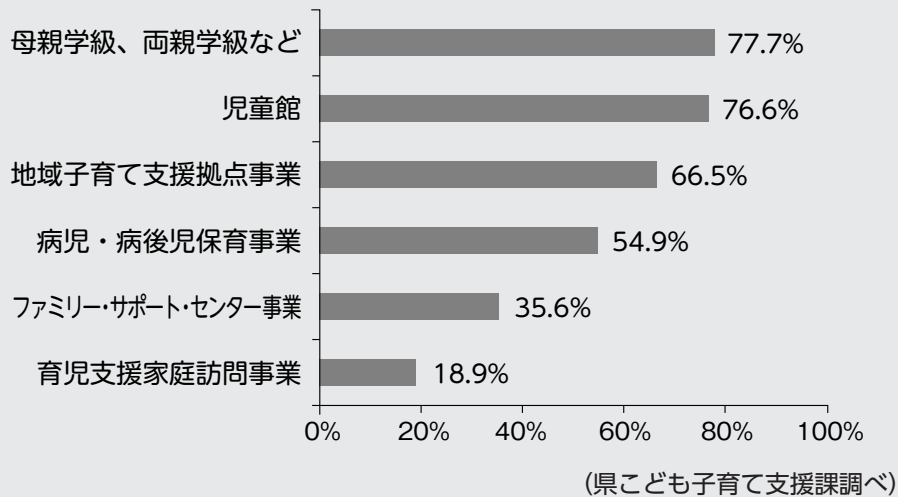
指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値	
			(年度)	(31年度)
利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	1	26年度	17
ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数（累計）	件	6,407	25年度	50,000
子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	54.5	25年度	100.0

トピックス

子育て支援サービスを知っている人の割合について

平成25年度各市町村で実施した「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」によると「子育て支援（保育）サービスを知っている」と答えた人（就学前児童を持つ親）の割合は54.5%と、5年前の調査結果（56.2%）から大きな変化がなく、子育て支援サービスの周知が進んでいないことが分かりました。全ての親と子が必要なときに子育て支援サービスが利用することができるよう、よりきめ細かな情報提供が求められています。

知っていると答えた人の割合(個別事業)



トピックス

「利用者支援事業」について

子育て支援サービスの周知が進まない理由の一つに、制度の複雑さがあります。

そこで、子ども・子育て支援法で、新たに制度化された「利用者支援事業」は、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、ニーズにあった子育て支援サービスが利用できるよう支援を行います。

また、日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等と連携を深め、子育て中の家庭への支援を強化することも期待されています。

子育て家庭に寄りそう身近なワンストップの相談窓口として、子育てしやすい地域づくりに向けて、地域での新たな取組は始まっています。



利用者支援（豊後高田市）

第5節 子育て支援のネットワークづくり

1 めざす姿

- ・地域の人たちがつながり、みんなが子育てを応援してくれていると実感できます。
- ・子育て支援サービスを受けるだけでなく、地域の活動に参加する楽しさ・喜びも得られます。
- ・子どもが、安心して自由に過ごせる場所が地域にあります。
- ・子どもが、年齢の違う子ども同士の遊びや、高齢者をはじめ地域の人たちとの交流を通じて、たくさんの体験や発見をすることができます。
- ・子どもが、お父さん・お母さんや学校の先生以外にも話を聞いてもらったり、相談したりできる場所があります。

2 具体的な取組

(1) 地域子育て支援拠点を中心とした地域のネットワークづくり

- ①地域ぐるみでの子育てを推進するため、「地域子育て支援拠点」を中心に、専門機関や様々な子育て支援サービスとの連携を図るとともに、子育てサークル等のグループへの支援やコーディネートを行うなど、ネットワークづくりを進めます。
- ②子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点間の連携を深め、外に出向いて必要な支援を行うアウトリーチの普及や、スタッフの専門性の確保等に取り組みます。

(2) NPOやボランティア、関係団体等との連携・協働

- ①民間の子育てに関する知識やノウハウを活用し、地域の実情に応じた自発的な子育て支援活動を推進するため、「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPOやボランティアとの協働事業を推進します。
- ②子育て親子の見守りや交流の場づくり等を推進するため、ボランティアをはじめ、民生委員・児童委員や老人クラブ、愛育班等の保健福祉関係団体、自治会、地域福祉活動を行う社会福祉法人、社会福祉協議会等のネットワークづくりを支援します。
- ③企業の子育て支援の取組を促進するため、地域で活動するNPO等と企業との協働を支援します。

(3) 子どもの居場所づくり

- ①地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる児童館などの子どもの健全な居場所づくりを応援します。
- ②地域の人たちの協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」と、「放課後児童クラブ」の連携を促進させ、放課後や土曜日、長期休暇等における子どもの安全な居場所づくりを進めます。
- ③社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会が行う「子育てサロン」や、NPOやボランティアなどによる、地域における交流の場づくりの活動を支援します。

(4) 地域ぐるみの交流活動の推進

- ①児童館が、子育て家庭や異年齢の子どもとの交流の場となるよう、子育て親子や小学生をはじめとして、中学生や高校生についても積極的に受入れ活動支援の取組を促進します。
- ②豊かな経験と知恵や技術を持つ高齢者との交流を図り、「児童館」や「放課後児童クラブ」、「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」等の活動における地域の文化伝承や自然体験活動の取組を促進します。

③総合型地域スポーツクラブへの加入促進

子どもから高齢者まで誰もがそれぞれの興味・関心やレベルに合わせて気軽にスポーツに親しめるとともに、多様な交流の場となる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・育成を推進します。

④大人が子どもの手本となるように、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動に取り組み、大人から子どもへの積極的な声かけを県民総参加で行う「県民総ぐるみあいさつ運動」などを行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (31年度)	
			(年度)	
放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室が連携する小学校区の割合	%	24.9	26年度	100.0
総合型地域スポーツクラブの会員数	人	15,614	26年度	18,100

トピックス 「児童館」について

遊びを通じて児童の健全育成を図る児童館は、地域の全ての子どもが自由に利用できる施設として、県内に39か所（平成27年2月現在）設置されています。

年間を通じて、もちつき大会や児童館祭りなど地域住民と一緒に行う季節の行事や、神楽や伝統楽器を使った地域の伝統芸能を学べる教室、こま教室など地域の方を招いての体験教室などを開催しており、子育て支援に取り組む人と子どもたちとの交流の場ともなっています。



佐伯市児童館の活動

第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

第2節 男性の育児参画の推進

第3節 女性の就労支援

第4節 若者の就労支援

第1節 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 めざす姿

- ・子育て中の人だけでなく、全ての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味やスポーツ、生涯学習、ボランティア活動など自己実現のための時間を持つことができます。
- ・家庭と生活を大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながるといった意識が広がります。
- ・メリハリのある働き方をすることで、家族との有意義な時間を過ごすことができます。

2 具体的な取組

- ①働き方の見直しを行い、仕事と生活を両立できる環境整備や意識改革を行うため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成・配布など様々な啓発活動に取り組みます。
- ②「おおいた子育て応援宣言」を行った経営者団体、労働団体、行政の8団体で設置されたワーク・ライフ・バランス推進会議と連携を図り、県内企業における仕事と子育ての両立支援等ワーク・ライフ・バランスの浸透を図ります。
- ③社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を拡大するため、ワーク・ライフ・バランスに関する国の調査・研究報告や、県内外の取組、先進事例等について情報提供を行うとともに、周知に努めます。
- ④企業の一般事業主行動計画策定を促進するため、「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業の拡大を図ります。
- ⑤企業の取組を促進するため、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を「男女共同参画推進事業者」として顕彰するとともに、取組の成果等について、広報・啓発を行います。

3 数値目標

指標名	単位	基準値		目標値 (31年度)
			(年度)	
次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみんマーク認定)企業数	社	14	25年度	44

トピックス

祖父母の育児休暇

社会福祉法人 安岐の郷(国東市)では、ベテランの女性職員から「孫が生まれたので、その面倒をみるために退職したい」と相談を受けたことをきっかけに、娘の出産の応援のための特別休暇「ばあちゃんの出番です」(7日間)を設けています。一般的に、祖父母のサポートにより第2子・第3子の出生意欲が高まるとされており、少子高齢化社会の中でその役割が注目されています。

なお、同法人は、こうした先進的な取組に対して、平成23年度「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰(子育て・家族支援部門)」で内閣総理大臣表彰を受けています。

トピックス

「くるみんマーク」について

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、行動計画に定めた目標を達成するなど、一定の基準を満たした企業を、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定した企業の証が「くるみんマーク」です。

「くるみんマーク」を広告等に付し厚生労働大臣から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。

さらに、平成27年4月施行の改正法では、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対して、新たに「プラチナくるみん」を認定する制度が創設されました。



トピックス

県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組について

この「くるみんマーク」を取得し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の例として西日本電線株式会社（大分市）を紹介します。

同社では、会社の発展には、社員の健康・幸せが必要不可欠であるとの思いから、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。その一環として、育休をはじめとした各種制度の整備を進めており、女性の育休取得率は100%となっています。

しかし、社員の大半を占める男性社員の取得がなかったため、社内での周知・啓発を行い、県の「仕事と子育て両立モデル事業」指定を契機に男性初の休業取得者が誕生し、「くるみんマーク」取得へとステップアップしました。その後も、女性で利用実績のある「育児短時間勤務」を男性が利用するなど波及効果がでていきます。

このほか管理職を対象に、県のワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣制度を利用した研修を実施したり、ノー残業デーや仕事の配分の見直し等の運用を部門ごとに任せ、誰もが納得して取り組めるようにしたり、アンケートの実施等、広く意見を収集するなど、働きやすい環境作り・社内規程作りのために従業員のニーズを取り入れる工夫をしています。

今後は、育児だけではなく、介護等の必要が生じた場合も見据えて、大切な人材が生き生きと働き続け、その結果、会社も成長し続けるよう、仕組み作りに取り組んでいます。



子育て世代以外も含め全ての社員に、育児への理解を深めてもらうため、「こどもさんかんび」を実施

第2節 男性の育児参画の推進

1 めざす姿

- ・男性も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。
- ・家事や育児の楽しみや大変さを共有することで、夫婦間の信頼が高まります。
- ・家族のふれあいが増えることで、子どもの健やかな育ちにいい影響を与えます。
- ・子育てを経験することで、視野が広がるとともに、周囲の協力を得たり、時間を上手に使ったりと段取り力の向上も期待できます。

2 具体的な取組

(1) 効果的な意識啓発

- ①男性の育児参画についての理解や関心が深まり、県民総参加による取組が促進されるよう、男性の子育てを応援するシンボルマークを活用し、啓発冊子の配布や、インターネット等多様な媒体を活用した広報・啓発等の取組を行います。また、男性の子育て参画を促進する市町村等の取組を支援します。
- ②働き方の見直し等や家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度をはじめ法制度の周知を行うため、セミナーや労働講座の開催、リーフレットの配布等の取組を行います。
- ③P T Aにおける父親の会の設置や父親のP T A活動への積極的な参画を促進するために、県内各地の父親の会の活動を積極的に広報し、父親の子育て参画意識の向上を図ります。

(2) 男性の育児参画を可能とする職場環境づくり

- ①男性の子育て支援について先駆的な取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。
- ②企業に対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図るとともに、男性の育児参画が進むことによる企業のメリットを啓発するためのセミナーを開催する等、企業の意識改革に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (31年度)
		(年度)		
男性の子育て支援事業を実施している市町村数	市町村	15	26年度	18

トピックス

男性の育児参画推進の取組について

男性の子育て参画の推進は、母親の育児負担の軽減や子どもの健全な育ちはもとより、女性の就業率の向上や、職場の業務効率化にも資すると言われています。このため、県では、「男性の子育て参画日本一」を目指して、様々な取組の支援を行っています。



「おおいたパパくらぶ」の活動

「男から父親へ。
あなたの『育児宣言』を応援します。」



「パパの子育て応援」
キャッチフレーズ・シンボルマーク

トピックス

父親の会の活動

「お父さん同士が協力して、子どもたちのためにできることを楽しくやっとうごう！」という思いからスタートした父親の会の活動が、県内各地で展開されています。

活動内容は、除草作業や高木せん定、遊具づくり等の学校の環境整備や、釣り大会、ウォークラリー、夏祭り、キャンプ、ダンボールハウスづくり等の子どもの体験活動が中心となっています。どの会も同じ学校に通う子どものお父さんであるというつながりを活かして、子どものためになることや学校への協力・支援として必要なことに取り組んでいます。

この父親の会は県内各地に広がりつつあり、現在では県内の半数近くの小・中学校に父親の会が設置され、活発な活動とともにお父さん同士の親睦も行われています。



ダンボールハウスキャンプ (大分市立西の台小学校)



高木せん定
(九重町立野上小学校)

父親の会…同じ学校に通う子どもを持つ父親の組織。PTAの専門部として父親部会等の名称でPTA組織内に位置付けられているところもある。

第3節 女性の就労支援

1 めざす姿

- ・様々な子育ての段階や状況の中で、女性が希望する働き方を選択することができます。
- ・働きたい女性が、意欲や能力を生かすことができ、企業や社会の活性化につながります。

2 具体的な取組

- ①女性が安心して働き続けられるよう、大分県労政・相談情報センターにおいて仕事や職場の悩みごとに関する相談に応じます。また、長時間労働の是正、短時間勤務制度等多様な働き方の推進を図るため、セミナーや各種講座の開催、ガイドブックの作成など様々な啓発活動に取り組みます。
さらに、県ホームページ「おおいた女性チャレンジサイト」等において、就労に関する支援サービス等についての情報提供を行います。
- ②女性の継続就労、職域拡大、登用促進をしている企業の取組を紹介する講演会の開催など、企業向けの啓発を行います。
- ③出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接、試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。
- ④女性の再就職を支援するための就職に結びつきやすい職業訓練や、女性の活躍が期待される分野の職業訓練を、民間教育機関等に委託して実施します。また、子育て中の女性が参加しやすいよう、職業訓練期間中の保育料の一部助成を行うとともに、託児サービスを併設した職業訓練を実施します。
- ⑤出産や育児等で離職した女性のスムーズな職場復帰を支援するため、職場復帰に必要な基礎研修を行うとともに、実際に県内企業で働きながら、必要な技術を習得する就労体験の機会を設けます。
- ⑥女性の起業を支援するため、セミナーの開催や各種資金の融資を行うとともに、制度の周知に努め、利用拡大を図ります。
また、農山漁村で働く女性に対し、技術の習得や経営への参画に関する支援を行います。
- ⑦妊娠や出産で退職した人が、その後、働く環境が整った場合に再度退職した会社で働くことができる制度（再雇用特別措置制度）の普及促進を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (31年度)
			(年度)	
働きたい女性のための託児サービス利用件数	件	219	25年度	235

トピックス

「働きたい女性のための託児サービス」について

大分県消費生活・男女共同参画プラザ〈アイネス〉では、結婚や育児、介護などでいったん退職された女性の再就職を応援するため、就職活動や面接、試験、就職ガイダンスなどに参加する女性を対象に、無料の託児サービスを県内3か所（大分市、別府市、中津市）で実施しています。

詳しくは、県ホームページ

(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takujisabisu.html>) をご覧ください。

(お問合せ・共通) (電話) 097-534-2039

○大分市

(場所) アイネス (大分市東春日町1-1 Ns大分ビル1F)

○別府市

(場所) 別府市男女共同参画センター あす・べっぷ (別府市大字別府字野口原3030番地1)

○中津市

(場所) 中津市教育福祉センター (中津市沖代町1-1-11)



アイネスでの託児サービス

トピックス

女性の起業を応援します！

自己実現やライフスタイルに合わせた働き方の選択肢として女性の「起業」が増えています。しかし、経営に関する知識やノウハウ不足などから、余計な苦勞をしたり、起業しても撤退したりするケースも少なくありません。

そこで、県では、女性が起業に意欲的にチャレンジできるよう応援しています。

平成26年度は、女性向けの創業セミナーの入門編(全2回)、準備編(全4回)を開催しました。受講者からは、「今までより、起業実現へ一歩近づけた」「同じ志を持った女性と出会えてよかった。」との声が聞かれました。

今後も女性の起業への一歩を後押しします。



おおいた創業セミナー (女性向け)

第4節 若者の就労支援

1 めざす姿

- ・若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場を開拓します。
- ・「働きたいけど、働けない」と悩む若者の気持ちに寄り添った支援を受けられます。
- ・早い段階からの職業体験等を通じ、働くことの大切さを学ぶとともに、夢や実感を持って将来の仕事を考えることができます。
- ・若者が安定した生活基盤を確保することで、結婚や出産など、将来の夢を描くことができます。

2 具体的な取組

- ①時代の流れに対応した産業分野等の企業を積極的に誘致するとともに、進出企業と地場企業の共生・発展を図りながら、地場産業の育成を行い、雇用の場の創出に努めます。
- ②「ジョブカフェおおいた」において、企業情報の提供や職業相談、就職支援セミナーの実施等個々の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。
- ③将来を見据えた職業選択を行うためには、早い時期からの職業観、勤労観の醸成が必要であることから、企業とのタイアップも図りながら、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるキャリア教育を推進します。また、高等学校では卒業生相談窓口の設置等により、卒業生や中途退学者等の仕事上の悩みや離職・転職の相談等に対応するとともに、関係機関と連携して支援します。
- ④農林水産業への理解を深めるため、小・中・高校生を対象に知識の普及や体験の場の提供に努めます。また、農山漁村の後継者や新規参入者を支援するため、技術の普及や経営への参画に関する指導を行うとともに、各種資金の融資等を行います。
- ⑤学生の頃からキャリアプランの一つとしての「起業」を認識してもらうためのセミナーなどを実施します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目標値 (31年度)
若年者（35歳未満）就職率	%	37.0	25年度	40.0
新規高卒者の県内就職率	%	78.3	25年度	82.0
(農業・林業・水産業) 新規就業者数	人/年	300.8	21年度～ 25年度平均	320

トピックス

「ジョブカフェおおいた」について

ジョブカフェおおいたは、概ね40歳未満の若年者の県内就職を支援するために、県が設置した機関です。大分市の本センターをはじめ、県下4市（別府市、中津市、日田市、佐伯市）に「サテライトオフィス」を設置しています。

（主な業務内容）

- 就職相談・企業情報・求人情報の提供
- 企業見学会
- 就職力バランス診断（適職診断）
- 就職支援セミナー・
就職後のフォローアップ

（問い合わせ先）

名称	場所	TEL(下段 FAX)	開所時間
ジョブカフェおおいた 本センター	大分市中央町 3-6-11 (ガレリア竹町内)	(097)533-8878 (097)533-8667	月～土 9:30～18:00 (祝日、年末年始除く)
別府サテライト	別府市中央町 7-8 (別府商工会議所内)	(0977)27-5988 (0977)26-2232	月～金 9:00～17:30 (祝日、年末年始除く)
中津サテライト	中津市殿町 1383-1 (中津商工会議所内)	(0979)22-1207 (0979)22-1207	月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)
日田サテライト	日田市三本松 2-2-16 (日田商工会議所内)	(0973)23-6898 (0973)23-6899	月～土 9:00～18:00 (祝日、年末年始除く)
佐伯サテライト	佐伯市内町 1-7 (仲町商店街内)	(0972)23-8730 (0972)23-8732	月～金 8:30～17:30 (祝日、年末年始除く)



ジョブカフェおおいた（本センター）

トピックス

「就農学校」で次代の大分県農業を担う若者を育成しています！

こねぎやいちご等園芸戦略品目の主要産地では、新規就農を志す若者が栽培技術や経営ノウハウ等を研修する「就農学校」を開講しています。「就農学校」は、新規就農者を産地自ら育成することを目的として、産地トップクラスの実力を持つ生産者が直接指導するとともに、多くの生産者と交流を行います。このため、研修生は、スムーズに経営が開始でき、地域に馴染みやすいというメリットがあります。

東部振興局管内では、現在「国東こねぎトレーニグファーム」と「杵築いちご学校」で、7人（こねぎ4人、いちご3人）が研修に励んでいます。研修生は、農業に夢と希望を持ち、県内はもとより北海道や関東など県外からも入講しています。これから1～2年の研修を経て、農業経営者として独立就農し、産地を牽引するリーダーとしての活躍が期待されます。

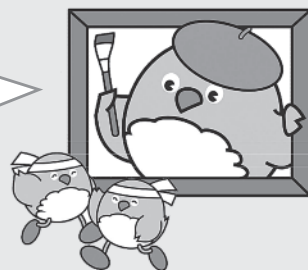


未来の産地を担う研修生の皆さん

トピックス

子育ても仕事もしやすい環境づくり ～県庁内の取組をご紹介します！！～

県庁では、職員の子どもたちを健やかに育てていくために、**特定事業主行動計画**
「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」
を定めて、職員みんなで子育てを支え合い、子育ても仕事もしやすい環境づくりに率先して取り組んでいるよ。
その取組のうち、いくつかを紹介するね。



「所属長によるお父さんの子育て応援プログラム」の活用

子どもが産まれる予定の男性職員と職場が、休暇の取得や職場としてのサポートなどをどうしていくのか話し合い、協力して「所属長によるお父さんの子育て応援プログラム」を作成し、お互いが同じ思いを共有しながら、職員の子育てを応援していくよう取り組んでいます。



「子育てパパ退庁日」の実施

3歳未満の子どもを育てている男性職員が、毎月第3水曜日に年次有給休暇を取って、15時を目途に退庁しようという取組です。効率的な業務遂行や、子育てが大変な時期に父親も主体的に関わることができる職場づくりを目指しています。

「大分県職員子育て支援のページ」の開設

子育てに関する制度や取組を理解しやすいように、大分県のホームページ内に「大分県職員子育て支援のページ」を設けています。職場だけでなく家庭からも閲覧でき、いつでも必要な情報を得ることができます。



☆大分県職員子育て支援のページ

<http://www.pref.oita.jp/site/shokuin-kosodate/>

その他にも、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくりや意識改革の一環として、子どもが親の職場を訪問する「こども県庁」など、様々な取組を行っています。

県庁の取組は、「大分県職員子育て支援のページ」に掲載していますので、ご覧ください。



「こども県庁」

(問合せ先) 大分県総務部人事課

(電話) 097-506-2305



第4章 きめ細かな対応が必要な 子どもと親への支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

第2節 社会的養護の充実

第3節 ひとり親家庭への支援

第4節 子どもの貧困対策の推進

第5節 障がい児への支援

第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

第7節 在住外国人の親と子どもへの支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

1 めざす姿

- ・虐待で子どもが傷ついたり、命を落としたりすることがない社会をつくります。
- ・身近な場所で相談援助が受けられ、子育てについての不安軽減が図られます。
- ・児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような仕組みづくりを行います。
- ・虐待を受けた子どもと、その家族との適切な関係の築き直しを行います。

2 具体的な取組

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

- ①医療機関（産科・小児科）や乳幼児健診との連携により、支援が必要な妊産婦に保健指導を受ける機会を提供するとともに、乳児のいる家庭への全戸訪問や、育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭を対象に養育支援を行うなどの取組を促進し、虐待の未然防止を図ります。
- ②児童虐待の未然防止と早期発見に資するとともに、関係機関と連携し適切な時期に適切な支援につなげられるよう市町村職員や保健師、教職員、保育士等に対する研修を実施するなど、人材の育成に努めます。
- ③要保護児童の早期発見や見守りが必要な子どもに適切な支援が行われるよう、市町村ごとに設置される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、病院、学校、認定こども園、幼稚園、保育所など関係機関との連携を図ります。
- ④児童虐待の発生に際しては、子どもの安全確保を最優先とし、平常時から警察との連携を密にするなどにより早期対応に努めます。

(2) 児童相談体制の強化

- ①重篤な虐待事例等対応が難しい事案にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な支援ができるよう、児童福祉司に対し専門研修を実施するなど、職員の資質向上を図ります。
- ②心理的・精神的問題を抱える子どもや、保護者に対するケア・指導を充実させるとともに家族再統合に向けた取組を充実させるため、児童心理司等の育成や医療等専門機関との連携強化に努めます。
- ③中央児童相談所一時保護所における生活支援や教育面及び医療・心理面での支援や生活環境について充実させるため、児童指導員や保育士に専門研修を実施するなどにより職員の資質向上を図ります。
- ④児童相談の一義的な窓口である市町村を支援するため専門研修の開催や児童相談所への実習受入を行うなどにより市町村児童福祉担当職員のスキルアップを図ります。
- ⑤「児童家庭支援センター」における、緊急的な保護への対応や、地域における子どもや家庭に関する相談・指導、児童相談所をはじめ関係機関との調整等が適切に行われるよう、機能強化を図ります。

(3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

児童虐待による死亡事件等重大事例が発生した場合には、事実関係を医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。

3 数値目標

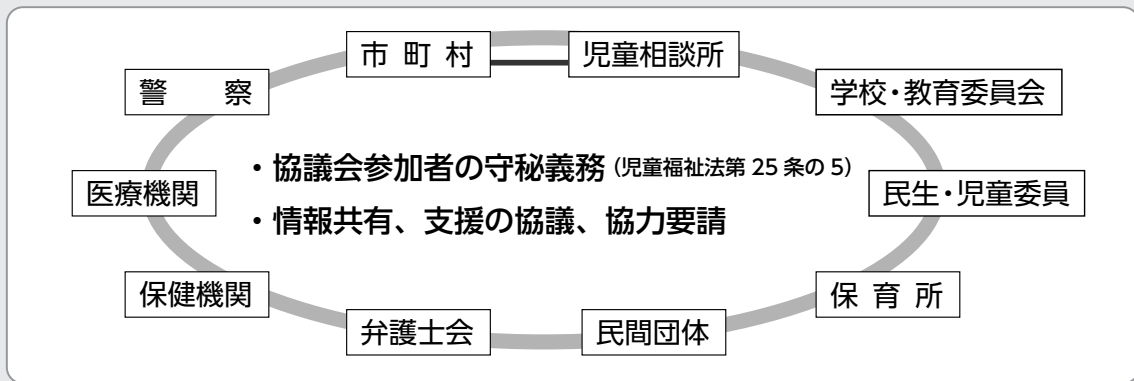
指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (31年度)
			25 年 度	55
市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数（累計）	人	11	25 年 度	55

トピックス

「要保護児童対策地域協議会」について

児童虐待の早期発見・早期対応のためには、子どもや子育てに関わるあらゆる機関が緊密に連携することが不可欠です。「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）」は市町村、児童相談所、警察、学校、病院など、虐待を発見しやすい立場にある機関がネットワークを組んで、子どもたちを守るための活動を行っています。県内では全市町村にこの「要対協」が設置されていて、各機関の代表者による「代表者会議」、実務者による「実務者会議」、具体的なケースへの支援について話し合う「個別ケース検討会議」の開催等により、連携を図っているところです。

特に本県では、平成 23 年 11 月に県内で発生した児童虐待死事件を受け、「実務者会議」を原則毎月開催するようにして、ケースの情報共有と進行管理を徹底することで、虐待により幼い命が奪われることのないよう、関係機関の皆さんと一致団結して、きめ細かな対応に努めています。



第2節 社会的養護の充実

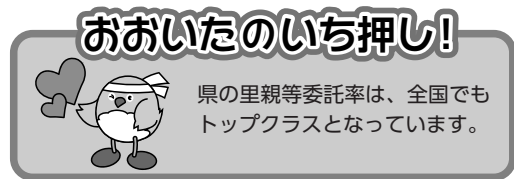
1 めざす姿

- ・様々な事情で親や家族と一緒に暮らせない子どもに、安全で安心して暮らすことのできる環境を提供します。
- ・子どもが自立した社会人として、社会に巣立つことを支援します。

2 具体的な取組

(1) 家庭養護の推進

- ①地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームへの委託を推進し里親等委託率の向上を図ります。
- ②里親が地域の理解と協力のもとに子どもの養育を行えるよう、里親制度の普及・啓発に努めます。
- ③親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに一人の里親を目標に、里親の新規登録を促進します。
- ④里親家庭等で子どもが安心して生活できるよう、里親やファミリーホームに対する研修を実施するとともに、児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員を活用するなど里親等への支援の充実を図ります。



(2) 児童養護施設等におけるケア形態の小規模化、地域分散化、高機能化

- ①できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアが行えるようケア形態の小規模化（ユニット化）を促進します。
- ②一般家庭に近い生活の場を保障するため「地域小規模児童養護施設」の設置を促進します。
- ③職員に対する指導・教育及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う「基幹的職員」を配置するなど児童養護施設等の高機能化を図ります。
- ④「家庭支援専門相談員」を活用し、施設に入所している子どもの家族関係の修復や、家庭復帰を積極的に推進します。
- ⑤「トライアル里親事業」を活用し、施設等に入所している子どもの家庭体験を推進します。

(3) 子どもの自立支援の強化

- ①「児童アフターケアセンターおおいた」を活用し、児童養護施設退所者等に対する生活訓練や就労支援の充実を図ります。
- ②各児童養護施設に「職業指導員」を配置し、入所児童等に対する就労及び自立支援の充実を図ります。
- ③「自立援助ホーム」の充実及び関係機関との連携体制の構築を支援します。

(4) 施設や里親家庭で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止

- ①子どもの権利養護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともに、子どもが気軽に相談できる環境や苦情解決体制の整備を行います。
- ②被措置児童等虐待が疑われる場合には、「大分県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、事実関係を調査した上で、医療や法律、児童福祉等の専門家からなる社会福祉審議会児童相談部会に報告し、課題や問題点を検証するとともに、再発防止策を講じます。
- ③「子どもの権利ノート」の活用を促進するなど、児童養護施設や里親等のもとで子どもが自らの意思を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値	
			(年度)	(31年度)
里親等委託率	%	28.1	25年度	33.3
里親登録数	組	127	25年度	161
児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	47.3	25年度	79.9
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	6	25年度	15
児童家庭支援センター数	か所	2	25年度	5
児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数	人	9	25年度	52

トピックス

「大分県家庭的養護推進計画」を推進します

親の病気や経済的困窮、親からの不適切な養育などの理由で親元を離れて暮らさざるを得ない子どもたちを、社会が責任を持って養育・保護することを「社会的養護」といいます。「社会的養護」には、児童養護施設や乳児院といった「施設養護」と里親やファミリーホームなどの「家庭養護」がありますが、子どもの最善の幸福を保障するため、児童養護施設等の小規模化（ユニット化）・地域分散化（※1）・高機能化や里親等委託率（※2）の向上等に係る5年ごとの目標数値を定めた「大分県家庭的養護推進計画（平成27年度から平成41年度までの15カ年計画）」を策定しました。

なお、前期計画（平成27年度から平成31年度まで）の目標値は、第3期計画の目標値とリンクしています。

※1 地域分散化……地域の戸建て住宅を借り入れするなどにより実施する地域小規模児童養護施設（定員6人）設置・分園型小規模グループケア（定員6人～8人）の推進

※2 里親等委託率……社会的養護を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームに委託された子どもの割合

第3節 ひとり親家庭への支援

1 めざす姿

- ・ひとり親家庭の子どもの心身にわたる健やかな育成を目指します。
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父が、健康で文化的な生活が実現する社会づくりを目指します。

2 具体的な取組

(1) 相談体制と情報提供の充実

①相談事業の充実

- ア 大分県母子・父子福祉センターや母子・父子自立支援員において、母子・父子自立支援プログラムの作成などを通じ、子育てや生活、就業等に関する相談や自立に向けた支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもの不安や悩みに対するケアについても配慮します。
- イ ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、母子・父子自立支援員をはじめ相談従事者に対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

②適切な情報提供の推進

相談窓口や各種制度・サービスの情報を、適切に提供できる体制を整えます。

③関係団体や地域との連携

ひとり親家庭が地域において気軽に相談や交流ができるよう、母子・父子福祉団体の活動を支援します。

(2) 子育てや生活支援策の充実

①保育・子育て支援サービス等の充実

- ア 就業促進や子どもの健全育成に資するため、ひとり親家庭における保育所や放課後児童クラブの優先的利用を促進します。
- イ 就業活動や病気、冠婚葬祭等一時的に日常生活や子育てへの支援が必要となった場合、市町村が行うファミリー・サポート・センター事業等の利用を促進します。

②生活支援サービスの充実

- ア ひとり親家庭における県営住宅への優先的入居を進めるとともに、市町村営住宅においても同様の取組が行われるよう、市町村に働きかけます。
- イ 母子生活支援施設入居者の自立を促進するため、施設と関係機関との連携を強化するなど機能の充実を図ります。

③子どもの学習支援、就職支援の推進

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないことがないよう、希望する進学や就職の道に進めるよう、関係機関と連携し、奨学金利用などの支援を行います。

(3) 就業支援の推進

①就職あっせん等の充実

- ア 大分県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就職相談や職業のあっせん等一貫した就業支援サービスを、公共職業安定所（ハローワーク）や大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）との連携により提供します。また、地域においては、母子・父子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。
- イ ひとり親家庭の就労に理解の深い企業を開拓することで、就職と就労を支援します。

②職業能力開発への支援

- ア ひとり親家庭の親の職業能力開発を支援するため、指定教育訓練講座等修了者に対し受講費用の一部を訓練給付金として支給します。
- イ ひとり親家庭の親で、看護師や介護福祉士、保育士等の資格取得が見込まれる者等に、訓練期間中の生活支援として、高等職業訓練促進給付金を支給します。

③支援機関の専門性の向上と連携の強化

母子・父子自立支援員への研修を実施するとともに、ハローワーク等との連携を強化します。

(4) 養育費確保及び面会交流支援対策の充実

①広報・啓発活動の充実

養育費や面会交流の必要性について、重点的な広報を行い、周知をします。

②養育費確保に向けた支援

養育費の取得手続き等について、母子・父子自立支援員がサポートを行うとともに、大分県母子・父子福祉センターにおいて弁護士による無料法律相談を実施します。また、法テラス等関係機関との連携を行い、支援体制を確保します。

③適切な面会交流の支援

子どもと非同居親との面会交流について、相談を通じ、取り決めなどへの支援を行います。

(5) 経済的支援の充実

- ①児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、経済的支援を行います。
- ②ひとり親家庭等が負担した医療費の一部について助成を行う市町村への支援を行います。
なお、平成24年12月から現物給付制度を導入し、利用者の負担軽減を図っています。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値 (31年度)	
			(年度)	
大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	444	25年度	463
大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	84	25年度	100
ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率	%	94.3	22年	98.0
ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率	%	75.3	22年	82.1
大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	111	25年度	120
母子家庭自立支援給付金利用者の就職・進学率	%	92.3	25年度	95.0

トピックス

未婚で子どもを出産した女性への
寡婦控除みなし適用について

未婚で子どもを出産した女性は、所得税法上の寡婦控除の対象とならず、離婚した母子家庭の母との間で、税法上の所得に差が生じています。このことから、所得を算出基礎とする保育料や公営住宅家賃などについて、寡婦控除のみなし適用を行うことで、負担軽減を図っている自治体が増えています。

第4節 子どもの貧困対策の推進

1 めざす姿

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育機会の均等を図ります。
- ・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

2 具体的な取組

国が平成26年8月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、「子どもの貧困対策計画」（仮称）を策定し、子どもの貧困対策を計画的に推進します。

※国の大綱の内容（基本的な方針）

- (1) 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- (2) 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- (3) 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- (4) 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- (5) 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- (6) 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- (7) 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- (8) 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- (9) 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- (10) 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

平成 25 年国民生活基礎調査によれば、平成 24 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 122 万円（名目値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は 16.1%となっています。また、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は 16.3%となっています。

子どもの貧困については、我が国の子どもの貧困の状況、特にひとり親世帯の状況が厳しく、また生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も低い水準となっていることなどを背景として、平成 25 年 6 月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が全会一致で成立し、平成 26 年 4 月に施行されました。国では、同法に基づき、「子どもの貧困対策会議」を設置し、平成 26 年 8 月に政府の大綱を策定しました。

県では、同法に基づき、今後、「子どもの貧困対策計画」（仮称）を策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な施策を総合的に展開していくこととしています。

相対的貧困率：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

貧困線：等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

子どもの貧困率：子ども（17 歳以下）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

貧困率の年次推移（全国）

	S60年	63	H3年	6	9	12	15	18	21	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
（大人が一人）	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
（大人が二人以上）	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実質値（昭和 60 年基準）	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値（b）	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221
貧困線（b/2）	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。

3) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

5) 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実質値とはそれを昭和 60 年（1985 年）を基準とした消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数（平成 22 年基準））で調整したものである。

第5節 障がい児への支援

1 めざす姿

- ・障がいについて周囲の理解が深まり、障がいのある子どもやその親を社会全体、地域全体で支え、見守る環境が醸成されます。
- ・障がいのある子どもが、一人ひとりの適性や成長に応じた支援を受けられます。

2 具体的な取組

(1) 早期発見・早期療育体制の充実

- ①乳幼児期の疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の充実に図るとともに、育成医療や未熟児養育医療などの公費負担制度の利用促進を図ります。
- ②市町村が実施する5歳児健診や発達相談会に専門医を派遣し、就学前に発達障がいの疑いのある子どもを把握する体制の整備を進めるとともに、地域の小児科医等に対して発達障がいの診断に関する研修を実施し、地域で発達障がい児を支える医療体制づくりを進めます。

(2) ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備

- ①障がい児とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を身近な地域で提供する体制の整備を進めます。
- ②地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを、県内全ての障がい保健福祉圏域に設置し、発達に課題のある児童を早期に療育につなげる体制づくりを進めるとともに、療育担当職員の研修を実施するなど、センター機能の向上を図ります。
- ③障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、労働等の各機関が、障がい児の支援に係る情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援につなげるよう、保護者の了解のもと、個別の発達支援ファイルの作成・活用を乳幼児健診等の関係機関や教育委員会と連携して推進します。

(3) 障がい児に対する支援の充実

- ①在宅の障がい児(者)が、身近な地域で相談・支援が受けられるように、障がい児等地域療育等支援事業(巡回療育相談、訪問援助等)の充実に図ります。
- ②保育所等において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める研修を実施し、保育所等の機能強化を図ります。また、放課後児童クラブでの障がい児の受入れを支援します。
- ③在宅の障がい児に対して、児童福祉法による障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)と、障害者総合支援法による支援(居宅介護、短期入所、日中一時支援等)を組み合わせ提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実に図ります。
- ④施設に入所している障がい児に対して、18歳以上になっても継続した支援が受けられるよう、市町村との連携を図るとともに、障がいの重度・重複化への対応や自立支援の機能を強化するなど支援目標を明確化し、個別支援計画を踏まえた支援を提供します。
- ⑤発達障がい児等への専門的支援を行う発達障がい者支援センターに専門の相談員を配置し、発達障がいに関する正しい知識の普及・啓発や、本人や家族等の相談・支援を行うとともに、児童発達支援センターやハローワーク等と連携して、発達障がい児等支援の強化を図ります。

⑥発達障がいに関する専門的知識を有する人材（発達障がい者支援専門員）を養成する研修を実施し、研修修了者を関係機関や家庭などに派遣して、地域で発達障がい児等を支援する体制づくりを進めます。

(4) 家族支援の充実

- ①家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、市町村自立支援協議会の活動を充実させるとともに、障害児相談支援従事者の相談対応技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族に対する相談支援の充実を図ります。
- ②親の会などの家族団体は、同じ障がいがある子どもを持つ親同士が気軽に本音を言い合える情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族会主催行事の情報を広く提供するほか、家族同士の交流や研修会など、家族団体の活動を支援します。

(5) 特別支援教育の推進

- ①障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した的確な支援を行うため、保護者や福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成・活用を推進します。
- ②障がいのある子どもの指導に携わる教員の専門性を向上させるため、特別支援学校教諭免許状の取得推進や、子どもの障がいの重度化、重複化、多様化に対応した指導や支援の充実を図ります。
- ③特別支援学校において、小・中学校等の教員の要請に応じた支援や、特別支援教育全般に関する相談・情報提供等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能充実を図ります。
- ④特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校に学校内の支援や他機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある子どもに対する支援体制の整備・充実を図ります。
- ⑤発達障がい等の障がいのある子どもへの指導・支援の方法等について助言等を行うため、保育所や幼稚園、小・中・高等学校等を対象に、特別支援学校教員による巡回指導を実施します。
- ⑥特別支援学校において、各圏域の企業、福祉・労働機関等の関係者との連携を強化し、産業現場等における実習の受入れや就労等に関する啓発、職場開拓等を促進し、進路指導・就労支援の充実を図ります。
- ⑦通常の学級に在籍する障がいのある子どもに、障がいの状態に即した適切な指導や支援を行うために、専門性を備えた教員が担任する通級指導教室の設置・充実に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (31年度)
発達相談支援につながった未就学児数（累計）	人	407	25年度	628
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	27.1	25年度	33.0

トピックス

「障害者の権利に関する条約」と「合理的配慮」について

我が国は、平成 26 年 1 月 20 日に、国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。（2 月 19 日から発効）

この条約では、障がい者が社会に参加する場合に「障壁」となる様々なものを取り除くため、「合理的配慮」を行うことが求められています。

「合理的配慮」とは、例えば身体障がい者が施設を利用する際に入口に段差があって入れないという「障壁」がある場合に、スロープを設置して入れるようにすることなどです。

こうした「合理的配慮」の取組を進めることにより、障がい者が他の人々と同様に社会生活をするようになることができようになり、障がい者の社会参加が進むこととなります。

子育て支援に当たっても、障がいのある子どもへの「合理的配慮」とともに、障がいのある親への育児支援における「合理的配慮」が求められます。

トピックス

インクルーシブ教育システムについて

インクルーシブ教育システムとは、国連の「障害者の権利に関する条約」の第 24 条に示された障がい者を包容する教育制度のことで、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みで、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないというものです。障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会を構築するためには、このインクルーシブ教育システムの理念は重要であり、イタリアのように、障がいのある者と障がいのない者が同じ学校で学ぶという教育制度を導入している国もあります。

我が国は、平成 19 年 4 月から特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で特別支援教育を推進しており、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級や通級による指導という、障がいの種類や程度に応じて学べる場も用意されています。インクルーシブ教育システム構築に向けたプロセスとして、特別支援教育は重要な位置付けであると考えられます。

トピックス

「児童発達支援センター」について

児童発達支援センターは、障がい児の療育訓練を行うとともに、相談支援や保育所等訪問支援などを行う施設で、県では、全ての障がい福祉圏域（6圏域）への設置を進めてきました。

今後は、センターを中核として、障がい児支援に関わる各機関が連携して、障がい児とその家族を地域で支えるネットワークの強化を図り、適切な発達支援や教育が受けられる体制づくりを進めていきます。



センターでの療育（ひばり園）

【児童発達支援センター】

（平成26年6月1日現在）

圏域	所在地	センター名	定員(人)	電話番号
中部	大分市	大分こども発達支援センター つばさ学園	30	097-557-0114
		児童発達支援センター こじか園	20	097-586-5252
		こども発達支援センター もも	16	097-546-3400
		博愛児童発達支援センター	15	097-586-5566
	臼杵市	児童発達支援センター めぐみ	10	0974-32-7770
東部	別府市	児童発達支援センター ひばり園	30	0977-22-4185
	日出町	みのり学園 児童発達支援センター プリンちゃん	10	0977-72-2818
北部	中津市	つくし園 医療型児童発達センター	30	0979-43-6181
	宇佐市	児童発達支援センター どんぐり	10	0978-32-0675
西部	日田市	児童発達支援センター び〜と	10	0973-58-5626
	玖珠町	こども発達支援センター あ〜く	12	0973-72-1023
豊肥	豊後大野市	こども発達支援センター なごみ園	5	097-586-8070
南部	佐伯市	児童発達支援センター つぼみ	5	0972-29-5250
合 計			203	

トピックス

「発達支援ファイル」の活用について

障がい児に関わる各機関が、障がい児支援に係る情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援につなげるよう、保護者の了解のもと、発達支援ファイルの活用を進めています。

発達支援ファイルは、乳幼児健診の場や、障がい児通所支援事業所、特別支援学校などで配布しています。

第6節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

1 めざす姿

- ・いじめや不登校など子どもに関する悩みを、身近な場所で相談できます。
- ・親や教師以外の大人に自分の悩みを相談することができます。
- ・学校に行きたいのに不安で行けない子どもの心を癒し、自分がしたいことや生き方を見つける場を提供します。

2 具体的な取組

(1) いじめ・不登校への支援

- ①24時間いじめ相談ダイヤルを設置していつでもどこでもいじめの相談ができるように相談体制の充実を図るとともに、重大ないじめ事案についてはいじめ解決支援チームを派遣して早期の解決を図ります。
- ②ネットいじめに関する児童生徒や保護者からの悩み、不安に対し、メールを活用した相談を行うとともに、近年ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)を利用したネットいじめが増加している傾向から、情報モラルに関する教育を充実するなど対策を講じます。
- ③子どもの気持ちに寄り添った相談を行うため、小・中・高等学校に臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置するとともに、その活用を図ります。
- ④学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、校内いじめ対策委員会を設置していじめの予防や早期対応に取り組むとともに、重大な事態が起きた場合は設置者に報告して早期の解決と再発防止に取り組めます。
- ⑤保育所や幼稚園から小学校に、あるいは小学校から中学校に進む子どもの不安を解消し、移行が円滑に行われるよう、連携の充実を図ります。
- ⑥地域不登校防止推進教員を県内全郡市(国東市は姫島村を含む)に配置し、不登校の未然防止を推進するとともに、不登校児童生徒に対しては「教育支援センター(適応指導教室)」と学校、家庭、関係機関が連携し、不登校の未然防止に向けて取り組みます。
- ⑦県や市町村が「いじめ対策連絡協議会」を設置して教育、人権、福祉、警察等の関係機関が連携をしていじめの防止に向けて取り組むとともに、重大事態の時には調査機関を設けて解決と再発防止に取り組めます。

(2) ひきこもり等の若者への支援

ニート、ひきこもり、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行う「大分県青少年自立支援センター」、若者の就職支援を行う「おおいた地域若者サポートステーション」、児童養護施設等の退所者支援を行う「児童アフターケアセンターおおいた」を1か所に集約して開設した「おおいた青少年総合相談所」において、これまで点在していた各相談窓口のワンストップ化による連携強化に加え、様々な支援機関との連携を密にし、相談者に最適な支援を行います。

また、そうした専門機関に加え、平成27年4月1日に施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、ひきこもりの若者等を含む地域の生活困窮者の支援を行う窓口が設置されます。専門機関と連携を図りながら、身近な地域での支援も推進していきます。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値 (31年度)	
			(年度)	
不登校児童生徒の出現率（小学校）	%	0.37	25年度	0.28
不登校児童生徒の出現率（中学校）	%	3.17	25年度	2.79
いじめの解消率	%	84.4	25年度	85.5
青少年自立支援センターの相談件数	件	1,763	25年度	2,000

トピックス

「おおいた青少年総合相談所」について

おおいた青少年総合相談所は、困難を抱えた子ども・若者やその家族に対して、総合的かつ継続的な支援が行えるように、支援3機関を1か所に集約して平成26年6月1日に開設しました。これにより、それまで点在していた3機関の連携が、速やかにその場で行うことができるようになりました。

- ①「青少年自立支援センター」では、ニートやひきこもり等青少年の自立の遅れに伴う諸問題に専門相談員が対応し、適切な関係機関や支援団体等と連携して、支援を行います。
 - ②「おおいた地域若者サポートステーション」では、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、各種プログラムにより、就労に向けた支援を行っています。
 - ③「児童アフターケアセンターおおいた」では、児童養護施設退所者等に対し生活や就業に関する相談に応じることにより、社会的自立に向けた支援を行っています。
- まずは、下記までお電話ください。

(問い合わせ先) 総合相談窓口
(電話) 097-534-4650



青少年自立支援センター相談室



地域若者サポートステーション相談室



児童アフターケアセンターおおいた

第7節 在住外国人の親と子どもへの支援

1 めざす姿

- ・地域に暮らす外国人の親と子どもが、言葉や文化、習慣の違いに困ることなく、安心して子育てできます。
- ・外国人の子どもが、学校や地域で仲間はずれにされたり、自分を嫌いになったりすることなく、生き生きと暮らすことができます。

2 具体的な取組

(1) 在住外国人・留学生への情報提供と支援

①在住外国人の方々が安心して子育てできるよう、「おおいた国際交流プラザ」において、携帯メールや情報誌による生活情報の提供や、在留資格や医療など様々な相談対応を多言語で行います。また、多くの言語に対応した通訳・翻訳ボランティアの紹介・派遣等の取組を行います。

さらに、地域子育て支援拠点に従事するスタッフ等に対して研修を行い、在住外国人の子育て支援の充実を図ります。

②「大学コンソーシアムおおいた」において、留学生向けの各種相談対応やリユース物品のあっせんなどによる生活支援、人材情報バンク「アクティブネット」の運営やホームステイ交流、留学生を講師とする各種教室の開催などにより地域活動への参画支援を行います。

(2) 地域や学校における異文化理解の取組

①地域住民のための国際理解セミナーを実施するとともに、留学生等外国人と地域住民との交流の機会を設けます。

②異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていくための態度を育成します。

(3) 外国人児童生徒の自己実現の支援

①外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援します。

②外国人児童生徒に関わる教育指導を充実するため、推進体制の確立と教職員研修を推進します。

③PTA活動等様々な機会を捉えて、外国人児童生徒に関わる学校の教育指導の意義と教育活動についての理解を図るとともに、NPO等との連携を図り、外国人の持つ文化や生活習慣等多様性を尊重する態度の育成に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (31年度)
			(年度)	
外国語対応相談窓口開設時間数	時間/月	21	26年度	78

トピックス

「おおいた国際交流プラザ」について

「おおいた国際交流プラザ」では、県内に居住されている外国人の方々のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

○メールによる情報発信

「国際交流プラザ無料配信メールO I P M」に登録いただくと、イベント情報はもとより、県内の生活情報やお得な情報、さらに、いざという時の災害情報などを携帯メールで受け取ることができます。

【対応言語：日本語、やさしい日本語、英語、中国語】

○相談窓口 *言語によって曜日が異なります。事前にお問い合わせください。

行政書士による相談……………毎月第3水曜日 13:00～16:00

【日・英：その他の言語は予約が必要】

中国語による相談……………毎週木曜日 10:00～13:00

タガログ語による相談……………毎月第1土曜日、第3火曜日 13:00～16:00

○通訳・翻訳ボランティアの登録及び紹介・派遣

14か国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、紹介・派遣を行っています。また、通訳・翻訳ボランティアの登録も随時受けつけています。

【対応言語：英語、韓国語、中国語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、ポルトガル語、イタリア語、ベンガル語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、マレー語】

詳しくは「おおいた国際交流プラザ」までお問い合わせください。

(住所) 大分市高砂町 2-33 (TEL) 097-533-4021 (FAX) 097-533-4052

(HP) <http://www.oitaplaza.jp/> (E-mail) in@emo.or.jp

★なお、生活に関するお悩みやお困りごとについては、お住まいの市町村でもご相談いただけます。

トピックス

「特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた」について

「大学コンソーシアムおおいた」は、数多くの留学生が学び、生活しているという大分県の地域特性を活かし、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国際性あふれる人材の育成等に資する事業を行い、世界に開かれた活力ある地域づくりに貢献することを目的としています。

詳しくは「大学コンソーシアムおおいた」までお問い合わせください。

(住所) 大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分2階

(TEL) 097-578-7400 (FAX) 097-578-7401

(HP) <http://www.ucon-oita.jp> (E-mail) info@ucon-oita.jp

トピックス

「いつでも子育てほっとライン」について

こども子育て - よろず - ひやくとーばん
(電話) 0120 - 462 - 110

子育ての喜びは何ものにも代えがたいものですが、一方で、悩みや不安もつきものです。仕事が忙しくて相談する時間がなかったり、身近に相談できる相手がいないなどの理由で、一人で悩みを抱え込んでしまうお母さんやお父さんも少なくありません。

そこで、県では、子どもや子育てに関するあらゆる電話相談を24時間365日お受けする「いつでも子育てほっとライン」を平成22年度から開設しています。23年度にはフリーダイヤル化したほか、電話相談員の体制も順次強化してきました。

25年度、この「ほっとライン」に寄せられた相談件数は3,147件で、開設初年度（22年度1,314件）の2.4倍となり、そのうち9割が母親からでした。相談内容は「育児・しつけ」に関するものが4割と最も多く、中には育児の基礎知識に関するものも多く見られることから、身近に相談できる相手がおらず、孤独感を深めるお母さんの実態が浮き彫りになっています。

トピックス

おかしいと感じたら迷わず連絡を！

「何か変だな」、「気になるな」と思っても、なかなかよその家庭に口出しできないと思われるかもしれません。

しかし、虐待を受けている子どもだけではなく、虐待を加えている親自身も子育てに悩み、一人で悩みを抱え込んでしまっている場合も少なくありません。

周囲が早い段階で気づき、支援の手を差し伸べることが、児童虐待防止の第一歩となるのです。

(連絡先)

- 各市町村児童福祉担当課
- 大分県中央児童相談所（電話）097-544-2016
- 大分県中津児童相談所（電話）0979-22-2025



トピックス

<ご存じですか?> 子ども虐待防止 オレンジリボン運動

子どもが虐待によって命を奪われるという痛ましい事件をきっかけに、栃木県小山市の「カンガルーOYAMA」が子ども虐待防止を目指し、2005年にオレンジリボンキャンペーンを始めました。NPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」がその活動に協力し、大きく育てました。現在では、国や自治体を始め、各種団体、企業、個人の方々へと全国的に活動が広がっています。

オレンジリボンを見たら、子どもへの虐待防止を思い出してください。

第5章 結婚・妊娠・出産・育児の 切れ目ない支援の推進

第1節 結婚・妊娠・出産への支援

第2節 子どもや母親の健康づくり

第3節 思春期からの健康づくり

第4節 子どもの病気への支援

第5節 食育の推進

第1節 結婚・妊娠・出産への支援

1 めざす姿

- ・結婚から、妊娠、出産、子育てまで、その時々に必要な支援を切れ目なく受けることができます。
- ・子どもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って学び、考えることができます。
- ・子どもが、学ぶことや働くことについての関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。
- ・希望する人がパートナーと出会い、家庭を築くことができます。
- ・男女共に、妊娠や、出産、自身のからだ（生殖機能）について、正しい知識を得ることができます。
- ・不妊に悩む人たちが安心して相談できることで精神的な負担が軽減され、また、不妊治療にかかる経済的な負担についても軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 次代の親の育成

①次代の親になるための意識の醸成

- ア ふれあいや対話を通して、家族のきずなを深めるため、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発を進めます。
- イ 若い世代が、将来、家庭を持つことや親になること等を意識する機会として、働きながら子育てをするロールモデルとなる社会人の話を聞いたり、仕事やお金、家庭や子育てといったライフデザインに関する学習の充実を図ります。

②若者の自立への支援

- ア 児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路希望等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの社会体験活動を積極的に導入します。
- イ 児童生徒が自分の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力を育むキャリア教育の推進を図ります。
- ウ 社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、就業体験やボランティア等、青少年を対象とした体験活動の充実を図ります。
- エ 工科短期大学校では学卒者等を対象に、高等技術専門校では学卒者、離転職者等を対象に、技術や技能を習得させるとともに、インターンシップ等を通して働くことの意義等を理解させることにより、職場理解の促進と職場への定着を図ります。
- オ 経済的な理由により教育を受ける機会が失われることがないよう、奨学金事業の活用や必要に応じて授業料の減免により就学を支援します。

③出会いの場づくり等への支援

結婚を希望する男女の出会いの機会を創出するため、市町村やNPO等と協力して、多様な出会いの場づくりを支援します。

(2) 妊娠・出産にかかる相談支援サービス等の充実

- ①妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援のため、地域の実情に応じた「子育て世代包括支援センター」の整備を推進します。
- ②これから妊娠適齢期を迎える若者等に、生殖機能や、妊娠、不妊（男性原因を含む）に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

(3) 不妊に悩む人への支援

- ①「大分県不妊専門相談センター」の周知と生殖心理カウンセラー（臨床心理士）の配置により相談体制の強化を図るとともに、不妊に悩む人たちのサークルの活動の場を設け、精神的負担の支援に努めます。
- ②不妊治療に伴う経済的負担を軽減し、子どもを生みたい人が生めるような環境づくりを推進するため、医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に、その治療費の一部を助成します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	（年度）	目標値 (31年度)
出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数	市町村	10	26年度	18
特定不妊治療費の助成件数	件	1,158	25年度	増加

トピックス

「妊活」は「正しく知る」ことから！

子どもを持つかどうかを含め、自分の人生を自分で決めるには、自分自身のからだについての正しい知識を早い時期から知ることが重要です。

県では、マンガでわかりやすく妊娠、不妊、からだのことについて説明した啓発パンフレットを作成、配布しています。



県作成啓発パンフレット

トピックス

「大分県不妊専門相談センター（hopeful）」

県不妊専門相談センターでは、不妊や不育にまつわる相談を始め、不妊予防の啓発を行っています。

（電 話）097-586-6368（直通）

080-1542-3268（携帯）

（電話相談）火曜日～土曜日 10:00～16:00

（メー ル）hopeful@oita-u.ac.jp（相談を随時受付）

（ホームページ）<http://www.med.oita-u.ac.jp/hopeful/index.html>

第2節 子どもや母親の健康づくり

1 めざす姿

- ・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。
- ・妊娠中の女性が、少ない負担で安心して健診を受けることができます。
- ・妊娠中の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。
- ・出産や子育てが多くの人に支えられていると実感できます。

2 具体的な取組

(1) 安全・安心な妊娠・出産環境の確保

- ①県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、確実な周産期医療体制を維持します。
- ②一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安全・安心な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。
- ③周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。
- ④働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及・啓発を行います。
- ⑤市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の受診勧奨を促し、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。

(2) 妊娠期からの子育て支援の充実

- ①妊娠中の女性が、「子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。
- ②妊娠・出産にかかる専門的な悩みに対応する体制(おおいた妊娠ヘルプセンター)の充実を図ります。
- ③育児に対する不安軽減を図るため、市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援家庭訪問事業を推進します。

(3) 地域におけるネットワークの推進

圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導(ペリネイタル・ビジット)事業を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」(ヘルシースタートおおいた)による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。

おおいたのいち押し!



県内の産科医、小児科医の協力のもと、全国に先駆けて「育児等保健指導(ペリネイタル・ビジット)」を全県レベルで実施しています。

(4) 子どもの健やかな発育・発達への支援

- ①市町村が実施する乳幼児健康診査の平準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見に努めるとともに、早期療育を行うため、関係機関のネットワーク化を推進します。
- ②子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を行います。

- ③心身の状態や経済的状况等により、子どもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、支援が行える体制整備を推進します。
- ④むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物利用等による効果的な歯科保健対策の普及を図ります。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値 (31年度)	
			(年度)	
周産期死亡率	出産千対	4.4	25年	全国水準以下
妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	89.5	24年度	全国水準以上
全出生数中の低出生体重児の割合	%	9.1	24年	現状より低下
乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	94.4	24年度	全国水準以上
乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	91.4	24年度	全国水準以上
むし歯のない3歳児の割合	%	72.5	24年度	77.0
むし歯のない12歳児の割合	%	44.1	25年度	52.0
妊娠中の妊婦の喫煙率	%	4.9	25年	0.0
育児期間中の母親の喫煙率	%	8.7	25年	6.0
育児期間中の父親の喫煙率	%	44.3	25年	30.0

トピックス

「地域母子保健・育児支援のネットワーク (ヘルシースタートおおいた)」の取組について

全ての子どもが健康で幸せな人生のスタートが切れるよう、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の段階に応じ、医療・保健・福祉・教育の連携による地域の母子保健・育児支援の取組です。

この取組を進めることで、産後うつや経済的不安、若年妊娠などの問題を抱えるお母さんを早期に発見し、適切な支援を行うことができ、また、児童虐待の予防や、発達障がい早期療育にもつながります。

トピックス

「おおいた妊娠ヘルプセンター～妊娠の悩み相談～」について

「思いがけない妊娠で困っている」、「妊娠したけど、出産や育児が心配」、その他妊娠の悩みについて専任助産師が相談に応じます。お気軽にお電話ください。

(電話) 0120-241-783

(電話・面接相談) 水曜日～日曜日 11:30～19:00

(メール) ninsin-783@sage.ocn.ne.jp



第3節 思春期からの健康づくり

1 めざす姿

- ・思春期の子どもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。
- ・思春期の子どもが、自分の健康に興味を持ち健康な生活習慣を送るために必要な判断ができるようになります。
- ・思春期の子どもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。

2 具体的な取組

(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援

「大分県こころとからだの相談支援センター」や保健所において、思春期特有の第二性徴や人間関係における悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 健康教育等の推進

保健所において学校保健と連携し、思春期の性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。

(3) 学校保健における指導の充実

- ①学校医と協力し、学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、学校保健委員会の設置を推進し、保健、医療、福祉等の関係機関と緊密に連携して指導の充実を図ります。
- ②心の問題の相談も含めた保健室機能の充実を図るとともに、各種講習会や研修会を充実させ、関係職員の資質の向上を図ります。
- ③心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において保健指導計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。
- ④性の問題については、生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、心のつながりを重視し、児童生徒の発達段階や受容能力に応じて、保健体育科や特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じた指導に努めます。
- ⑤スクールカウンセラーの配置を促進し、児童生徒の気持ちに寄り添った支援を推進します。

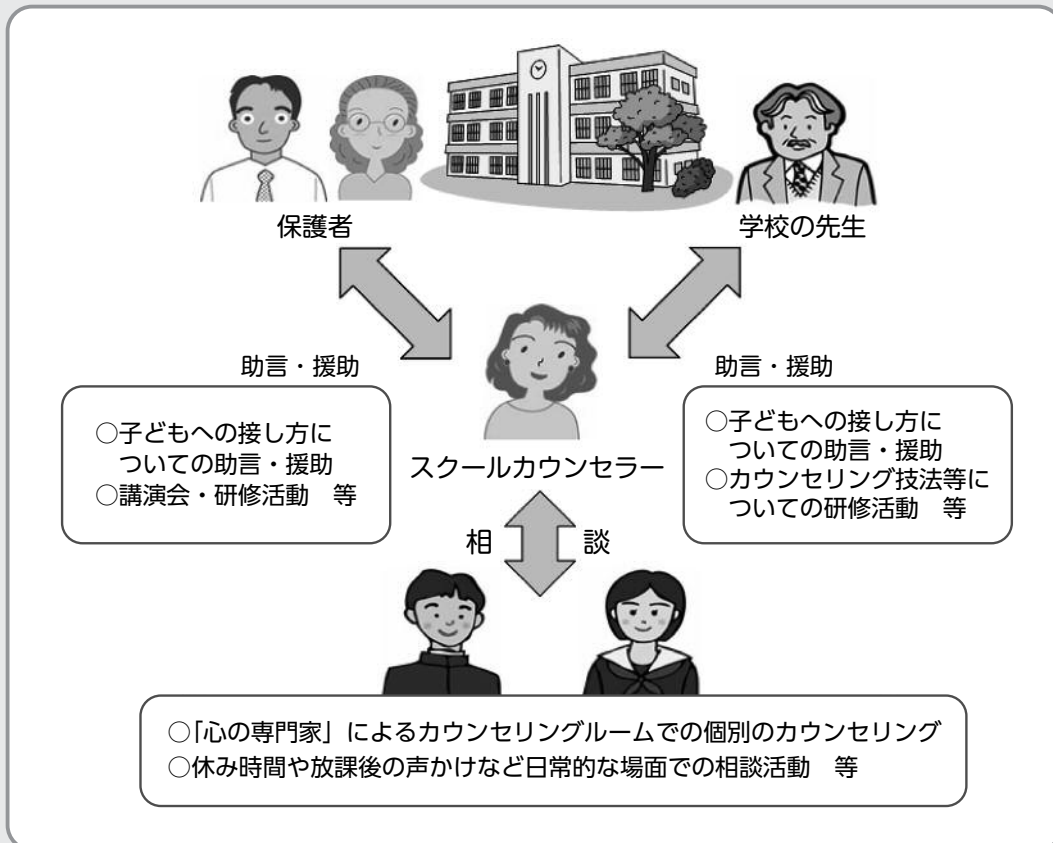
3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値		目 標 値 (31年度)
			(年度)	
十代の人工妊娠中絶率	人口千対	7.3	25年度	全国水準以下

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する「心の専門家」として、臨床心理士などをスクールカウンセラーとして各学校に配置しています。

スクールカウンセラーは、下記のような児童生徒が抱える問題に対して、専門的な見識を活かした相談を行い、教職員と協力して問題解決に当たるための役割を果たしています。

- ①児童生徒に対する相談・助言
- ②保護者や教職員に対する相談（カウンセリング、コンサルテーション）
- ③校内会議等への参加
- ④教職員や児童生徒への研修や講話
- ⑤相談者への心理的な見立てや対応
- ⑥ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- ⑦事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア



第4節 子どもの病気への支援

1 めざす姿

- ・安心して子どもの病気に関する相談や医療を受けることができます。
- ・子どもの医療費に係る負担が軽減されます。
- ・小児慢性特定疾患の子どもとその家族の精神的な不安が軽減されます。

2 具体的な取組

(1) 小児救急医療体制の整備

- ①子どもの応急処置等についての指導や、適切な医療機関を紹介するなど、小児医療に関する電話相談事業を実施します。
- ②地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。
- ③入院や手術に必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。

(2) 早期治療の促進等

- ①子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、子どもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。
- ②小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。
- ③長期に療養が必要な子ども（小児慢性特定疾患児童等）及びその保護者を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。
- ④先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (31年度)
小児の重症患者を受け入れる二次救急医療圏の整備率	%	83.3	26年度	83.3

①大分県子ども救急電話相談

休日・夜間に、子どもの急病やけがで心配なときや、病院へ行った方がよいかどうか判断に迷ったときに、看護師が相談に応じます。

(相談時間)

平日 午後7時～翌朝8時
日・祝 午前9時～午後5時、
午後7時～翌朝8時

(電話) 097-503-8822

(プッシュ回線・携帯電話から) #8000

※県境地域は大分県外につながる場合がありますので、097-503-8822 に掛けてください。

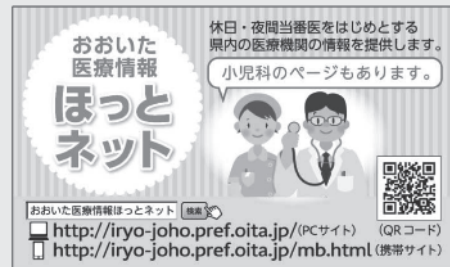


②おおいた医療情報ほっとネット

(<http://iryjo-joho.pref.oita.jp/>)

県内の医療機関（病院、診療所、歯科診療所、助産所）・薬局の情報や、医療に関する情報を提供します。

お近くの小児科医を探したり、休日・夜間の当番医を探したりすることができます。



③小児救急ハンドブック

(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/handbook2012.html>)

子どもの具合が悪くなった時に、しばらく様子を見てもいいのか、すぐに医療機関を受診した方がよいのかなど、症状に合わせて具体的な対処法を記載しています。実際に医療機関を受診するかどうかは、保護者のご判断となりますが、その際にお役立てください。



第5節 食育の推進

1 めざす姿

- ・「食べることは楽しい」と感じ、家族のふれあいも深まります。
- ・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。
- ・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。
- ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、地域の食文化を大切にす気持ちが生まれます。

2 具体的な取組

(1) 食を通じた家族のふれあい

- ①食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」などを通じて、孫から祖父母まで幅広い世代と一緒に料理や食事をするこゝで、食の楽しさを伝えていきます。
- ②「第3日曜日（家庭の日）は家族みんなで“いただきます！”の日」の普及・定着化を図ります。

(2) 望ましい食習慣の定着

- ①市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。
- ②食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や「子どもの料理教室」などを通じ、食生活指針や食事バランスガイドを活用しながら、食に関する知識と食を選択する力の習得を図ります。
- ③学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。
- ④学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。
- ⑤家庭の事情から食習慣に問題がある子どもについては、栄養教諭等が中心となり、スクールカウンセラーや保健師、福祉担当部局と連携して必要な支援を行います。

(3) 地域の食文化の継承

- ①おおいた食育コーディネーターやおおいた食育人材バンク（食育ひろげ隊）などの食育の実践者や団体が、子どもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。
- ②学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解させるとともに、地域の伝統的な食文化を大切にす心育成します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年度)	目標値 (31年度)
朝食を毎日食べるようにしている 児童生徒の割合（小5）	%	91.4	25年度	96.4
朝食を毎日食べるようにしている 児童生徒の割合（中2）	%	89.5	25年度	94.5
おおいた食育人材バンクの 「食文化」分野登録者数	人	50	25年度	60 (27年度末目標値※)

※31年度目標値については、平成27年度「大分県食育推進会議」等で審議の上、設定を行う。

トピックス

おおいた食育人材バンク「食育ひろげ隊」の先生を呼ぼう！

おおいた食育人材バンク「食育ひろげ隊」は、大分県内の食育に関する知識や経験を有する人材を食育の先生として登録し、地域の人たちに活用してもらうことで食育活動をひろげるためのもので、平成26年9月現在、77の個人・団体を登録しています。

食育講話や調理実習、生産体験を実施したい幼稚園、保育所、学校、団体等に食育を教える先生を派遣します。

興味を持たれた方は、食育ひろげ隊の活動内容（ホームページで「食育 大分県」を検索）から、あなたのやりたい食育を見つけてお申し込みください。派遣申請の受付については、最寄りの保健所の地域食育総合窓口へご相談ください。



じゃがいもおやつクッキング教室（宇佐市立長洲幼稚園）

少子化の進行や地域のつながりが希薄化するなか、県では、高校生や大学生等の若い世代の皆さんに、就職や進学のことだけでなく、その先の結婚や子育てについても考えるきっかけとなるよう「次代の親づくり推進事業」をすすめています。

具体的には、大学の講義で、子育てと仕事を両立し活躍されている社会人、助産師、保育士などの外部講師による「ライフデザイン講座」を行うほか、ライフデザインを考えるためのマンガ冊子「未来へ」を作成し、多くの県立高等学校の家庭科授業等で副読本として活用していただいています。

結婚も子育ても個人の選択になりますが、今、「ライフデザインを描く」ことが、若い世代の皆さんが自分らしく生きていくために役立ってくれることを願っています。



社会人講師による講義（大分大学）



啓発用マンガ冊子「未来へ」

第6章 子どもの生きる力をはぐくむ 教育の推進

第1節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり

第2節 家庭や地域の教育力の向上

第1節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり

第1項 確かな学力の育成

第2項 豊かな心の育成

第3項 健康・体力づくりの推進

第4項 幼児教育の充実

第5項 信頼される学校づくり

第1項 確かな学力の育成

1 めざす姿

- ・子どもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、学習意欲を高めるとともに、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。
- ・学習情報の公表等、開かれた学校づくりを進めます。
- ・学校や家庭、地域が一体となって子どもの学習を支援します。

2 具体的な取組

(1) 小・中学校の学力向上対策に係る支援

- ①子どもの習熟の程度や適性に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導方法の工夫や改善を行います。
- ②学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。
- ③小学校から中学校までの9年間を通して指導の連続性が図られるよう、近隣の小・中学校間の連携を促進します。

(2) 家庭や地域等学校外での学習活動に係る支援

- ①毎日の積み重ねにより学力の定着が図られるよう、親や保護者に対する助言等を通じ、家庭における学習習慣の確立を支援します。
- ②学力の維持・向上が図られるよう、教員経験者等地域の人材の協力を得て、放課後の時間や土曜日及び、夏休み等長期休暇中における学習支援を実施します。

(3) 各市町村教育委員会に対する支援

- ①市町村学力向上アクションプランの作成や学校全体による組織的な取組及び家庭や地域と連携した取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。
- ②市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上支援教員や習熟度別指導推進教員の加配を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値 (31年度)	
			(年度)	
思考力・判断力・表現力等が身に付いている児童生徒の割合の全国比（小学校）	%	98.9	25年度	103.4
思考力・判断力・表現力等が身に付いている児童生徒の割合の全国比（中学校）	%	97.1	25年度	100.5

第2項 豊かな心の育成

1 めざす姿

- ・生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身につけることができます。
- ・子どもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えるとともに、相手の気持ちや考えを、思いやりを持って受け取ることができるようになります。
- ・子どもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。
- ・子どもが、多彩な文化芸術を通して、豊かな感性や創造性を身につけることができます。

2 具体的な取組

(1) 道徳教育の充実

- ①生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を育み、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え方を深め、道徳的実践力が育成できるよう、道徳授業（小・中学校等）の工夫・改善や、教育活動全体を通じて、道徳教育の充実を図ります。
- ②福祉への理解と関心を高めるため、ボランティア活動に積極的な学校の取組を支援します。
- ③児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。

(2) コミュニケーション能力の養成

気持ちや考えを伝え合うコミュニケーション能力を養成するため、学校教育活動全体を通じて伝える力や他者の思いを受け取る力を養うとともに、児童生徒が互いに話し合っ課題を解決する機会等を設けます。

(3) 文化芸術活動の充実

子どもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、学校に芸術家等の派遣を行うとともに、地域の人材を活用するなど、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。

(4) 読書活動の充実

- ①子どもが本に親しむ機会を増やすため、小学校において週1回以上の読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。
- ②子どもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。
- ③大分県立図書館情報ネットワーク（OLIB）による、小・中学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験（スクールサービスデイ）を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。
- ④家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、読書活動に役立つ情報の収集・提供を行うとともに、早い時期での子どもの読書習慣形成のため、乳児期からの読書活動を支援するテキストの作成や研修を実施します。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	（年度）	目標値 (31年度)
1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合（小5）	%	89.6	26年度	100.0
1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合（中2）	%	82.1	26年度	100.0

トピックス

県立図書館（子ども読書活動支援センター）について

大分県立図書館には、子ども読書活動推進のために、子ども読書に関する講師の紹介や情報発信などを行い、家庭や学校における読み聞かせ等を支援する「子ども読書活動支援センター」が設置されています。

【子ども読書活動支援センターの主な活動】

○子ども読書推進員（講師）の紹介

子どもの読書に関する専門的な知識や活動経験豊富な県内在住の講師を、読み聞かせグループやPTA 団体等が開催する研修会の講師として紹介します。読み聞かせの方法や子どもの発達段階に応じた本の選び方、ブックトークや紙芝居のやり方などを学ぶ研修を行うときには、ぜひご相談ください。

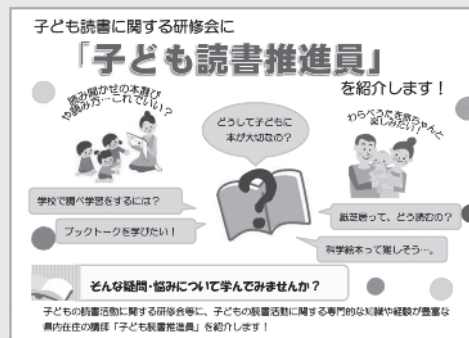
- ・子どもの読書に関する情報の収集及び発信
- ・県内読書グループの調査及び情報の提供
- ・家庭での読書活動に役立つ情報の提供
- ・その他子どもの読書活動の支援に関すること

(問い合わせ先) 子ども読書活動支援センター
(大分県立図書館内)

(電話) 097-546-9972

(受付時間) 土・日・祝日を除く

開館日の9時～17時



第3項 健康・体力づくりの推進

1 めざす姿

- ・子どもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。
- ・子どもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。

2 具体的な取組

- ①児童の体力向上を図るため、体育専科教員を県下全域に配置し、学校体育の充実を図るとともに、運動に取り組みやすい環境の整備を促します。
- ②運動部活動の活性化を図るために、地域スポーツ指導者の活用を促進するとともに、その資質向上に努めます。
- ③県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において、体力向上プランを作成し、プランに基づいた児童生徒の体力向上に向けた「一校一実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値	目標値	
			(年度)	(31年度)
運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合 (小学校 男子)	%	56.7	25年度	63.3
運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合 (小学校 女子)	%	31.1	25年度	40.7

トピックス 「一校一実践」について

児童生徒の体力向上に係る「一校一実践」は、各学校の体力向上に関する検証改善サイクルを確立し、児童生徒の体力を向上させるための取組です。

体力向上については、体力・運動能力調査結果の向上を直接的に目指した取組ではなく、児童生徒に運動の楽しさを味わわせ、運動の習慣化・日常化を図っていく取組とすることが重要です。効果的な取組とするために、体力・運動能力調査や生活習慣等調査結果から課題を明らかにするとともに、児童生徒の自主的な活動につながるような工夫や仕掛けを組織的・計画的に行う必要があります。現在、県下全ての小・中・高等学校及び一部の特別支援学校でこの「一校一実践」が実施されており、小学校では始業前や休み時間を使った外遊びやサーキット、中学・高等学校では体育的行事の工夫・充実などに取り組んでいます。



中休みを使った「一校一実践」
(大分市立荏隈小学校)

第4項 幼児教育の充実

1 めざす姿

- ・ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られます。
- ・ 地域の幼稚園や保育所等の教育課程・保育課程に関する情報が発信され、保護者が適切に選択できるようになります。

2 具体的な取組

- ①小学校1年生における「小1プロブレム」の発生を抑えるとともに、就学前後の不安を解消するため、認定こども園、幼稚園、保育所、及び小学校等の教職員を対象とした研修会等を実施します。
- ②認定こども園、幼稚園、保育所等就学前施設における教育等の計画（教育課程・保育課程）を充実したものにするため、研修会等の開催、教育課程・保育課程の実態調査を行うとともに、必要に応じ指導・助言を行います。
- ③子ども・子育て支援新制度に対応する幼児教育振興プログラムの策定・改善を働きかけます。

3 数値目標

指標名	単位	基準値	目標値
			(年度)
保育力向上研修会を受講した教諭・保育士等の数(のべ)	人	—	1,250

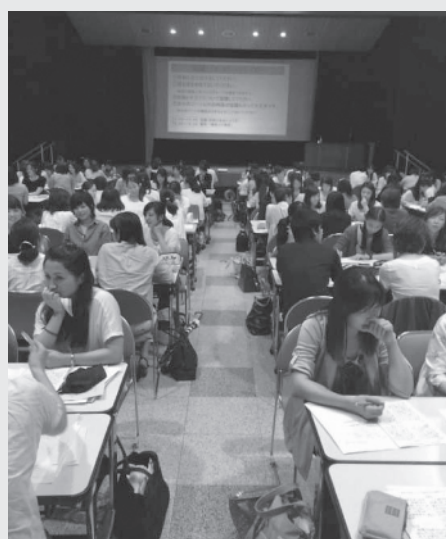
トピックス

「保育力向上研修会」について

幼児期の子どもたちは、遊びを中心とした生活を通して、様々なことを学んでおり、先生は、ともに喜びを感じたり、励ましたり、一緒になって遊んだりしながら、子どもたちに寄り添い、成長を支えています。

県教育委員会では、子どもたちの教育を行う先生の指導力向上のために、研修会を開催して、幼児期における教育の充実を図っています。認定こども園、幼稚園、保育所の先生だけでなく、小学校の先生や市町村教育委員会の関係者も研修会に参加しています。

研修会では、各園の事例や取組を話し合い、子どもたちのよりよい成長へ向けた改善策を見出しています。このように、子どもたちの豊かな成長に向けて、学びあいながら指導力の向上を図っています。



保育力向上研修会

第5項 信頼される学校づくり

1 めざす姿

- ・保護者や地域住民の意向が学校運営に反映されることにより、学校がより身近になります。
- ・情報提供や施設の開放等により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。
- ・保護者の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、特色を生かした教育活動を展開できます。

2 具体的な取組

(1) 開かれた学校づくりの推進

- ①学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開するなど、県民の教育に対する関心と理解を深めます。
- ②明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」（11月1日）や「おおいた教育週間」（11月1日～7日）において、県民が身近な場所で教育や子どものことを考える機会を提供します。
- ③保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。その際、重点目標に即した項目により評価します。また、学校ホームページ等による評価結果の公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。
- ④保護者や地域住民からなる「学校運営協議会制度」や、外部関係者の客観的評価などを活用して、より地域に密着した特色ある教育活動を展開し、その取組をホームページ等で積極的に発信します。
- ⑤各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。
- ⑥体育館や図書館、余裕教室等、学校施設の開放や、各地域で教員の専門性を生かした講座の実施等、コミュニティの拠点として学校における教育力の積極的な活用を促進します。

(2) 豊かな教育環境づくりの推進

- ①「芯の通った学校組織」の推進
各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の一層の活用の推進により、子どもたちの学力・体力の向上を図るとともに、不登校等の諸課題に迅速・適切に対応します。
- ②教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

- ①児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、学校施設の耐震化や老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。
- ②コンピュータや多機能型端末など21世紀型の新しい教育に適する施設・設備の整備を進めます。
- ③登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。
- ④インフルエンザや感染症胃腸炎のほか、新型インフルエンザなど新たな感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (31年度)
			25 年度	
教育庁チャンネルの動画再生数（累計）	回	270,000	25 年度	320,000

トピックス

「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）って どんな仕組みですか？

コミュニティ・スクールに指定された学校には「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域の皆さんなどが、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画していく仕組みです。

学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域子どもたちの成長を支えていく、そんな学校づくり、地域コミュニティづくりを進めていくことが、コミュニティ・スクールの一番の狙いです。



トピックス

着衣泳の取組について

水から自己の生命を守ることは、水泳指導の大きなねらいの一つであり、現実水の事故は、海、川、湖などの自然環境において着衣のまま発生することが多い状況です。

学習指導要領解説では、着衣のまま水に落ちた場合の対処について、小学校第5・6学年では、「各学校の実態に応じて取り扱うこと」、中学校・高等学校では、「安全への理解を一層深めるため、各学校の実態に応じて取扱いができるもの」と示されています。

こうした着衣での水泳指導の目的は、水による不慮の事故に出会ったときの落ち着いた対応の仕方を学ばせることにあり、近年着衣泳を授業等で扱う学校が増えています。

第2節 家庭や地域の教育力の向上

1 めざす姿

- ・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。
- ・子どもにとって、地域における活動の場が充実します。
- ・地域の人々の見守りにより、子どもの安全が保たれ、親や保護者の安心につながります。
- ・地域の大人にとって、子どもとふれあう機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。

2 具体的な取組

(1) 家庭の教育力の向上

- ①親としてのあり方や子育ての楽しさなどについて仲間と一緒に語り合い、今後の家庭教育の実践に活かす参加体験型学習や父親の会の活性化に向けた研修の講師となる「おおいた家庭教育支援推進員」をPTAの研修会等に派遣します。
- ②県ホームページにおいて、家庭教育の啓発に関することや子育て相談の窓口紹介など子育てに関する様々な情報を提供し、親への支援を行います。
- ③家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育についての理解に重点を置きます。

(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり

- ①公民館等を拠点に、学校、家庭、地域社会が連携・協働して子どもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーターの資質向上等を図ります。
- ②子どもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、芸術家や文化団体を地域の児童養護施設等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催する子どもを対象としたワークショップや子どもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。
また、地域の人材を活用し、講習会や研修会の開催、学校における文化活動の指導等を行います。
- ③児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、子どもや子育て家庭が参加できる農林水産業体験や料理教室等を開催します。
- ④子どもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、技能士や技術者等を学校に派遣し、ものづくり体験教室（小学校）を開催します。また、熟練技能者等を工業系高等学校に派遣して、技能検定2級資格取得や、ものづくりコンテスト等での上位入賞を目指し、技術、技能を集中的に指導します。あわせて、非工業系職種を中心に、高校生の技能検定3級資格取得のための技術指導を行います。
- ⑤子どもたちの科学や技術への興味・関心を高めるため、少年少女科学体験スペースO-Laboを設置し、科学や技術に関する体験を通じて学習できる講座を実施します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベントを実施します。
- ⑥子どもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。
また、小・中・高校生の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へ大分県環境教育アドバイザーを派遣します。

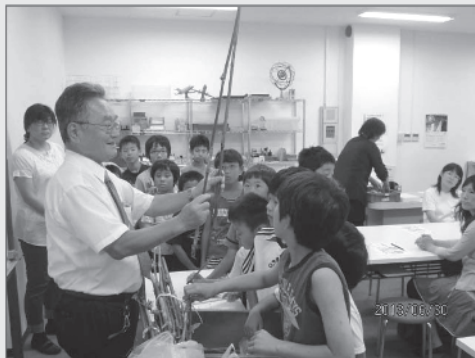
- ⑦子どもたちが、森林や自然に対する理解や関心を高めるため、「森の先生」を派遣し、森林環境教育を推進します。
また、子どもたちが、木のおもちゃとふれあえる木育も推進します。
- ⑧子どもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、子どもたちの自然体験等の環境学習を支援するとともに、幼児・児童向け環境教育を推進します。
- ⑨「協育」ネットワークを活用し、地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会を組織し、家庭教育に関する地域課題の解決と親支援を行います。

3 数値目標

指 標 名	単位	基準値		目標値 (31年度)
			(年度)	
大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	人/年	—	—	10,000
「協育」ネットワークの活用により子どもの学びを支える取組に参加した地域住民の割合	%	7.4	25年度	8.6

トピックス

O-Laboの取組について



少年少女科学体験スペースO-Labo（オーラボ）は、大分県教育委員会が大分市ガレリア竹町の一角に開設した小さな科学体験スペースです。土曜日や日曜日と夏休み期間中に、大学の先生や企業の技術者の方などと一緒に科学実験やものづくりを行うことができ、科学体験を楽しむことができるスペースです。科学読み物の紹介コーナーも常設しています。

また、県内各地に科学体験活動を広げるために、出前講座を実施しています。

（ホームページ）<http://o-labo.net>

（電話）097-574-5619



©Hiroyuki Hirai

平成27年4月、大分市のiichiko総合文化センターの向かいに、大分県立美術館（OPAM：オーパム）が開館です。両施設はペDESTリアンデッキ（屋根付き歩道橋）で結ばれ、美術、音楽、演劇など、いろいろな芸術文化に一度に触られます。また、美術館のなかには、ミュージアムショップやミュージアムカフェも併設しています。

新しい県立美術館では、魅力ある展覧会の開催はもちろんのこと、ワークショップや体験学習など教育普及といわれる活動にも力を入れていきます。美術館の2Fは、研修室やアトリエ、体験学習室、ライブラリーなど、アートをより身近に感じてもらうためのフロアにしています。エドゥケーターといわれる美術館の専任スタッフが、趣向をこらしたワークショップや講座など楽しい企画をたくさん用意しています。

どうぞ、自分の家のリビングのように、新しい美術館に気軽にお越しください。



ワークショップの様子



県立美術館とiichiko総合文化センターを中心とした「大分県芸術文化友の会 びび」では、メンバー募集中です。美術館の企画展やコレクション展の鑑賞無料や割引、iichiko総合文化センターの公演チケット先行割引、県内の芸術文化の情報のお届けなど、特典が盛りだくさんです。

県立美術館とiichiko総合文化センターでは、子ども向けの企画展や公演を実施します。また、両施設ともベビーベッド・ベビーチェア、授乳室が完備されており、iichiko総合文化センターでは、公演時の未就学児童の託児や親子鑑賞サービスなども行っております。「友の会 びび」にご入会いただき、芸術文化を日常生活に取り入れませんか？詳しくは、OPAMホームページ (<http://www.opam.jp/bivi>) をご覧ください。

第7章 子どもにとって安全・安心な まちづくり

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

第2節 安心して外出できる環境づくり

第3節 子どもを交通事故から守る環境づくり

第4節 子どもを犯罪から守る環境づくり

第1節 子育てしやすい生活環境づくり

1 めざす姿

- ・子育て家庭にとって、ゆとりがあり安心して住める住宅が増えます。
- ・住宅と子育て支援施設の近接化が進むことにより、通園、通学する際の子どもの負担や親の不安が軽減されます。
- ・川や海などきれいな水環境や空気に囲まれ、安心して子育てができます。

2 具体的な取組

(1) 良質な住宅の確保

- ①子育てしやすい居住環境を整備するため、公営住宅のバリアフリー化や建替えを行います。また、子どもの成長や家族構成の変化に対応できる、長期優良住宅の普及を図るほか、子ども部屋増築等のリフォーム改修支援を行います。
- ②子育て家庭における経済的負担を軽減するため、公営住宅への優先入居を推進します。
- ③子どもをシックハウスによる健康被害から守るため、有害物質を発生する建築材料の使用を抑制するほか、室内空気環境測定や相談のための体制整備等を推進します。

(2) 良好な生活環境の確保

- ①通園や通学、子どもの送り迎えの負担を軽減するため、公営住宅を整備するに当たっては住宅と子育て支援施設の近接化・一体化を推進します。
- ②河川や海などの水質を保全するため、下水道や農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。
また、廃食用油等の適正処理や洗剤の適正使用等、日常生活の中で取り組める生活排水対策についての理解と協力を呼びかけるため、「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、「生活排水きれい推進月間」（9月10日～10月10日）を定め、各種啓発活動を実施します。
- ③子どもが屋外での遊びやレジャーを安心して楽しめるよう、海や河川等の水質や大気の状態を常時監視するとともに、必要に応じて迅速な広報を行います。
- ④子どもの学習や睡眠にとって良好な環境を保つため、測定や監視を通じ騒音の低減に努めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	（年度）	目 標 値 (31年度)
バリアフリー化された県営住宅の割合	%	31.1	26年度	34.0

トピックス

子育て世帯のリフォームを支援します！

「遊びの場」「学習の場」「家族とのコミュニケーションの場」としての良好な住宅環境は、子どもの成長にとって大切なものです。

県では、市町村と連携して、子ども部屋の増築や間取りの変更、内装改修など、子どものために行うリフォーム工事を支援しています。

対象は、18歳未満の子どもがいる世帯で一定の所得制限があります。リフォームをお考えの方は、お住まいの市町村が申し込み窓口となっていますので、ぜひご相談ください。



リフォーム後のリビング

トピックス

生活排水きれい推進月間の取組について

川や海の汚れの原因の約4割は、日常生活では欠かせない台所や洗濯、風呂、トイレなどの生活排水です。みなさんのちょっとした行動によって改善ができるのです。また、次世代へきれいな水環境を受け継いでいくためにも、子どもの頃から環境にやさしい生活習慣を身につけることが重要です。

そこで、平成26年度は、大分市の野津原東部小学校4年生を対象とした「河川環境学習」では、実際に川に入り魚を捕まえ、そこに生息する生物の学習をするなど、川への関心や愛着を深める意識啓発を行っています。

【環境学習会の様子】



生き物観察 ～どんな生き物がいるかな？～

第2節 安心して外出できる環境づくり

1 めざす姿

- ・子育て家庭や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができるようになります。
- ・子どもが、友達と一緒に外で元気に安心して遊ぶことができます。

2 具体的な取組

(1) 子育てバリアフリー化の推進と情報提供

- ①ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）について、県民への意識の醸成を推進するため、企業等と連携してUD体験空間を設置するほか、小・中学生等に対してUD出前授業を実施するなど、UDに関する広報・啓発に努めます。
- ②子ども連れでも安心して外出できるよう、公道や公共施設等において、歩道の段差解消や障がい物の除去、ベビー・シートを備えたトイレの設置促進を行うなど、UDの考え方を基本にしたまちづくりを進めます。
- ③民間の事業者や団体等の自主的な取組を促進するため、子ども連れでも気軽に参加できるイベントの実施や子育て家庭への開放を行う施設への支援を行うとともに、子どもや妊娠中の方が利用しやすいようノンステップバス導入の支援を行います。
- ④県ホームページ「大分バリアフリーマップ」において、ショッピング施設や飲食店、文化・レジャー施設等におけるバリアフリー情報をはじめ、妊娠中の方や小さな子ども連れの方が利用しやすい施設等に関する情報提供を行うとともに、妊産婦の方等も優先して利用できる「大分あったか・はーと駐車場」の設置を推進します。
- ⑤子ども連れでも安心して外出し、歩きたくなるようなコミュニティ機能を有する場所として、また、子どもも楽しくすごせる商店街づくりに向けて支援します。

(2) 安全な遊び場の整備

- ①子育て家庭が、安心してスポーツ等に親しめるよう、「高尾山自然公園」や「大洲総合運動公園」、「大分スポーツ公園」の老朽化した遊具やスポーツ施設の更新を進めます。また、施設の更新にあたっては、利用者のニーズに合わせた整備を行います。
さらに、関係市町村に対しても、国庫補助制度等を活用して、公園整備や老朽化した遊具等施設の更新を行うよう働きかけます。
- ②豊かな自然と親しみながら、体験農園や親子物づくり教室などを通して農業・農村の文化等を学習し、子育て家庭でも楽しめる空間を提供する「大分農業文化公園」の運営を支援します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値	
			(年度)	(31年度)
ユニバーサルデザイン出前授業受講者数（のべ）	人	25,523	25年度	43,500
バリアフリーマップ登録施設数	施設	2,905	25年度	3,200
大分あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,036	25年度	1,600
1人あたりの都市公園等面積	m ²	12.8	24年度	13.1

トピックス

ご存じですか？「大分あったか・はーと駐車場」利用証制度

県では、障がいのある方や介護が必要な方、妊産婦の方など、歩行が困難な方が安心して外出できるよう、駐車スペースの適正な利用を推進する「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」を平成23年12月から開始しています。

車の乗降や歩行が困難な方からの申請を受けて、県が利用証を交付する制度で、この利用証を車内に掲示することで、「大分あったか・はーと駐車場」を利用することができます。

妊産婦の方への利用証の交付は、妊娠7か月から産後3か月までの方を対象としており、詳しくは県庁ホームページ（「大分あったかはーと」で検索）をご覧ください。



大分あったか・はーと駐車場

トピックス

「大分農業文化公園」について

大分農業文化公園は豊かな自然と親しみながら、農業・農村の文化などを学習する機会を提供し、農業・農村や自然環境に対する県民の理解を深めていくことを目的として設置されました。

公園には、いつも季節の花や野菜、くだものを植えており、動物や昆虫などの生物も見ることができます。それだけではなく実際に農業を体験していただくために、ジャガイモやブルーベリー、ナシ、リンゴ、サトイモなどの収穫体験やサツマイモ、ジャガイモなどの植付け体験なども行っております。

また、地域の伝統的な家庭料理をつくる教室や県産材を使った製品づくり教室など、家族と一緒に農業や農村にふれあう機会を盛りだくさん用意しています。



大分農業文化公園

第3節 子どもを交通事故から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・交通事故の少ない道路交通環境が整備されています。
- ・地域ぐるみで、子どもを交通事故から守ります。
- ・子どもが正しい交通ルールを学びます。

2 具体的な取組

(1) 安全な道路交通環境の整備

- ①子どもが交通事故に遭うことを防止するため、教育委員会、学校及び道路管理者等と連携して通学路の「合同点検」を実施し、信号機の新設や歩車分離式信号機の導入、横断歩道の更新等、道路交通環境の整備を推進します。
- ②生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域、いわゆるゾーンを定めて時速30キロの速度規制を実施し、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策（ゾーン30）を推進します。

(2) 交通安全活動の推進

- ①交通安全に対する理解・浸透を図るため、県民総参加による交通安全運動を季節ごとに実施するとともに、様々な広報媒体を活用した普及・啓発を行います。
- ②親子で一緒に交通ルールやマナーを学ぶよう、幼児交通安全クラブをはじめ、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。
- ③自転車乗車時における子どもの事故を防止するため、自転車乗車用ヘルメットの着用や、幼児二人同乗用自転車の安全利用等についての指導を徹底します。
- ④シートベルトやチャイルドシートの利用促進を図るため、着用効果と正しい使用方法に関する広報・啓発を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	目 標 値	
			(年度)	(31年度)
法指定通学路における歩道等整備率(市町村道を除く)	%	71.9	25年度	78.0
ゾーン30の設置箇所数	か所	12	25年度	27

トピックス

「みんなの事故防止マップ」

(<http://jikomap.ansin-oita.jp/>) をご存じですか？

県内で発生した交通事故の場所や内容などを電子地図上で確認できる「みんなの事故防止マップ」を公開しています。このマップを活用すると、通学路における交通事故発生状況等を知ることができ、家庭で交通事故を起こさない・あわないように役立てることができます。詳しくは県警ホームページ、または「大分県事故マップ」で検索してご覧ください。



トピックス

「大分っ子フレンドリーサポートセンター」について (第4節)

非行問題を中心に悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。守秘義務厳守、安心してご相談ください！

最近お子さんにこのような様子はみられませんか？

- 最近、学校や友達のことを話さなくなった。
- 帰宅時刻が遅くなった。
- 与えた小遣いで買えるはずのない高価なものを持つようになった。
- 深夜はいかいや喫煙等をよくするようになった。

サポートセンターでは

- 相談者への助言や指導
- 継続的な支援が必要な場合は、少年に対するサポート活動(立ち直り支援)を行っています。

(問い合わせ先)



サポートセンター	担当地域	専用電話
本部サポートセンター 大分中央警察署 (6階)	県北・県西センター以外の地域	097-532-3741
県北サポートセンター 中津警察署	中津・宇佐・豊後高田警察署管内	0979-24-3741
県西サポートセンター 日田警察署	日田・玖珠警察署管内	0973-24-3711

(受付時間) 平日 9:00~17:45 (時間外は、留守番電話による対応となります。)

第4節 子どもを犯罪から守る環境づくり

1 めざす姿

- ・地域ぐるみで、子どもを犯罪から守ります。
- ・子どもを取り巻く有害な社会環境を浄化し、子どもを非行から守ります。
- ・被害に遭った場合でも、適切なケアやサポートが受けられます。

2 具体的な取組

(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

①犯罪被害の未然防止

- ア 子どもを犯罪から守るため、地域住民のみなさんと一緒に通学路や公園等危険と思われる箇所の点検を行い、管理者に対して防犯設備設置を促すとともに、県警ホームページ「おおいた防犯マップみはるちゃん」や「まもめーる」等を活用し、防犯情報の提供に努めます。
- イ 緊急時に子どもが助けを求められるよう、関係機関・団体等と連携し「こども連絡所」の設置促進や運用支援を行います。
- ウ 学校や地域と連携し、子どもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及・啓発に努めます。
- エ 登下校時における子どもの見守り活動を行う自主防犯パトロール隊など、地域の防犯ボランティアや市町村及び事業者等関係機関との連携を密にし、円滑な防犯活動を推進します。
- オ 交番の機能を強化するため、交番相談員を充実し、通学路や学校周辺の警察官によるパトロールを強化します。
- カ 学校における子どもの安全確保・子どもの犯罪被害の防止等を図るため、「スクールサポーター」を充実させるとともに、活用を推進します。
- キ 家庭や学校、地域の関係団体で構成する青少年健全育成協議会が少年補導員等と一緒に地域を巡回する「ヤングサポートパトロール」や、街頭での「声かけ活動」等を継続的に実施します。

②子どもの福祉を害する犯罪対策

- ア 性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を植え付け、犯罪や自殺を誘発するような有害環境を浄化するため、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）」等において、家庭、地域、学校、職場、行政が一体となり、県下一斉立入調査を実施し、青少年を取り巻く有害図書や有害興行の一扫等を行います。
- イ 児童ポルノ・児童買春事件や少年の飲酒・喫煙を助長する事件等、子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。

(2) 子どもの非行を防止する取組

①喫煙・薬物乱用の防止

- ア たばこ販売業者等に対して、対面販売時における年齢確認の徹底と街頭啓発活動の積極的な促進を呼びかけ、未成年者の喫煙防止に取り組みます。
- イ 中学・高等学校における薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進するなど、薬物乱用の防止に取り組みます。

②インターネット安全利用の教育推進

- ア 学校と連携して、子どもや保護者にスマートフォン・携帯電話のフィルタリング（有

害サイトアクセス制限サービス)の重要性やスマートフォン・携帯電話の利用についての家庭内でのルールづくりの大切さ等を広報・啓発し、出会い系サイト等犯罪防止対策を推進するとともに、サイバー補導により不適切な書き込みをした少年に接触して被害を未然に防ぎます。

イ 児童・生徒によるSNS(ツイッターやLINE等)の利用に伴う社会問題化が増加している傾向から、児童・生徒・教職員を対象とした「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を通してネット消費者教育を実施します。また、教職員や保護者等に対して情報モラルや情報セキュリティに関する知識と支援方法等についての講習会を実施し、校内で児童・生徒に指導できる人材を育成します。

③非行問題に関する相談や支援の実施

ア 問題行動を早期発見・早期対応するため、警察やボランティア等により、少年のたまり場等において重点的な街頭補導活動を推進します。

イ 県内3か所にある「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、非行問題を中心に悩みを抱える子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、他機関とも連携し、問題解決に向けた継続的な支援を行います。

ウ 子どもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラーの活用を促進します。

(3) 犯罪被害に遭った子どもへの支援

①犯罪被害に遭った少年の早期発見や保護に向けた取組を推進するため、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」において、子どもや保護者を支援します。

②犯罪被害に遭った子どもやその家族に対し、「少年サポーター」や関係機関の専門家等による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。

③県警広報課の犯罪被害者支援室及び(公財)大分被害者支援センターと連携し、被害少年等の支援に当たるとともに、サポートセンター職員のカウンセリング技術の向上に努め、被害少年の要望に添った活動を行います。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基 準 値	(年度)	目 標 値 (31年度)
ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	854	25年度	3,600
フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	81.8	25年度	100.0



まもめーるを配信中!!

あなたのまちの防犯情報メール

大分県警では、大分県内で発生している、

○子どもや女性への声かけ事案等発生時の不審者情報

○特殊詐欺や車上ねらい等の被害防止情報

○重大交通事故の発生 ○迷い子、行方不明者の情報

などの情報を電子メール(まもめーる)で配信しています。

登録をして、防犯対策に役立ててください。

登録は無料ですが、インターネット接続が定額契約でない場合、メールの送受信ごとに通信料がかかります。

登録はe@ansin-oita.jpに空メールを送るか、QRコードを読み取ってください。

登録カンタン



QRコード

登録方法



~おおいた防犯マップみはるちゃん~

大分県内で発生している犯罪情報を地図表示でインターネットで公開しています。あなたの家の近くで発生している犯罪を知りたい方は検索してみてください。ホームページ <http://map.ansin-oita.jp>にアクセス

大分県・大分県警察

附 表

※子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第62条第2項第1号から第3号までに係る事項に限る。）

第1 幼児教育・保育の区域の設定

1 区域の設定

県で定める区域は、教育・保育の量の見込み、実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となり、県が認定こども園、保育所の認可、認定を行う際の需給調整の判断基準となります。

県では、市町村と効果的な連携を図る観点から、1市町村を1つの区域とし、18区域を設定します。

なお、この設定区域は教育・保育の供給状況などを把握するための単位であり、県の設定区域（市町村）を越えた実際の利用が制限されるものではありません。

2 市町村の区域設定

市町村は、現在の施設の利用状況や今後の利用希望を踏まえ、今後5年間の幼児期の学校教育・保育等についての需給計画である市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）を作成しています。各市町村における区域の設定は以下のとおりです。

市町村名	区域数	設定方法	市町村名	区域数	設定方法
大分市	13	地区公民館単位	杵築市	2	旧杵築市 旧山香町・大田村
別府市	1	1市全域	宇佐市	3	旧市町単位
中津市	2	旧中津市・三光村 旧本耶馬溪町・耶馬溪町・山国町	豊後大野市	7	旧町村単位
日田市	1	1市全域	由布市	3	旧町単位
佐伯市	9	旧市町村単位	国東市	4	旧町単位
臼杵市	2	旧市町単位	姫島村	1	1村全域
津久見市	1	1市全域	日出町	5	小学校区
竹田市	4	旧市町単位	九重町	2	飯田小学校 その他の小学校区
豊後高田市	1	1市全域	玖珠町	1	1町全域
県				計	62

第2 教育・保育の提供体制

1 教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保の内容

子ども・子育て支援事業支援計画（以下「支援計画」という。）における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期については、市町村計画の数値を県設定区域（市町村）ごと、子どもの認定区分ごとに集計し、定めることとします。

(1) 子どもの認定区分

1号認定……満3歳以上の学校教育を希望する小学校就学前の子ども

2号認定……満3歳以上の保育を必要とする小学校就学前の子ども

3号認定……満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前の子ども

(2) 各年度における量の見込みと確保の内容

（平成27年2月16日現在）

（単位：人）

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	13,229	13,130	12,970	12,801	12,622
	1号こども分	10,956	10,895	10,789	10,661	10,537
	2号こどもの幼稚園ニーズ	2,273	2,235	2,181	2,140	2,085
	確保方策	17,006	17,057	17,306	17,386	17,425
	特定教育・保育施設	13,125	14,086	14,426	14,506	14,545
	確認を受けない幼稚園	3,881	2,971	2,880	2,880	2,880
	不足量	△ 3,777	△ 3,927	△ 4,336	△ 4,585	△ 4,803
2号認定	量の見込み	16,234	15,854	15,595	15,327	15,012
	幼稚園ニーズ	271	263	261	259	256
	保育ニーズ	15,963	15,591	15,334	15,068	14,756
	確保方策	14,569	15,291	15,997	16,322	16,299
	特定教育・保育施設	14,569	15,291	15,997	16,322	16,299
	不足量	1,665	563	△ 402	△ 995	△ 1,287
	3号認定	量の見込み	14,321	14,012	13,785	13,555
確保方策		11,582	12,532	13,773	14,187	14,235
特定教育・保育施設		11,442	12,392	13,532	13,957	14,013
特定地域型保育事業		140	140	241	230	222
不足量		2,739	1,480	12	△ 632	△ 928

※特定教育・保育施設

市町村の確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所

※特定地域型保育事業

市町村が認可する小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等

(3) 市町村計画における量の見込み及び確保方策

(平成 27 年 2 月 16 日現在)

<大分市>

(単位：人)

区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
1 号認定	量の見込み	7,177	7,153	7,134	7,114	7,097
	1号こども分	6,553	6,529	6,510	6,490	6,473
	2号こどもの幼稚園ニース	624	624	624	624	624
	確保方策	8,203	8,251	8,299	8,329	8,329
	特定教育・保育施設	5,965	6,013	6,061	6,091	6,091
	確認を受けない幼稚園	2,238	2,238	2,238	2,238	2,238
不足量	△ 1,026	△ 1,098	△ 1,165	△ 1,215	△ 1,232	
2 号認定	量の見込み	6,952	6,914	6,880	6,841	6,804
	幼稚園ニース	0	0	0	0	0
	保育ニース	6,952	6,914	6,880	6,841	6,804
	確保方策	5,536	6,051	6,566	6,881	6,881
	特定教育・保育施設	5,536	6,051	6,566	6,881	6,881
	不足量	1,416	863	314	△ 40	△ 77
3 号認定	量の見込み	5,309	5,281	5,252	5,228	5,199
	確保方策	3,597	4,234	4,871	5,263	5,263
	特定教育・保育施設	3,576	4,213	4,850	5,242	5,242
	特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
	不足量	1,712	1,047	381	△ 35	△ 64

<別府市>

(単位：人)

区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
1 号認定	量の見込み	1,388	1,363	1,343	1,323	1,302
	1号こども分	1,388	1,363	1,343	1,323	1,302
	2号こどもの幼稚園ニース	0	0	0	0	0
	確保方策	1,824	1,759	1,759	1,759	1,759
	特定教育・保育施設	894	1,529	1,529	1,529	1,529
	確認を受けない幼稚園	930	230	230	230	230
不足量	△ 436	△ 396	△ 416	△ 436	△ 457	
2 号認定	量の見込み	1,310	1,286	1,267	1,249	1,229
	幼稚園ニース	0	0	0	0	0
	保育ニース	1,310	1,286	1,267	1,249	1,229
	確保方策	1,135	1,231	1,297	1,297	1,297
	特定教育・保育施設	1,135	1,231	1,297	1,297	1,297
	不足量	175	55	△ 30	△ 48	△ 68
3 号認定	量の見込み	1,501	1,470	1,460	1,449	1,438
	確保方策	1,167	1,266	1,460	1,460	1,460
	特定教育・保育施設	1,167	1,266	1,365	1,365	1,365
	特定地域型保育事業	0	0	95	95	95
	不足量	334	204	0	△ 11	△ 22

<中津市>

(単位：人)

区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
1 号認定	量の見込み	819	801	795	782	770
	1号こども分	626	608	602	589	577
	2号こどもの幼稚園ニース	193	193	193	193	193
	確保方策	757	756	801	828	822
	特定教育・保育施設	757	756	801	828	822
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
不足量	62	45	△ 6	△ 46	△ 52	
2 号認定	量の見込み	1,454	1,411	1,393	1,356	1,319
	幼稚園ニース	156	156	156	156	156
	保育ニース	1,298	1,255	1,237	1,200	1,163
	確保方策	1,416	1,432	1,426	1,404	1,404
	特定教育・保育施設	1,416	1,432	1,426	1,404	1,404
	不足量	38	△ 21	△ 33	△ 48	△ 85
3 号認定	量の見込み	1,375	1,352	1,320	1,288	1,256
	確保方策	1,095	1,180	1,355	1,370	1,376
	特定教育・保育施設	1,095	1,180	1,339	1,354	1,360
	特定地域型保育事業	0	0	16	16	16
	不足量	280	172	△ 35	△ 82	△ 120

<日田市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	555	536	517	497	476
	1号こども分	322	311	300	288	276
	2号こどもの幼稚園二一ズ	233	225	217	209	200
	確保方策	565	594	612	612	612
	特定教育・保育施設	565	594	612	612	612
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 10	△ 58	△ 95	△ 115	△ 136
2号認定	量の見込み	1,108	1,070	1,031	990	950
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	1,108	1,070	1,031	990	950
	確保方策	1,210	1,216	1,221	1,201	1,188
	特定教育・保育施設	1,210	1,216	1,221	1,201	1,188
	不足量	△ 102	△ 146	△ 190	△ 211	△ 238
3号認定	量の見込み	1,091	1,041	1,004	965	927
	確保方策	1,135	1,121	1,117	1,102	1,104
	特定教育・保育施設	1,094	1,080	1,086	1,082	1,092
	特定地域型保育事業	41	41	31	20	12
	不足量	△ 44	△ 80	△ 113	△ 137	△ 177

<佐伯市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	808	787	761	742	715
	1号こども分	483	469	455	442	427
	2号こどもの幼稚園二一ズ	325	318	306	300	288
	確保方策	994	999	1,004	988	988
	特定教育・保育施設	582	587	592	576	576
	確認を受けない幼稚園	412	412	412	412	412
	不足量	△ 186	△ 212	△ 243	△ 246	△ 273
2号認定	量の見込み	561	543	524	511	492
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	561	543	524	511	492
	確保方策	522	533	538	598	588
	特定教育・保育施設	522	533	538	598	588
	不足量	39	10	△ 14	△ 87	△ 96
3号認定	量の見込み	635	614	609	597	579
	確保方策	543	545	569	595	635
	特定教育・保育施設	531	533	557	583	623
	特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
	不足量	92	69	40	2	△ 56

<臼杵市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	226	214	203	192	179
	1号こども分	112	106	100	95	88
	2号こどもの幼稚園二一ズ	114	108	103	97	91
	確保方策	380	381	361	361	361
	特定教育・保育施設	240	381	361	361	361
	確認を受けない幼稚園	140	0	0	0	0
	不足量	△ 154	△ 167	△ 158	△ 169	△ 182
2号認定	量の見込み	542	513	484	458	428
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	542	513	484	458	428
	確保方策	522	532	536	536	536
	特定教育・保育施設	522	532	536	536	536
	不足量	20	△ 19	△ 52	△ 78	△ 108
3号認定	量の見込み	475	444	420	396	371
	確保方策	378	387	403	403	403
	特定教育・保育施設	378	387	403	403	403
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	97	57	17	△ 7	△ 32

<津久見市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	145	137	132	125	118
	1号こども分	91	86	83	78	74
	2号こどもの幼稚園二一ズ	54	51	49	47	44
	確保方策	132	132	174	174	174
	特定教育・保育施設	41	41	174	174	174
	確認を受けない幼稚園	91	91	0	0	0
	不足量	13	5	△ 42	△ 49	△ 56
2号認定	量の見込み	137	130	124	118	112
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	137	130	124	118	112
	確保方策	173	173	182	182	182
	特定教育・保育施設	173	173	182	182	182
	不足量	△ 36	△ 43	△ 58	△ 64	△ 70
3号認定	量の見込み	162	155	151	147	145
	確保方策	132	132	151	151	151
	特定教育・保育施設	132	132	151	151	151
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	30	23	0	△ 4	△ 6

<竹田市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	141	136	132	126	122
	1号こども分	55	53	52	50	48
	2号こどもの幼稚園二一ズ	86	83	80	76	74
	確保方策	250	260	270	270	270
	特定教育・保育施設	180	260	270	270	270
	確認を受けない幼稚園	70	0	0	0	0
	不足量	△ 109	△ 124	△ 138	△ 144	△ 148
2号認定	量の見込み	252	246	240	234	228
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	252	246	240	234	228
	確保方策	287	280	279	282	282
	特定教育・保育施設	287	280	279	282	282
	不足量	△ 35	△ 34	△ 39	△ 48	△ 54
3号認定	量の見込み	239	232	222	215	211
	確保方策	223	230	231	228	228
	特定教育・保育施設	223	230	231	228	228
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	16	2	△ 9	△ 13	△ 17

<豊後高田市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	133	130	129	126	126
	1号こども分	75	73	73	71	71
	2号こどもの幼稚園二一ズ	58	57	56	55	55
	確保方策	260	260	260	260	260
	特定教育・保育施設	260	260	260	260	260
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 127	△ 130	△ 131	△ 134	△ 134
2号認定	量の見込み	297	293	290	285	283
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	297	293	290	285	283
	確保方策	286	286	290	289	289
	特定教育・保育施設	286	286	290	289	289
	不足量	11	7	0	△ 4	△ 6
3号認定	量の見込み	303	299	295	292	291
	確保方策	251	251	295	294	294
	特定教育・保育施設	251	251	295	294	294
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	52	48	0	△ 2	△ 3

<杵築市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	235	305	296	288	281
	1号こども分	235	305	296	288	281
	2号こどもの幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	確保方策	905	965	990	990	990
	特定教育・保育施設	905	965	990	990	990
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 670	△ 660	△ 694	△ 702	△ 709
2号認定	量の見込み	459	373	364	364	343
	幼稚園二一ズ	31	26	25	25	24
	保育二一ズ	428	347	339	339	319
	確保方策	406	386	386	386	386
	特定教育・保育施設	406	386	386	386	386
	不足量	53	△ 13	△ 22	△ 22	△ 43
3号認定	量の見込み	380	363	354	344	335
	確保方策	384	389	389	389	389
	特定教育・保育施設	384	389	389	389	389
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	△ 4	△ 26	△ 35	△ 45	△ 54

<宇佐市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	119	116	114	112	110
	1号こども分	119	116	114	112	110
	2号こどもの幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	確保方策	464	479	479	479	499
	特定教育・保育施設	464	479	479	479	499
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 345	△ 363	△ 365	△ 367	△ 389
2号認定	量の見込み	1,306	1,279	1,253	1,231	1,200
	幼稚園二一ズ	84	81	80	78	76
	保育二一ズ	1,222	1,198	1,173	1,153	1,124
	確保方策	1,224	1,274	1,294	1,294	1,294
	特定教育・保育施設	1,224	1,274	1,294	1,294	1,294
	不足量	82	5	△ 41	△ 63	△ 94
3号認定	量の見込み	911	890	873	859	841
	確保方策	835	875	905	905	905
	特定教育・保育施設	835	875	905	905	905
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	76	15	△ 32	△ 46	△ 64

<豊後大野市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	232	223	216	208	200
	1号こども分	124	117	116	109	106
	2号こどもの幼稚園二一ズ	108	106	100	99	94
	確保方策	379	379	379	379	379
	特定教育・保育施設	379	379	379	379	379
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 147	△ 156	△ 163	△ 171	△ 179
2号認定	量の見込み	462	441	426	409	394
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	462	441	426	410	394
	確保方策	409	409	409	409	409
	特定教育・保育施設	409	409	409	409	409
	不足量	53	32	17	0	△ 15
3号認定	量の見込み	395	375	363	349	337
	確保方策	399	399	399	399	399
	特定教育・保育施設	352	352	352	352	352
	特定地域型保育事業	47	47	47	47	47
	不足量	△ 4	△ 24	△ 36	△ 50	△ 62

<由布市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	421	420	420	412	403
	1号こども分	310	309	309	304	298
	2号こどもの幼稚園二一ズ	111	111	111	108	105
	確保方策	510	510	575	575	575
	特定教育・保育施設	510	510	575	575	575
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 89	△ 90	△ 155	△ 163	△ 172
2号認定	量の見込み	360	360	358	349	335
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	360	360	358	349	335
	確保方策	425	425	470	470	470
	特定教育・保育施設	425	425	470	470	470
	不足量	△ 65	△ 65	△ 112	△ 121	△ 135
3号認定	量の見込み	479	473	472	462	448
	確保方策	430	430	475	475	475
	特定教育・保育施設	430	430	475	475	475
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	49	43	△ 3	△ 13	△ 27

<国東市>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	182	172	164	155	146
	1号こども分	109	103	99	93	87
	2号こどもの幼稚園二一ズ	73	69	65	62	59
	確保方策	670	670	670	670	670
	特定教育・保育施設	670	670	670	670	670
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 488	△ 498	△ 506	△ 515	△ 524
2号認定	量の見込み	327	310	295	280	266
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	327	310	295	280	266
	確保方策	371	371	371	371	371
	特定教育・保育施設	371	371	371	371	371
	不足量	△ 44	△ 61	△ 76	△ 91	△ 105
3号認定	量の見込み	318	301	288	278	265
	確保方策	334	334	334	334	334
	特定教育・保育施設	334	334	334	334	334
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	△ 16	△ 33	△ 46	△ 56	△ 69

<姫島村>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	19	25	19	18	14
	1号こども分	7	8	6	6	5
	2号こどもの幼稚園二一ズ	12	17	13	12	9
	確保方策	30	30	30	30	30
	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 11	△ 5	△ 11	△ 12	△ 16
2号認定	量の見込み	15	13	12	12	11
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	15	13	12	12	11
	確保方策	30	30	30	30	30
	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
	不足量	△ 15	△ 17	△ 18	△ 18	△ 19
3号認定	量の見込み	15	10	9	9	8
	確保方策	30	30	30	30	30
	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	△ 15	△ 20	△ 21	△ 21	△ 22

<日出町>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	341	333	329	325	316
	1号こども分	197	193	192	189	185
	2号こどもの幼稚園二一ズ	144	140	137	136	131
	確保方策	271	345	356	395	420
	特定教育・保育施設	271	345	356	395	420
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	70	△ 12	△ 27	△ 70	△ 104
2号認定	量の見込み	389	379	374	370	359
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	389	379	374	370	359
	確保方策	350	335	375	365	365
	特定教育・保育施設	350	335	375	365	365
	不足量	39	44	△ 1	5	△ 6
3号認定	量の見込み	464	459	451	447	436
	確保方策	372	387	447	447	447
	特定教育・保育施設	372	387	447	447	447
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	92	72	4	0	△ 11

<九重町>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	117	114	108	104	100
	1号こども分	57	56	53	51	49
	2号こどもの幼稚園二一ズ	60	58	55	53	51
	確保方策	215	120	120	120	120
	特定教育・保育施設	215	120	120	120	120
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 98	△ 6	△ 12	△ 16	△ 20
2号認定	量の見込み	95	93	88	84	81
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	95	93	88	84	81
	確保方策	70	100	100	100	100
	特定教育・保育施設	70	100	100	100	100
	不足量	25	△ 7	△ 12	△ 16	△ 19
3号認定	量の見込み	122	117	111	105	99
	確保方策	95	130	130	130	130
	特定教育・保育施設	95	130	130	130	130
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	不足量	27	△ 13	△ 19	△ 25	△ 31

<玖珠町>

(単位：人)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	171	165	158	152	147
	1号こども分	93	90	86	83	80
	2号こどもの幼稚園二一ズ	78	75	72	69	67
	確保方策	197	167	167	167	167
	特定教育・保育施設	197	167	167	167	167
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	不足量	△ 26	△ 2	△ 9	△ 15	△ 20
2号認定	量の見込み	208	200	192	185	178
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	208	200	192	185	178
	確保方策	197	227	227	227	227
	特定教育・保育施設	197	227	227	227	227
	不足量	11	△ 27	△ 35	△ 42	△ 49
3号認定	量の見込み	147	136	131	125	121
	確保方策	182	212	212	212	212
	特定教育・保育施設	163	193	193	193	193
	特定地域型保育事業	19	19	19	19	19
	不足量	△ 35	△ 76	△ 81	△ 87	△ 91

2 県の認可・認定に関する需給調整に係る基本的な考え方

県は、認可・認定の申請をした認定こども園や保育所が、認可・認定基準を満たす場合、市町村計画との整合性を図るため、関係市町村と協議のうえ、原則として認可・認定を行います。

ただし、1号から3号の認定区分毎に、県の設定区域（市町村）における教育・保育の「供給（サービス量）」が、「需要（量の見込み）」に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになる場合は、認可・認定を行わないことができるものとします。

需要（量の見込み） > 供給（サービス量） → 原則として認可・認定
需要（量の見込み） < 供給（サービス量） → 認可・認定を行わないことができる
(需給調整)

※供給（サービス量）には確認を受けない幼稚園を含む

第3 教育・保育の一体的な提供の推進

1 認定こども園の設置目標

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況の変化によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

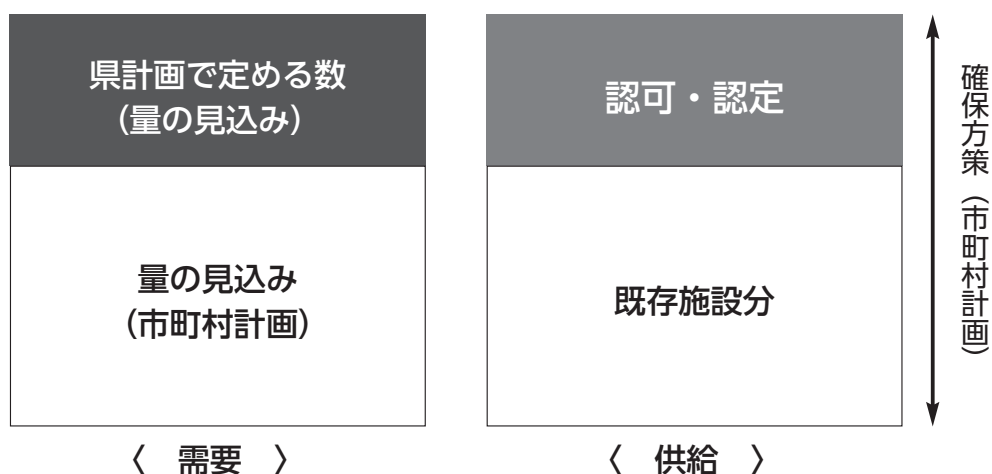
県としては、保護者のニーズや既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望などを踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。

(単位：園)

類 型	現状 (平26.10.1)	計画期間					増減 (31-26)
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
幼保連携型認定こども園	6	75	91	108	111	118	112
大分市分	3	33	33	33	33	33	30
大分市以外の市町村分	3	42	58	75	78	85	82
幼稚園型認定こども園	20	27	27	28	28	27	7
保育所型認定こども園	6	19	23	30	32	32	26
地方裁量型認定こども園	1	0	0	0	0	0	△1
合 計	33	121	141	166	171	177	144

2 県で定める数について

認定こども園の設置にあっては、供給が需要を上回っている地域においても、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるように「県計画で定める数」を設定し、県の設定区域（市町村）の量の見込みに加えることとします。



なお、設定区域（市町村）における「県計画で定める数」は、以下のとおりです。

(平成 27 年 2 月 16 日現在)

< 1号利用定員分 >

(単位：人)

市町村名		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
大分市	量の見込み	7,177	7,153	7,134	7,114	7,097
	確保策	8,203	8,251	8,299	8,329	8,329
	県が定める数	1,026	1,098	1,165	1,215	1,232
別府市	量の見込み	1,388	1,363	1,343	1,323	1,302
	確保策	1,824	1,759	1,759	1,759	1,759
	県が定める数	436	396	416	436	457
中津市	量の見込み	819	801	795	782	770
	確保策	757	756	801	828	822
	県が定める数	0	0	6	46	52
日田市	量の見込み	555	536	517	497	476
	確保策	565	594	612	612	612
	県が定める数	10	58	95	115	136
佐伯市	量の見込み	808	787	761	742	715
	確保策	994	999	1,004	988	988
	県が定める数	186	212	243	246	273
臼杵市	量の見込み	226	214	203	192	179
	確保策	380	381	361	361	361
	県が定める数	154	167	158	169	182
津久見市	量の見込み	145	137	132	125	118
	確保策	132	132	174	174	174
	県が定める数	0	0	42	49	56
竹田市	量の見込み	141	136	132	126	122
	確保策	250	260	270	270	270
	県が定める数	109	124	138	144	148
杵築市	量の見込み	235	305	296	288	281
	確保策	905	965	990	990	990
	県が定める数	670	660	694	702	709
宇佐市	量の見込み	119	116	114	112	110
	確保策	464	479	479	479	499
	県が定める数	345	363	365	367	389
豊後大野市	量の見込み	232	223	216	208	200
	確保策	379	379	379	379	379
	県が定める数	147	156	163	171	179
由布市	量の見込み	421	420	420	412	403
	確保策	510	510	575	575	575
	県が定める数	89	90	155	163	172
国東市	量の見込み	182	172	164	155	146
	確保策	670	670	670	670	670
	県が定める数	488	498	506	515	524
日出町	量の見込み	341	333	329	325	316
	確保策	271	345	356	395	420
	県が定める数	0	12	27	70	104
九重町	量の見込み	117	114	108	104	100
	確保策	215	120	120	120	120
	県が定める数	98	6	12	16	20
玖珠町	量の見込み	171	165	158	152	147
	確保策	197	167	167	167	167
	県が定める数	26	2	9	15	20

< 2号利用定員分 >

(単位：人)

市町村名		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
大分市	量の見込み	6,952	6,914	6,880	6,841	6,804
	確保策	5,536	6,051	6,566	6,881	6,881
	県が定める数	0	0	0	40	77
別府市	量の見込み	1,310	1,286	1,267	1,249	1,229
	確保策	1,135	1,231	1,297	1,297	1,297
	県が定める数	0	0	30	48	68
中津市	量の見込み	1,454	1,411	1,393	1,356	1,319
	確保策	1,416	1,432	1,426	1,404	1,404
	県が定める数	0	21	33	48	85
日田市	量の見込み	1,108	1,070	1,031	990	950
	確保策	1,210	1,216	1,221	1,201	1,188
	県が定める数	102	146	190	211	238
佐伯市	量の見込み	561	543	524	511	492
	確保策	522	533	538	598	588
	県が定める数	0	0	14	87	96
臼杵市	量の見込み	542	513	484	458	428
	確保策	522	532	536	536	536
	県が定める数	0	19	52	78	108
津久見市	量の見込み	137	130	124	118	112
	確保策	173	173	182	182	182
	県が定める数	36	43	58	64	70
竹田市	量の見込み	252	246	240	234	228
	確保策	287	280	279	282	282
	県が定める数	35	34	39	48	54
杵築市	量の見込み	459	373	364	364	343
	確保策	406	386	386	386	386
	県が定める数	0	13	22	22	43
宇佐市	量の見込み	1,306	1,279	1,253	1,231	1,200
	確保策	1,224	1,274	1,294	1,294	1,294
	県が定める数	0	0	41	63	94
豊後大野市	量の見込み	462	441	426	409	394
	確保策	409	409	409	409	409
	県が定める数	0	0	0	0	15
由布市	量の見込み	360	360	358	349	335
	確保策	425	425	470	470	470
	県が定める数	65	65	112	121	135
国東市	量の見込み	327	310	295	280	266
	確保策	371	371	371	371	371
	県が定める数	44	61	76	91	105
日出町	量の見込み	389	379	374	370	359
	確保策	350	335	375	365	365
	県が定める数	0	0	1	0	6
九重町	量の見込み	95	93	88	84	81
	確保策	70	100	100	100	100
	県が定める数	0	7	12	16	19
玖珠町	量の見込み	208	200	192	185	178
	確保策	197	227	227	227	227
	県が定める数	0	27	35	42	49

< 3号利用定員分 >

(単位：人)

市町村名		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
大分市	量の見込み	5,309	5,281	5,252	5,228	5,199
	確保策	3,597	4,234	4,871	5,263	5,263
	県が定める数	0	0	0	35	64
別府市	量の見込み	1,501	1,470	1,460	1,449	1,438
	確保策	1,167	1,266	1,460	1,460	1,460
	県が定める数	0	0	0	11	22
中津市	量の見込み	1,375	1,352	1,320	1,288	1,256
	確保策	1,095	1,180	1,355	1,370	1,376
	県が定める数	0	0	35	82	120
日田市	量の見込み	1,091	1,041	1,004	965	927
	確保策	1,135	1,121	1,117	1,102	1,104
	県が定める数	44	80	113	137	177
佐伯市	量の見込み	635	614	609	597	579
	確保策	543	545	569	595	635
	県が定める数	0	0	0	0	56
臼杵市	量の見込み	475	444	420	396	371
	確保策	378	387	403	403	403
	県が定める数	0	0	0	7	32
津久見市	量の見込み	162	155	151	147	145
	確保策	132	132	151	151	151
	県が定める数	0	0	0	4	6
竹田市	量の見込み	239	232	222	215	211
	確保策	223	230	231	228	228
	県が定める数	0	0	9	13	17
杵築市	量の見込み	380	363	354	344	335
	確保策	384	389	389	389	389
	県が定める数	4	26	35	45	54
宇佐市	量の見込み	911	890	873	859	841
	確保策	835	875	905	905	905
	県が定める数	0	0	32	46	64
豊後大野市	量の見込み	395	375	363	349	337
	確保策	399	399	399	399	399
	県が定める数	4	24	36	50	62
由布市	量の見込み	479	473	472	462	448
	確保策	430	430	475	475	475
	県が定める数	0	0	3	13	27
国東市	量の見込み	318	301	288	278	265
	確保策	334	334	334	334	334
	県が定める数	16	33	46	56	69
日出町	量の見込み	464	459	451	447	436
	確保策	372	387	447	447	447
	県が定める数	0	0	0	0	11
九重町	量の見込み	122	117	111	105	99
	確保策	95	130	130	130	130
	県が定める数	0	13	19	25	31
玖珠町	量の見込み	147	136	131	125	121
	確保策	182	212	212	212	212
	県が定める数	35	76	81	87	91

第4 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上

1 計画期間内に確保する教育・保育従事者数

教育・保育の提供体制を確保していくためには、幼児教育・保育従事者の確保が重要です。計画期間内における利用児童数の増加や施設の認定こども園への移行等により、今後新たに確保が必要となる幼児教育・保育従事者の数は次のとおりです。

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保 育 教 諭	0	32	158	126	91
保 育 士	82	297	471	419	239
幼 稚 園 教 諭	0	0	0	0	0

※保育教諭とは、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に従事する者であり、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者。

2 幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保

幼児教育・保育従事者の育成及び人材確保については、「Ⅱ各論編」の「第2章第2節、第3節及び第6章第1節第4項」に記載。

地域子ども・子育て支援事業にかかる市町村計画

現況：平成26年3月末

目標：平成32年3月末

	①利用者支援事業（実施か所数）		②地域子育て支援拠点事業（実施か所数）		③妊婦健康診査（実施市町村）		④乳児家庭全戸訪問事業（実施市町村）		⑤養育支援訪問事業等（実施市町村）				⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業実施市町村）	
	（単位：か所）		（単位：か所）						養育支援訪問事業		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			
	－	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標
大分市		3	11	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別府市		4	6	6	○	○	○	○	○	○			○	○
中津市		1	4	6	○	○	○	○	○	○		○	○	○
日田市		1	3	7	○	○	○	○						○
佐伯市		1	7	7	○	○	○	○	○	○				○
臼杵市		3	4	5	○	○	○	○	○	○		○		○
津久見市		1	1	1	○	○	○	○	○	○				○
竹田市		1	2	2	○	○	○	○	○	○		○		○
豊後高田市		1	1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杵築市		1	3	3	○	○	○	○	○	○			○	○
宇佐市		1	7	7	○	○	○	○	○	○			○	○
豊後大野市		1	5	5	○	○	○	○	○	○				○
由布市		2	3	3	○	○	○	○	○	○			○	○
国東市		1	4	4	○	○	○	○	○	○				○
姫島村			1	1	○	○								
日出町		1	3	3	○	○	○	○	○	○		○		○
九重町		1		1	○	○	○	○	○	○			○	○
玖珠町		1	1	1	○	○	○	○	○	○			○	○
合計	－	25	66	74	18	18	17	17	16	16	2	6	9	17

	⑦ファミリーサポート・センター事業（実施市町村）		⑧一時預かり事業（実施か所数）		⑨延長保育事業（実施か所数）		⑩病児保育事業（実施か所数）		⑪放課後児童クラブ（実施か所数）		⑫実費徴収に係る補給給付を行う事業（実施市町村）		⑬多様な主体が本制度に参入することの促進事業（実施市町村）	
			（単位：か所）		（単位：か所）		（単位：か所）		（単位：か所）					
	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	－	目標	－	目標
大分市	○	○	38	41	60	72	4	6	84	87				○
別府市	○	○	11	11	26	26	1	1	22	26				○
中津市		○	23	26	14	16	1	1	22	28				○
日田市	○	○	24	47	14	30	1	3	17	19		○		○
佐伯市	○	○	21	28	9	9		1	22	21				○
臼杵市		○	11	11	9	9	1	1	11	16				○
津久見市			6	6	1	1		1	4	4				○
竹田市	○	○	8	10	4	5		1	10	12				○
豊後高田市	○	○	9	9	4	4	1	2	9	9		○		
杵築市		○	4	13	8	8		2	14	15				○
宇佐市	○	○	26	35	12	12	1	2	12	29				○
豊後大野市	○	○	12	24	11	14	3	4	11	11				○
由布市	○	○	13	13	8	8	1	2	11	15				
国東市		○	11	15	10	10	1	1	13	13				○
姫島村			2	2	1	1				1				
日出町		○	13	13	7	7		1	5	9				○
九重町		○	8	4				1	4	4				○
玖珠町	○	○	2	7	5	5		1	2	4				○
合計	10	16	242	315	203	237	15	31	273	323	－	2	－	15

※平成27年2月16日現在

Ⅲ 第3期計画の評価

第3期計画の評価体系について

基本目標である「子育て満足度」日本一について、分かりやすく、かつ、きめ細かく評価するため、個別事業ごとの評価指標（アウトプット指標）と総合的な評価指標（アウトカム指標）とを組み合わせた評価体系とします。

（1）個別事業ごとの評価

個別事業の進捗状況を評価するため、概ね全ての基本施策の各節ごとに、代表的なアウトプット指標を88項目を選定しました。

（2）総合的な評価

総合的な計画の効果（アウトカム）を図る指標として、子育て満足度に関する代表的な指標を設定し、子育て満足度日本一に向けた取組を分かりやすく評価することとしており、10項目を選定しました。

進捗状況の公表について

本計画の進捗状況については、県議会や「おおいた子ども・子育て応援県民会議」等において、毎年度フォローアップを行うとともに、県ホームページ等で公表します。

(1) 個別事業ごとの評価

章	節・項	No	指 標 名	単位	基準値	目標値
						(年度)
第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり	(2)子どもの人権を尊重する意識づくり	1	体験的参加型による人権学習を実施した児童生徒数の割合	%	85.8	25年度 100.0
		2	人権教育推進のファシリテーター養成数(累計)	人	191	25年度 240
	(3)男女共同参画に関する意識づくり	3	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	14.4	21年度 30.0 (※27年度末目標値)
		4	管理的職業従事者に占める女性の割合	%	5.8	21年度 7.0 (※27年度末目標値)
第2章 地域における子育ての支援	(1)地域子育て支援サービスの充実	5	地域子育て支援拠点の設置数	か所	66	25年度 74
		6	ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数	市町村	10	25年度 16
		7	一時預かり実施保育所数	か所	145	25年度 167
		8	ショートステイ事業実施市町村数	市町村	9	25年度 17
		9	トワイライトステイ事業実施市町村数	市町村	5	25年度 9
		10	放課後児童クラブ数	か所	273	25年度 323
		11	条例で定める児童1人あたりのスペースを確保している放課後児童クラブの割合	%	60.4	26年度 100.0
	(2)幼児期の教育・保育の環境整備	12	教育・保育施設等定員数(1号認定)	人	19,444	26年度 17,425
		13	教育・保育施設等定員数(2号認定)	人	21,914	26年度 16,299
		14	教育・保育施設等定員数(3号認定)	人		26年度 14,235
		15	認定こども園数	か所	33	26年度 177
		16	認定こども園と幼稚園における在園児の預かり保育(一時預かり)実施施設数	か所	97	26年度 148
		17	病児・病後児保育実施施設数	か所	15	25年度 31
		18	保育コーディネーター養成数	人	85	26年度 300
	(3)子育て支援者の育成	19	放課後児童支援員研修の受講者数(累計)	人	243	26年度 1,300
		20	地域子育て支援拠点職員研修の受講者数(のべ年間)	人	388	25年度 444
		21	ホームスタート事業に関わる訪問ボランティア数	人	124	26年度 192
	(4)子育て支援サービスに関する情報提供の充実	22	利用者支援事業を実施している市町村数	市町村	1	26年度 17
		23	ホームページ「子育てのタネ」アクセス件数(累計)	件	6,407	25年度 50,000
		24	子育て支援サービスを知っていると答えた人の割合	%	54.5	25年度 100.0
(5)子育て支援のネットワークづくり	25	放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室が連携する小学校区の割合	%	24.9	26年度 100.0	
	26	総合型地域スポーツクラブの会員数	人	15,614	26年度 18,100	
第3章 子育ても仕事もしやすい環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	27	次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみんマーク認定)企業数	社	14	25年度 44
	(2)男性の育児参画の推進	28	男性の子育て支援事業を実施している市町村数	市町村	15	26年度 18
	(3)女性の就労支援	29	働きたい女性のための託児サービス利用件数	件	219	25年度 235
	(4)若者の就労支援	30	若年者(35歳未満)就職率	%	37.0	25年度 40.0

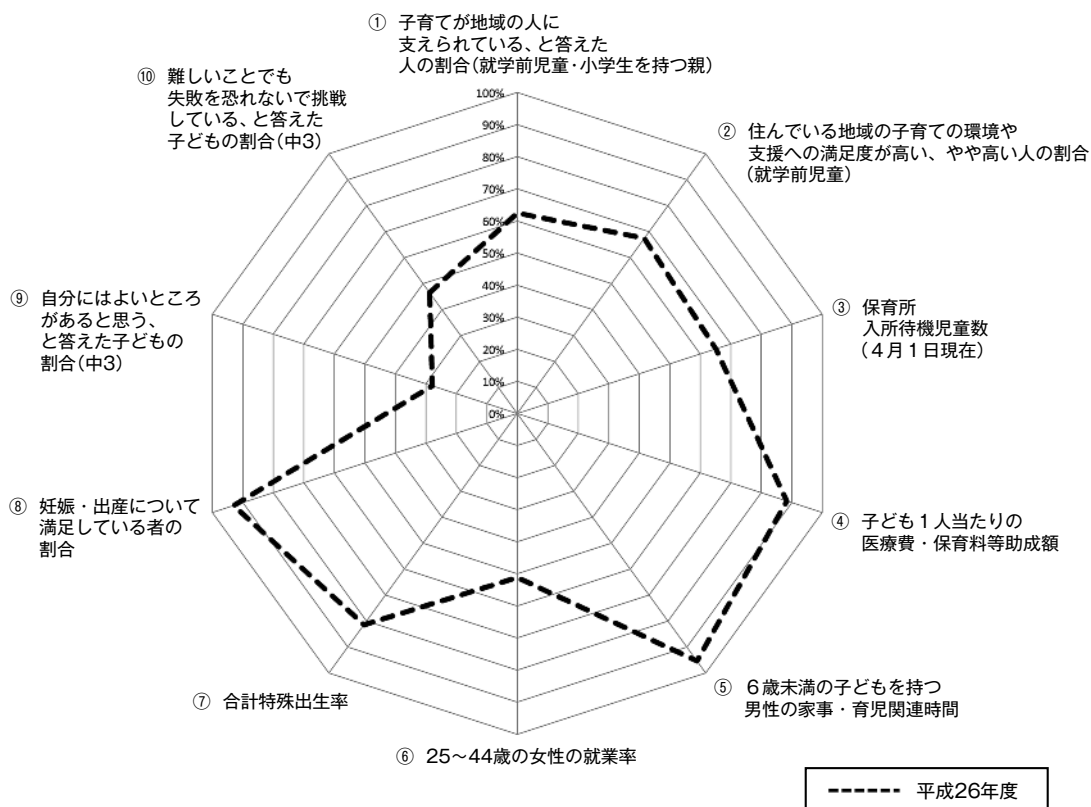
章	節・項	No	指 標 名	単位	基準値		目標値 (31年度)
						(年度)	
(第3章 子育ても仕事しやすい環境づくり)	((4)若者の就労支援)	31	新規高卒者の県内就職率	%	78.3	25年度	82.0
		32	(農業・林業・水産業) 新規就業者数	人/年	300.8	21年度~ 25年度平均	320
第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	(1)児童虐待に対する取組の強化	33	市町村等児童福祉司任用資格取得研修受講者数(累計)	人	11	25年度	55
		(2)社会的養護の充実	34	里親等委託率	%	28.1	25年度
	35		里親登録数	組	127	25年度	161
	36		児童養護施設の本体施設敷地内で行う小規模グループケア率	%	47.3	25年度	79.9
	37		地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア数	か所	6	25年度	15
	38		児童家庭支援センター数	か所	2	25年度	5
	39		児童養護施設における基幹的職員研修課程の修了者数	人	9	25年度	52
	(3)ひとり親家庭への支援	40	大分県母子・父子福祉センターへの相談件数	件	444	25年度	463
		41	大分県母子家庭等就業・自立支援センターでの自立支援プログラムの作成件数(2回以上面接)	件	84	25年度	100
		42	ひとり親家庭の16歳の子どもの在学率	%	94.3	22年	98.0
		43	ひとり親家庭の18歳の子どもの在学率	%	75.3	22年	82.1
		44	大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数	件	111	25年度	120
		45	母子家庭自立支援給付金利用者の就職・進学率	%	92.3	25年度	95.0
	(5)障がい児への支援	46	発達相談支援につながった未就学児数(累計)	人	407	25年度	628
		47	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率	%	27.1	25年度	33.0
	(6)いじめ・不登校やひきこもりへの対応	48	不登校児童生徒の出現率(小学校)	%	0.37	25年度	0.28
		49	不登校児童生徒の出現率(中学校)	%	3.17	25年度	2.79
		50	いじめの解消率	%	84.4	25年度	85.5
		51	青少年自立支援センターの相談件数	件	1,763	25年度	2,000
	(7)在住外国人の親と子どもへの支援	52	外国語対応相談窓口開設時間数	時間/月	21	26年度	78
第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	(1)結婚・妊娠・出産への支援	53	出会い・結婚に関する支援を実施している市町村数	市町村	10	26年度	18
		54	特定不妊治療費の助成件数	件	1,158	25年度	増加
	(2)子どもや母親の健康づくり	55	周産期死亡率	出産千対	4.4	25年	全国水準以下
		56	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	89.5	24年度	全国水準以上
		57	全出生数中の低出生体重児の割合	%	9.1	24年	現状より低下
		58	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	94.4	24年度	全国水準以上
		59	乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	91.4	24年度	全国水準以上
		60	むし歯のない3歳児の割合	%	72.5	24年度	77.0

章	節・項	No	指 標 名	単位	基準値	目標値 (31年度)	
						(年度)	
(第5章 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進)	((2)子どもや母親の健康づくり)	61	むし歯のない12歳児の割合	%	44.1	25年度	52.0
		62	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	4.9	25年	0.0
		63	育児期間中の母親の喫煙率	%	8.7	25年	6.0
		64	育児期間中の父親の喫煙率	%	44.3	25年	30.0
	(3)思春期からの健康づくり	65	十代の人工妊娠中絶率	人口千対	7.3	25年度	全国水準以下
	(4)子どもの病気への支援	66	小児の重症患者を受け入れる二次救急医療圏の整備率	%	83.3	26年度	83.3
	(5)食育の推進	67	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(小5)	%	91.4	25年度	96.4
		68	朝食を毎日食べるようにしている児童生徒の割合(中2)	%	89.5	25年度	94.5
		69	おおいた食育人材バンクの「食文化」分野登録者数	人	50	25年度	60 (※27年度末目標値)
第6章 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	(1)-①確かな学力の育成	70	思考力・判断力・表現力等が身に付いている児童生徒の割合の全国比(小学校)	%	98.9	25年度	103.4
		71	思考力・判断力・表現力等が身に付いている児童生徒の割合の全国比(中学校)	%	97.1	25年度	100.5
	(1)-②豊かな心の育成	72	1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(小5)	%	89.6	26年度	100.0
		73	1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(中2)	%	82.1	26年度	100.0
	(1)-③健康・体力づくりの推進	74	運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 男子)	%	56.7	25年度	63.3
		75	運動・スポーツを週3日以上行う児童生徒の割合(小学校 女子)	%	31.1	25年度	40.7
	(1)-④幼児教育の充実	76	保育力向上研修会を受講した教諭・保育士等の数(のべ)	人	-	-	1,250
	(1)-⑤信頼される学校づくり	77	教育庁チャンネルの動画再生数(累計)	回	270,000	25年度	320,000
	(2)家庭や地域の教育力の向上	78	大分県立美術館の体験学習などに参加する子どもの数	人/年	-	-	10,000
79		「協育」ネットワークの活用により子どもの学びを支える取組に参加した地域住民の割合	%	7.4	25年度	8.6	
第7章 子どもにとって安全・安心なまちづくり	(1)子育てしやすい生活環境づくり	80	バリアフリー化された県営住宅の割合	%	31.1	26年度	34.0
	(2)安心して外出できる環境づくり	81	ユニバーサルデザイン出前授業受講者数(のべ)	人	25,523	25年度	43,500
		82	バリアフリーマップ登録施設数	施設	2,905	25年度	3,200
		83	大分あったか・はーと駐車場協力施設数	施設	1,036	25年度	1,600
		84	1人あたりの都市公園等面積	m ²	12.8	24年度	13.1
	(3)子どもを交通事故から守る環境づくり	85	法指定通学路における歩道等整備率(市町村道を除く)	%	71.9	25年度	78.0
		86	ゾーン30の設置箇所数	か所	12	25年度	27
	(4)子どもを犯罪から守る環境づくり	87	ヤングサポートパトロール実施回数(累計)	回	854	25年度	3,600
		88	フィルタリングサービスその他の方法により携帯電話等によるインターネット利用を監督している保護者の割合(小・中・高)	%	81.8	25年度	100.0

(2) 総合的な評価

具体像	指 標	目標値 (31年度)	基準値 (26年度)	出典
(1) 地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる	①子育てが地域の人に支えられている、と答えた人の割合（就学前児童・小学生を持つ親）	100.0%	62.4%	平成 25 年度 子ども・子育て支援事業計画のための実態調査（市町村調べ）
	②住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合（就学前児童を持つ親）	全国トップレベル (5位) (現況 5位 39.2%)	19位 24.5%	
(2) 必要なときに子育て支援サービスを利用することができる	③保育所入所待機児童数（4月1日現在）	全国トップレベル (5位) (現況 5位 0人)	20位 42人	平成 26 年厚生労働省調べ (4月)
	④子ども 1人当たりの医療費・保育料等助成額	全国トップレベル (5位) (現況5位 13,646円)	10位 10,081円	こども子育て支援課調べ
(3) 親と子どもが十分に向き合うときを持ち、互いに喜びを感じることができる	⑤6歳未満の子どもを持つ男性の家事・育児関連時間	全国トップレベル (5位) (現況 5位 93分)	7位 86分	平成 23 年 社会生活基本調査
	⑥25～44歳女性の就業率	全国トップレベル (5位) (現況 5位 79.1%)	26位 71.7%	平成 24 年 就業構造基本調査
(4) 希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる	⑦合計特殊出生率	全国トップレベル (5位) (現況 5位 1.64)	13位 1.56	平成 25 年 人口動態統計（確定数）
	⑧妊娠・出産について満足している者の割合	全国トップレベル (5位) (現況 5位 74.3%)	8位 71.8%	平成 25 年「健やか親子 21」 推進状況に関する実態調査
(5) かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる	⑨自分にはよいところがあると思う、と答えた子どもの割合（中学3年生）	全国トップレベル (5位) (現況 5位 72.3%)	36位 65.7%	平成 26 年度 全国学力・学習状況調査
	⑩難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している、と答えた子どもの割合（中学3年生）	全国トップレベル (5位) (現況 5位 73.6%)	28位 67.9%	
達成率			67.9%	

「総合的な子育て満足度」レーダーチャート



IV 資料編

1 各論編施策別担当課・室一覧

各 論 編			企画振興部			福祉保健部						生活環境部					
			国際政策課	芸術文化スポーツ局	交通政策課	地域福祉推進室	監査指導室	医療政策課	薬務室	健康対策課	こども子育て支援課	障害福祉課	生活環境企画課	地球環境対課	県民生活・男女共同参画課	私学振興・青少年課	食品安全・衛生課
章	節 項	節名・項名															
1 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり	1	社会全体の意識づくり							○								○
	2	子どもの人権を尊重する意識づくり							○								
	3	男女共同参画に関する意識づくり							○			○					
2 地域における子育ての支援	1	地域子育て支援サービスの充実							○								
	2	幼児期の教育・保育の環境整備				○			○								
	3	子育て支援者の育成							○								
	4	子育て支援サービスに関する情報提供の充実							○				○				
	5	子育て支援のネットワークづくり				○			○				○				
3 子育ても仕事もしやすい環境づくり	1	ワーク・ライフ・バランスの推進												○			
	2	男性の育児参画の推進							○					○			
	3	女性の就労支援												○			
	4	若者の就労支援															
4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	1	児童虐待に対する取組の強化							○								
	2	社会的養護の充実							○								
	3	ひとり親家庭への支援							○								
	4	子どもの貧困対策の推進							○								
	5	障がい児への支援							○	○	○						
	6	いじめ・不登校やひきこもりへの対応				○									○		
	7	在住外国人の親と子どもへの支援	○						○								
5 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	1	結婚・妊娠・出産への支援							○	○				○			
	2	子どもや母親の健康づくり							○								
	3	思春期からの健康づくり							○								
	4	子どもの病気への支援					○		○								
	5	食育の推進							○						○		
6 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	1	子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり															
	1	確かな学力の育成															
	2	豊かな心の育成				○											
	3	健康・体力づくりの推進															
	4	幼児教育の充実															
	5	信頼される学校づくり															
7 子どもにとって安全・安心なまちづくり	2	家庭や地域の教育力の向上		○						○		○					
	1	子育てしやすい生活環境づくり															○
	2	安心して外出できる環境づくり			○	○											
	3	子どもを交通事故から守る環境づくり										○					
4	子どもを犯罪から守る環境づくり								○				○	○			

2 計画策定の経過

時 期	内 容
26年2月7日	平成25年度第3回大分県次世代育成支援対策推進会議 連絡会議
2月20日	平成25年度第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議
2月28日	平成25年度第2回大分県次世代育成支援対策推進会議
4月18日	県議会福祉保健生活環境委員会（臨時開催） 報告
4月22日	第1回おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）会議
5月19日	第2回ワーキンググループ会議
5月30日	第3回ワーキンググループ会議
6月2日	平成26年度第1回大分県次世代育成支援対策推進会議 連絡会議
6月12日	平成26年度第1回大分県次世代育成支援対策推進会議
6月20日	平成26年度第1回おおいた子ども・子育て応援県民会議
6月27日	県議会平成26年第2回定例会 福祉保健生活環境委員会 報告
7月1日	「安心・活力・発展プラン2005」推進委員会 第1回安心部会 報告
7月3日	第4回ワーキンググループ会議
7月29日	第5回ワーキンググループ会議
8月5日	第2回大分県次世代育成支援対策推進会議 連絡会議
8月22日	第2回おおいた子ども・子育て応援県民会議
9月2日	県議会第3回定例会 報告議案提出
10月6日	「安心・活力・発展プラン2005」推進委員会 第2回安心部会 報告
10月15日～	パブリックコメントの募集
11月14日	
11月27日	第3回大分県次世代育成支援対策推進会議 連絡会議
12月8日	県議会第4回定例会福祉保健生活環境委員会 報告
12月11日	第2回大分県次世代育成支援対策推進会議
12月18日	第3回おおいた子ども・子育て応援県民会議
27年2月26日	県議会平成27年第1回定例会 議案提出
3月12日	県議会平成27年第1回定例会福祉保健生活環境委員会 議案審議
3月17日	県議会平成27年第1回定例会 議案可決

3 おおいた子ども・子育て応援県民会議条例

(平成 25 年 7 月 4 日大分県条例第 33 号)

(設置)

第 1 条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 4 項の規定に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 県民会議は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 6 条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

第 7 条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第 1 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成26年条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(調査審議等の特例)

2 おおいた子ども・子育て応援県民会議は、この条例の施行の日前においても、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る事項の調査審議等を行うことができる。

おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部を改正する条例(抄)

(平成26年9月24日大分県条例第40号)

おおいた子ども・子育て応援県民会議条例(平成25年大分県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事項」の下に「及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項」を、「第77条第4項」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

4 おおいた子ども・子育て応援県民会議委員名簿

氏 名	団体・機関・所属等
安 達 笑 子	日本労働組合総連合会大分県連合会
安 東 美智代	大分県小中学校長会協議会
今 村 博 彰	大分市
○ 宇根谷 孝 子	立命館アジア太平洋大学
大 里 順 子	大分県P T A連合会
加 藤 寿 代	大分県社会福祉協議会
神 谷 紘 子	公募委員
河 津 勇 成	公募委員
神 田 寿 恵	大分県保育連合会
後 藤 孝 代	公募委員
近 藤 邦 子	大分県児童養護施設協議会
佐 藤 晋 治	大分県臨床心理士会
曾 我 章 弘	大分県商工会連合会
多々良 友 美	おおいた地域若者サポートステーション
帯 刀 里 美	山香児童館
堤 洋 子	大分県民生委員児童委員協議会
土 居 孝 信	大分県私立幼稚園連合会
橋 本 順 子	社会保険労務士
引 田 正 信	大分県里親会
藤 田 里 美	大分県中小企業団体中央会
藤 本 保	大分県医師会
藤 原 眞 弓	大分県商工会議所連合会
古 本 幸 枝	公募委員
前 川 裕 史	おおいたおやじネットワーク
正 本 秀 崇	大分県認定こども園連合会
椋 野 美智子	大分大学
◎ 山 岸 治 男	日本文理大学
渡 部 さおり	大分合同新聞社

◎会長、○副会長

(50音順 敬称略)

5 大分県次世代育成支援対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 少子化の急速な進行に対応して、県が取り組むべき次世代育成支援対策について、総合的かつ効果的に施策を実施するため、大分県次世代育成支援対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 次世代育成支援対策に関する施策の企画・調整に関すること。
- 二 次世代育成支援対策に関する施策の効果的推進に関すること。
- 三 次世代育成支援対策に関する調査・研究に関すること。
- 四 その他次世代育成支援対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務等)

第4条 会長は、推進会議を統括し、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

(連絡会議)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- 2 連絡会議は、協議しようとする内容に係る福祉保健部こども子育て支援課少子化対策班兼務・併任主幹及び関係課室の職員等をもって構成する。
- 3 連絡会議は、福祉保健部こども子育て支援課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部こども子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、土木建築部長、病院局長、教育長、警察本部長

6 おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)(以下「応援プラン」という。)を策定するにあたり、大分県次世代育成支援対策推進会議におおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- (1) 応援プランの策定に関する事項
- (2) その他後期行動計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 ワーキンググループは、庁内関係課室の職員及びおおいた子ども・子育て応援県民会議会長が指名する者とする。

2 ワーキンググループの座長は、福祉保健部こども子育て支援課参事をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(職務等)

第5条 座長は、ワーキンググループを統括し、必要に応じワーキンググループを招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、福祉保健部こども子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

7 おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)策定ワーキンググループ委員名簿

所 属 等		氏 名
おおいた子ども・子育て応援県民会議委員	大分県社会福祉協議会	加 藤 寿 代
	大分県民生委員児童委員協議会	堤 洋 子
	大分県 PTA 連合会	土 師 真寿美 大 里 順 子
	社会保険労務士	橋 本 順 子
	大分合同新聞社	渡 部 さおり
総 務 部	財政課 予算第四班主幹 (総括)	金 子 成 人
企画振興部	政策企画課 政策企画班主幹	荻 貴 伸
福祉保健部	福祉保健企画課 企画管理班主幹 (総括)	首 藤 丈 彦
	地域福祉推進室 地域福祉班主幹	阿 部 剛
	健康対策課 母子保健班課長補佐 (総括)	衛 藤 照 美
	こども子育て支援課 参事 ※座長	伊 東 雅 人
	障害福祉課 障害児支援班課長補佐 (総括)	佐々木 裕 仁
生活環境部	県民生活・男女共同参画課 参画推進班主査	高 橋 純 子
商工労働部	労政福祉課 労政福祉班主幹	後 藤 トモ子
	雇用・人材育成課 就業支援班課長補佐 (総括)	安 部 宏 志
土木建築部	建設政策課 企画・アセットマネジメント推進班主幹	石 和 徹 也
教 育 庁	義務教育課 義務教育指導班指導主事兼課長補佐 (総括)	姫 野 悟
	社会教育課 生涯学習推進班主任社会教育主事	多 田 千 栄
	体育保健課 学校体育班指導主事兼主幹 (総括)	亀 井 真 也
警 察 本 部	少年課 企画・指導係課長補佐	柳 原 ユ リ

(敬称略)

表紙・裏表紙の作品

第 32 回「高山辰雄賞ジュニア美術展」優賞作品（幼稚園生・小学生）

大分市出身の日本画家、故高山辰雄画伯が文化勲章を受章したのを記念して 1983 年に始まった、県内の児童・生徒による絵画コンクールです。幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒からの応募作品は例年約 10 万点に及んでいます。

平成 27 年 3 月発行

おおいた子ども・子育て応援プラン
(第 3 期計画)

～子育て満足度日本一を目指して～

発行 大分県福祉保健部こども子育て支援課

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

☎097-506-2712

